

令和 9 年度 保育施設利用のご案内正誤表

令和 8 年 10 月発行「令和 9 年度保育施設利用のご案内」の内容に変更・誤り等がありましたのでお知らせいたします。

P36・47「あすもベビーホーム松庵」について掲載内容に変更があります。

「あすもベビーホーム松庵」は、募集を停止しています。そのため、令和 9 年 4 月入所以降の入園および転園の申し込みは行っておりません。P47 ページに掲載している「※ 7」は削除となります。

P43 No.75 Nicot 井荻保育園の延長保育時間に変更になりました。

No.		保育所名	延長保育
32	変更後	Nicot 井荻	18 : 30～20:00
	変更前		18 : 30～20:30

P63 助成上限額・補助要件等一覧表について、企業主導型保育事業における助成上限額が変更となりました。

【変更前】

施設・事業類型	対象区分		助成上限額		
			施設利用費	利用支援補助金	合計
○企業主導型保育事業	0～2 歳児	課税世帯	—	月額 80,000 円	月額 80,000 円
		非課税世帯	※2	月額 34,300 円	月額 34,300 円
	3～5 歳児		※2	月額 36,700 円	月額 36,700 円

【変更後】

施設・事業類型	対象区分		助成上限額		
			施設利用費	利用支援補助金	合計
○企業主導型保育事業	0～2 歳児	課税世帯	—	月額 80,000 円	月額 80,000 円
		非課税世帯	※2	月額 38,000 円	月額 38,000 円
	3～5 歳児		※2	月額 40,000 円	月額 40,000 円

令和9年度

保育施設利用のご案内

令和9年4月～令和10年2月入所

●保育所等の入所を希望する保護者の方は、必ず本冊子の内容をご確認の上、お申込みください。

4月入所申込受付期間

締切午後5時

一次 令和8年10月1日(木)～令和8年11月30日(月)

二次 令和8年12月1日(火)～令和9年2月1日(月)

障害児保育等の相談や申込みの方

令和8年10月13日(火)～令和8年10月19日(月)

※障害児保育等の申込みの方は右の二次元コードから事前予約してください。



(1世帯45分以内)

令和9年5月～令和10年2月入所申込み締切日

締切午後5時

※障害児保育等の申込の方は、区役所窓口でお申込みください。

入所希望月	申込締切日
令和9年5月入所	令和9年4月12日(月)
6月入所	5月10日(月)
7月入所	6月10日(木)
8月入所	7月12日(月)
9月入所	8月10日(火)
10月入所	9月10日(金)

入所希望月	申込締切日
令和9年11月入所	令和9年10月12日(火)
12月入所	11月10日(水)
令和10年1月入所※	
2月入所※	3月入所の募集はありません
3月入所	

※1、2月入所の申込締切日が他の月に比べて早くなっておりますのでご注意ください。

認可施設の定員や保育サービス、整備・運営形態等は、令和8年10月時点の情報をもとに編集しているため、その後の保育施策の見直し等に伴い、変更となる場合がありますのでご了承ください。

「区ホームページ」とあるのは「保幼(ぽよ)ナビ」を指します。

杉並区公式LINE
をご活用ください。問い合わせは
保育課
認定・入園係へ代表 03(3312)2111
ダイヤルイン 03(5307)0657申請の
流れが分かる
YouTube動画
はこちら

目次

杉並区における保育施設の種類	P 1
ご案内ページガイド	P 2
認可施設入園までの流れ	P 4
1 杉並区内の認可保育所・地域型保育事業を利用できる方	P 5
2 保育の必要性の認定について	P 6
3 認定申請及び入所・転園申込みから決定までの流れ	P 8
【1】 令和9年4月入所	P 8
【2】 令和9年5月～令和10年2月入所	P 10
4 認可施設の入所・転園申込みに必要な書類について	P 12
5 利用調整の指数・同一指数の場合の優先順位について	P 18
6 注意事項	P 27
【1】 申込み時のご注意	P 27
【2】 「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」について	P 27
【3】 会社勤務の方で就労証明書を提出される方	P 27
【4】 就労要件で申し込む方へ	P 28
【5】 これから生まれる予定の児童の申込みについて（1月、2月、4月入所申込み希望の場合のみ）	P 28
【6】 ひとり親の方の提出書類について	P 29
【7】 支援が必要な児童の申込みについて	P 29
【8】 別の保育施設へ転園を希望する方へ	P 30
【9】 申込児童の育児休業中で弟妹の妊娠・出産の事由に該当する期間が入所月にかかる場合の申込みについて	P 31
7 延長保育について	P 32
8 申込み後の手続き等について	P 34
9 認可保育所等	P 36
よくあるご質問（FAQ）	P 52
10 居宅訪問型保育事業	P 58
11 杉並区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）	P 58
12 今後の保育施設の整備予定について	P 59
13 病児保育	P 59
14 認可保育所等保育料について【全世帯無償化】	P 60
15 家庭福祉員・グループ保育室	P 62
16 認証保育所	P 62
17 認証保育所・認可外保育施設・一時預かり事業の保育料助成制度	P 63
18 こども誰でも通園制度	P 64
19 区立子供園	P 65
20 私立幼稚園	P 66
21 主な変更点とお知らせ	P 68

杉並区における保育施設の種類

施設区分／概要				クラス※1	開所時間※2		延長	保育の必要性 ありの認定	施設 利用申込先	保育料 ★契約条件によ る区補助あり	
保育施設	認可施設	認可保育所 ・国の設置運営基準を満たした児童福祉施設 P36～51参照	区立	0歳～5歳	11時間	7時30分～18時30分	○	必要 (P6・7参照)	区	無料	
			私立			施設による	(施設による)				
		地域型保育事業(区の設置運営基準)	小規模保育事業所(A型・B型)※3 ・認可保育所に比べ小規模な環境(定員6～19人)で保育を行う施設 P36～51参照		0歳～2歳	11時間	施設による				(施設による)
			事業所内保育事業所(地域枠) (保育所型・小規模A型・小規模B型)※4 ・区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設け保育を行う施設 P36～51参照								
			家庭的保育事業所 ・家庭的な雰囲気のもとで、保育を実施する施設(定員5名まで) P36～51参照								
	居宅訪問型保育事業 ・児童の自宅において1対1で保育を行う事業 P58参照										
	認可以外の施設	家庭福祉員 ・自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で、一定の資格を有し、区長の認定を受けた保育経験者が保育を行う P62参照		0歳～2歳	8時間以上	8時30分～17時	×		不要 (補助金申請時には必要)	施設	P62参照
		グループ保育室 ・杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営 P62参照		0歳～2歳	11時間	7時30分～18時30分	×				
		認証保育所 ・東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設 P62参照	A型	産休明けから小学校就学前まで	13時間以上	施設による	(施設による)			施設	各施設による★
		その他認可外保育施設(ベビーホテル) ・民間事業者や個人が設置運営する保育施設で、東京都(令和8年11月からは杉並区)に届出している施設。 区ホームページ参照		0歳～施設による	施設による		(施設による)				
その他認可外保育施設(企業主導型) ・企業が従業員ののために設置するもので、他の企業との共同利用や地域に住む方の利用枠も設定できる。 区ホームページ参照		0歳～施設による	施設による		(施設による)						
教育施設	幼保一体化施設	区立子供園 ・区立幼稚園を転換した、区独自の幼保一体化施設 ・短時間保育と長時間保育の児童と一緒に保育 P65参照	短時間保育	3歳～5歳	5時間	9時～14時	×	不要	施設	幼児教育・保育無償化により、無料	
			長時間保育		11時間	7時30分～18時30分		必要	区		
		私立幼稚園 ・幼児の「学びの場」を提供する学校教育法に基づいた学校 P66参照		3歳～5歳(一部2歳から)	4～5時間(その他預かり保育実施施設有)	施設による	(施設による)	不要(預かり保育補助金申請時には必要)	施設	幼児教育無償化により、上限内で無償	

同時期に複数の保育施設・教育施設に在籍することはできません。

※1: 受入年齢や詳細は施設によって異なりますのでご注意ください。

※2: 保育施設と区立子供園 (長時間保育) の開所時間は利用可能な上限時間であり、実際に保育を必要とする時間のみ施設を利用することができます。

※3: A型は全ての保育従事者が保育士資格を有し、B型は6割以上の保育従事者が保育士資格を有します。

※4: 保育所型は定員が20人以上、小規模A型及び小規模B型は定員が19人以下の事業所内保育事業所です。

保育所型及び小規模A型は全ての保育従事者が保育士資格を有し、小規模B型は6割以上の保育従事者が保育士資格を有します。

★: 保育料補助制度等があります。詳細はP63をご確認ください。

杉並区に住民登録がある方

杉並区の認可施設の入所申込みを行う場合

- ・スケジュール、申込みまでの流れを確認する P.4・P.8～10
 - ・申込みの期限を確認する 表紙・P.11
 - ・申込有効期間を確認する P.11
 - ・保育の必要性の認定について確認する P.6～7
 - ・提出書類を確認する P.12～16
 - ・申し込みにあたっての注意事項を確認する P.27～31
 - ・選考の方法、指数や優先順位を確認する P.18～26
 - ・4月入所・転園における優先的な利用調整について確認する P.20～21
 - ・申し込む認可施設を選ぶ P.36～51
- 該当の方のみ**

 - ・これから生まれる予定の児童の入所申込みを行う P.28
 - ・申込児童の下の子の出産予定がある P.31
 - ・現在、育児休業中である P.28
 - ・2人以上の兄弟姉妹を同時に申し込む P.19
 - ・支援が必要な児童（障害や発達の違い、気になる症状がある児童）の申込みを行う P.29
 - ・月ぎめの延長保育の利用を申し込む P.32

杉並区の認可施設に在籍していて、別の認可施設へ転園申込みを行う場合

- ・スケジュール、申込みまでの流れを確認する P.4・P.8～10
 - ・申込みの期限を確認する 表紙・P.11
 - ・申込有効期間を確認する P.11
 - ・保育の必要性の認定について確認する P.6～7
 - ・提出書類を確認する P.12～16
 - ・申し込みにあたっての注意事項を確認する P.27～31
 - ・選考の方法、指数や優先順位を確認する P.18～26
 - ・4月入所・転園における優先的な利用調整について確認する P.20～21
 - ・申し込む認可施設を選ぶ P.36～51
- 該当の方のみ**

 - ・現在、育児休業中である P.30
 - ・2人以上の兄弟姉妹を同時に申し込む P.19
 - ・支援が必要な児童（障害や発達の違い、気になる症状がある児童）の申込みを行う P.29
 - ・月ぎめの延長保育の利用を申し込む P.32

家庭福祉員・グループ保育室の申請を行う場合

認証保育所・認可外保育施設・一時預かり事業の保育料助成制度を利用する場合

- ・家庭福祉員・グループ保育室の利用できる条件や施設の情報を確認する P.62
- ・認証保育所・認可外保育施設・一時預かり事業の保育料助成制度について確認する P.63
- ・保育の必要性の認定について確認する P.6
- ・保育の必要性の認定の申請方法を確認する P.7

杉並区外の認可施設へ入所・転園申込みを行う場合

- ・申込みの方法や期限、必要書類を他自治体に確認する P.17

杉並区に住民登録がない方

杉並区に転入予定のある方（入所希望月の前月末日までに転入の届出及び保育課での手続きをする予定の方）が杉並区の認可施設への入所申込みを行う場合

- ・申し込みできる条件、申込窓口を確認する……………P.5
- ・スケジュール、申込みまでの流れを確認する……………P.8～10
- ・申込みの期限を確認する……………表紙・P.11
- ・申込有効期間を確認する……………P.11
- ・保育の必要性の認定について確認する……………P.6～7
- ・提出書類を確認する……………P.12～16
- ・申し込みにあたっての注意事項を確認する……………P.27～31
- ・選考の方法、指数や優先順位を確認する……………P.18～26
- ・4月入所・転園における優先的な利用調整について確認する……………P.20～21
- ・申し込む認可施設を選ぶ……………P.36～51

該当の方のみ

- ・これから生まれる予定の児童の入所申込みを行う……………P.28
- ・申込児童の下の子の出産予定がある……………P.31
- ・現在、育児休業中である……………P.28
- ・現在、申込児童が教育・保育施設に在園中で申込児童の下の子の育児休業中である……………P.30
- ・2人以上の兄弟姉妹を同時に申し込む……………P.19
- ・支援が必要な児童（障害や発達の遅れ、気になる症状がある児童）の申込みを行う……………P.29
- ・月ぎめの延長保育の利用を申し込む……………P.32

杉並区内に在勤・在学のある方（保護者のいずれか又は両方が杉並区で月48時間以上在勤又は在学している方）、杉並区に里帰り出産予定がある方が杉並区の認可施設の入所申込みを行う場合

- ・申し込みできる条件、申込窓口を確認する……………P.5
- ・スケジュール、申込みまでの流れを確認する……………P.8～10
- ・申込みの期限を確認する……………表紙・P.11
- ・提出書類を確認する……………P.13～16
- ・申し込みにあたっての注意事項を確認する……………P.27～31
- ・選考の方法、指数や優先順位を確認する……………P.18～26
- ・申し込む認可施設を選ぶ……………P.36～51

該当の方のみ

- ・これから生まれる予定の児童の入所申込みを行う……………P.28
- ・現在、育児休業中である……………P.28
- ・2人以上の兄弟姉妹を同時に申し込む……………P.19
- ・支援が必要な児童（障害や発達の遅れ、気になる症状がある児童）の申込みを行う……………P.29

杉並区に転入予定がある方が転入前の自治体で認可施設を利用しており、転入後も引き続き同じ認可施設を利用する場合

- ・申込みの方法や期限、必要書類を確認する……………P.17

認可施設入園までの流れ

STEP 1 保育の必要性ありの認定を受ける P.6 ~ P.7

ご自身の保育を必要とする事由（認可施設を利用する理由）をご確認ください。利用申込みには、その事由に該当する書類（P.14 参照）の準備が必要です。

なお、杉並区内の認可施設の利用申込みは、保育の必要性の認定申請を兼ねているため、保育の必要性ありの認定を受けるための追加の手続きはありません。

STEP 2 入所希望月を決める P.8 ~ P.11

杉並区の認可施設は月単位での利用となり、利用開始日は毎月 1 日です。

4月から翌年2月までの各月利用開始分の申込みを受け付けています。3月利用開始分の募集はありません。

※育児休業中に申込みをする場合、入所が決まると、入所月中に復職する必要があります。

STEP 3 希望する認可施設を決める P.36 ~ P.51

最大9園まで申し込むことができます。0～2歳児クラスの方の場合、認可保育所（地域型保育事業を除く園。9認可保育所等（P.36～51）に青色で表記されている園を指す）は7園以上希望することはできませんのでご注意ください。園ごとの受け入れ可能月齢・クラスも必ずご確認ください。



保育施設の
空き状況



4月入所利用調整
の参考データ

STEP 4 申込みに必要な書類を準備する P.12 ~ P.16

必要な書類は世帯によって異なります。P.12～16 ページを必ずご確認ください。

また、提出書類チェックシート（右記二次元コード）より世帯状況に応じた提出書類の確認ができます。



必要書類
チェックシート

STEP 5 締切日までに区に申込みをする P.8 ~ P.11

提出方法は、区役所または子どもセンターでの窓口提出・区役所への郵送・区ホームページからの電子申請の3通りです。原則、区ホームページからの電子申請をお願いします。なお、いずれの方法でも締切日午後5時までに到着した申請が有効な申請となります。申込の詳細は、裏表紙をご確認ください。



入園・転園に
必要な申請書類

STEP 6 利用調整結果を確認する P.8 ~ P.11

区からの電話または通知にて結果をお知らせします。なお、区ホームページに掲載の電子申請フォームから申し込んだ方に限り、区ホームページにて内定者公表を行っています。内定者公表は4月一次入所では1/15(金)夕方頃、二次入所では2/19(金)夕方頃、それ以外の月の入所では入所希望月の前月20日夕方頃に行います。



認可施設の
利用調整結果

STEP 7 内定園と面談・健康診断を受ける

利用開始月の前月までに内定した保育園と面談・健康診断等を行う必要があります。

保育園の申込みで悩んだり相談したいときはこちら

区公式 YouTube



入所申込を
考えたら
見よう！

区公式 LINE を活用しよう！



保育園マップで園
探し！入所相談
チャットボットで
いつでも相談可能！

区ホームページ



保活ワンストップサービス
（令和9年2月から保活ワン
ポータルに変更予定）を利用
した園見学の予約や指数
シミュレーターが使える！

1 杉並区内の認可保育所・地域型保育事業を利用できる方

【1】申込日現在、杉並区に住民登録がある方

申込窓口 保育課 認定・入園係 ※必要書類は P12 参照

【2】申込日現在、杉並区外に住民登録があり、以下の(1)～(3)に該当する方

(1) 入所希望月の前月末日(末日が土・日・祝日の場合はその前開庁日)までに転入予定のある方 (各月の締切日までに転入先の物件が決まっていることが必要です。)

申込窓口 保育課 認定・入園係 ※必要書類は P12・13 参照

注意事項

※入所希望月の前月末日までに転入できない場合、または転入しても＜転入後に必要な書類(本申込み) P13 参照＞の提出がない場合は、**原則内定取り消し、または申込みが無効となります。**

(2) 保護者のいずれかまたは両方が杉並区で月48時間以上在勤または在学をしている方

申込窓口 住民登録がある自治体(杉並区の各入所希望月の締切日の一週間前までに**住民登録がある自治体**にお申し込みください。) ※必要書類は P13 参照

注意事項

- ・入所希望月中に杉並区内での就労・就学を開始、継続することが確定していない場合は申込みできません。
- ・入所希望月中に妊娠出産期間(出産予定月の前2か月から、出産(予定)日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで)・育児休業期間がかかる場合は、保護者どちらかが入所希望月に杉並区へ通勤・通学することができる状況でないと申込みできません。詳しくは、必要書類「**在勤・在学の申込に関する同意書**」をご確認ください。
- ・**申込みできる施設や入所希望月に係る制限**がありますので、以下の表【(2)(3)の方向け 申込み制限】をご確認ください。
- ・在園可能期間は卒園までです。ただし、入所後に保護者の就労先(就学先)が杉並区外に変更になった場合または杉並区内での就労(就学)をやめてしまった場合は、**その月の末日**までになります。

指数について

＜杉並区に在勤・在学している保護者＞

基準指数(杉並区で在勤、在学している日数、時間のみ対象)に対して、調整指数(P25) 項番 23(－5点)を適用

＜杉並区に在勤・在学していない保護者＞

基準指数(P23) No.11 その他、保育が必要と認めた状態(1点)を適用

(3) 里帰り出産のため、保護者と申込みをする児童が杉並区内へ帰省する方

申込窓口 住民登録がある自治体(杉並区の各入所希望月の締切日の一週間前までに**住民登録がある自治体**にお申し込みください。) ※必要書類は P13 参照

注意事項

- ・**申込みできる施設や入所希望月に係る制限**がありますので、以下の表【(2)(3)の方向け 申込み制限】をご確認ください。
- ・保護者両方に、それぞれ基準指数(P23) No.11 その他(1点)が適用となります。
- ・在園可能期間は出産予定月の前2か月から出産(予定)日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。期間を過ぎての継続入所はできません。

【(2)(3)の方向け 申込み制限】

保育施設	クラス	入所申込		延長保育
区立	0～2歳児	×		－
	3～5歳児	4月入所	×	月ぎめ申込不可 (延長スポット保育は可能)
		5月入所以降	○	
私立	0～5歳児	○		園による
地域型保育事業	0～2歳児	×		－

※各クラスの空きが1名となったときは、杉並区民枠として確保するため、空きが2名以上の場合のみ利用調整の対象となります。

※申込みをする児童が、住民登録のある自治体で保育施設・教育施設を利用中の場合、申込みに制限がある可能性がございます。そのため、住民登録のある自治体に必ずご確認ください。

※(2)(3)の場合、利用調整結果は住民登録がある自治体を経由して通知します。そのため、杉並区の「保育所等利用調整結果通知書」は保護者に発送されません。利用結果の通知の様式等は、住民登録がある自治体にご確認ください。

2 保育の必要性の認定について

教育・保育施設の利用または幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、利用する施設に応じた「保育の必要性の認定」が必要です。認可施設の利用にあたっては、就労等の理由により家庭で保育することが困難であること（保育の必要性あり）の認定を受ける必要があります。

【1】認定とは

保育の必要性の認定は、保護者からの申請に基づき、下表の認定区分に応じて、区が審査・決定します。認定の決定は、保育施設の利用可否を決定することとは異なります。

教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法第19条）			
認定区分	3号	2号	1号
年齢	0歳～3歳誕生日前々日	3歳誕生日前日～就学前	3歳誕生日前日～就学前
保育の必要性	あり	あり	なし
利用できる主な施設・事業	認可保育所、地域型保育事業、認証保育所、認可外保育施設等	認可保育所、認定こども園等	新制度幼稚園、区立子供園、認定こども園等

施設等利用給付認定（子ども・子育て支援法第30条の4）			
認定区分	3号（新3号）	2号（新2号）	1号（新1号）
年齢	4月1日時点で満3歳未満のうち、区民税非課税世帯	4月1日時点で満3歳以上～就学前	3歳誕生日前日～就学前
保育の必要性	あり	あり	なし
利用できる主な施設・事業	幼稚園の預かり保育事業等、一時預かり保育、認可外保育施設、ベビーシッター等	区立子供園（保育の必要性の認定を受けた方）、幼稚園の預かり保育事業等、認証保育所、認可外保育施設	未移行幼稚園

- 保育の必要性ありの認定を受けている場合、年に1回現況確認を行います。
- 教育・保育給付認定の3号から2号への切り替えは、現況確認などで保育の必要性が継続していることを確認できている方に対してのみ行います。
- 既に教育・保育給付認定3号・2号を受けている場合は、必要に応じて施設等利用給付認定3号・2号を受けているものとみなします。

【2】保育を必要とする事由と認定有効期間

保育の必要性の認定は、「保育を必要とする事由」に応じて提出していただく書類に基づき区が審査・決定します。また、保育を必要とする事由ごとに、認定有効期間が定められています。

保育必要事由	認定有効期間	認定時の条件・注意点	保育必要量
就労	就労している期間 ※ただし育児休業中の方は復職月から有効。 なお、当該児童の育児休業から復職せずに下の子の出産休暇中に入所を希望する場合、「妊娠または出産」に該当します。	1か月に48時間以上就労することを常態とすることが条件です。	標準時間または短時間 ※就労時間＋通勤時間（勤務先～保育園）を含め、1日8時間以上の拘束時間が発生するかどうかを基準に、区が決定します。（次ページ参照）
疾病または障害	各事由が生じている期間	診断書は、発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状況について具体的な記載が必要です。	標準時間または短時間 ※状況に応じて選択可能です
介護または看護		保護者が同居の親族を常時介護または看護している場合に限りです。	標準時間または短時間 ※1日8時間以上の拘束時間が発生するかどうかを基準に、区が決定します。
災害復旧		保護者が震災、風水害、その他の災害の復旧にあっていることが条件です。	標準時間または短時間 ※状況に応じて選択可能です
妊娠または出産	出産予定月の2か月前から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	求職活動を継続して行っていることが条件です。（求職活動を中止した場合、その時点で認定有効期間は終了となります。） 就労先が決定した場合は、保育課認定・入園係にご連絡ください。	標準時間または短時間 ※状況に応じて選択可能です
求職活動	認定希望月の初日から起算して90日経過をする日が属する月の末日まで		短時間
就学（職業訓練）	在学している期間	カリキュラムや時間割等から日中保育を必要とすることが確認できることが条件です。詳細はP22参照。	標準時間または短時間 ※就学時間＋通学時間（通学先～保育園）を含め、1日8時間以上の拘束時間が発生するかどうかを基準に、区が決定します。（次ページ参照）
虐待・DV	保育を必要とする期間	保育課認定・入園係にお問い合わせください。	標準時間または短時間 ※状況に応じて選択可能です

※認可施設に在園中の児童について、認定有効期間が満了する月の末日までに、翌月以降の保育を必要とする事由に該当する状況であることが確認できた場合には、期間満了後、該当する事由における認定有効期間まで在園し続けることができます。

【3】保育の必要量について

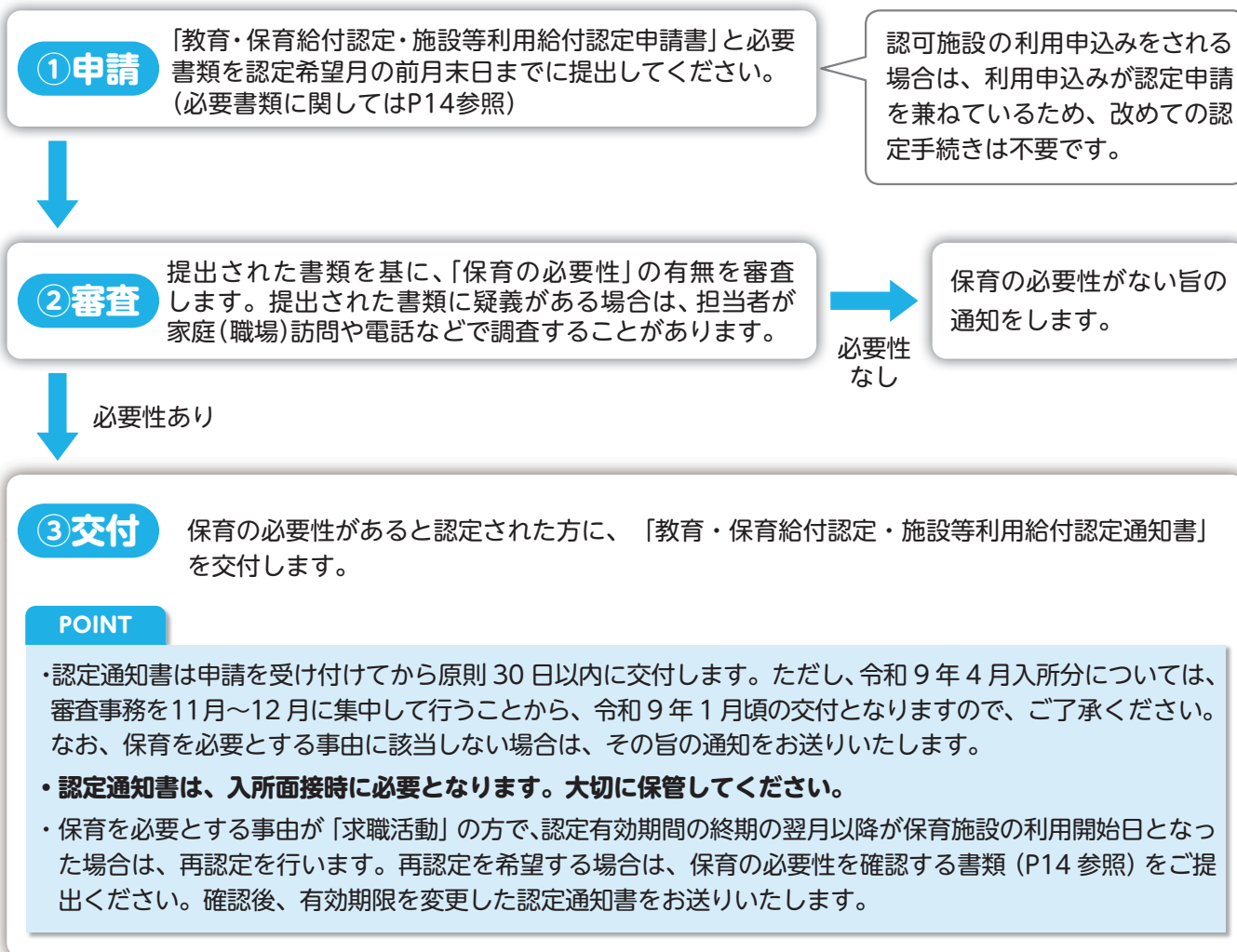
3号・2号認定を受けた場合、保育を必要とする認定事由や状況に応じて、保育施設の利用可能な上限時間を「保育必要量」として認定します。認定事由が「就労」の場合、就労先の1日の拘束時間と通勤時間（保育所と職場の往復に要する時間）を足した時間により、判断します。

区分	内容	判定基準(例)
保育標準時間	1日最大11時間まで	「就労」で拘束時間+通勤時間が8時間を超える場合 等
保育短時間	1日最大8時間まで	「就労」で就労時間が月48時間以上、「求職活動」 等

※保育を必要とする事由が「就労」で、保育の必要量が「保育短時間」の認定を受けた方が、勤務時間や通勤経路が変わる等の理由で「保育標準時間」を希望する場合は、保育課認定・入園係にご連絡ください。（「保育標準時間」から「保育短時間」への変更も同様にご連絡ください。）

※復職と同時に短時間勤務制度を利用する際の保育必要量は、時間短縮後の勤務時間で認定します。

【4】認定の手続き～教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書の交付までの流れ

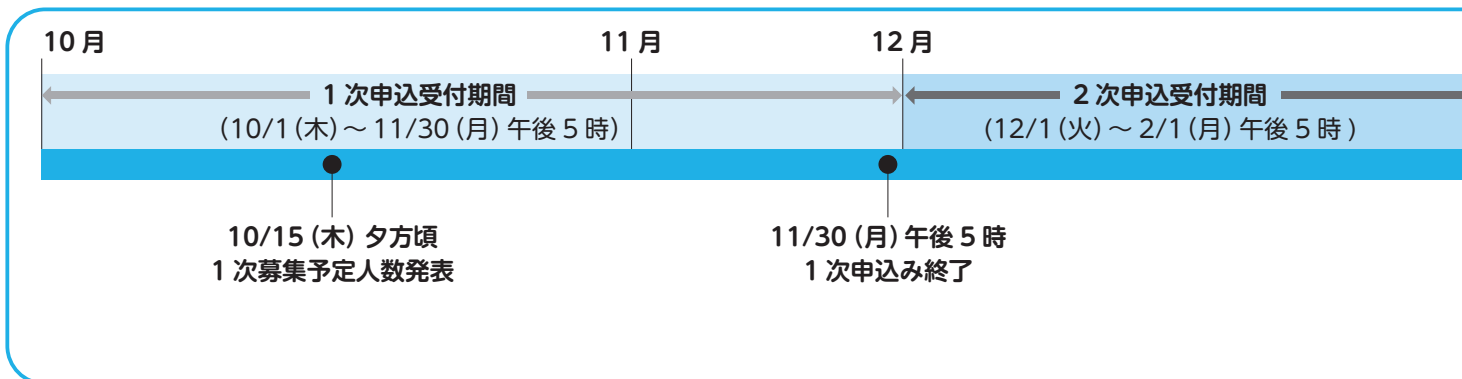


【保育の必要性ありの認定が必要となる場合】

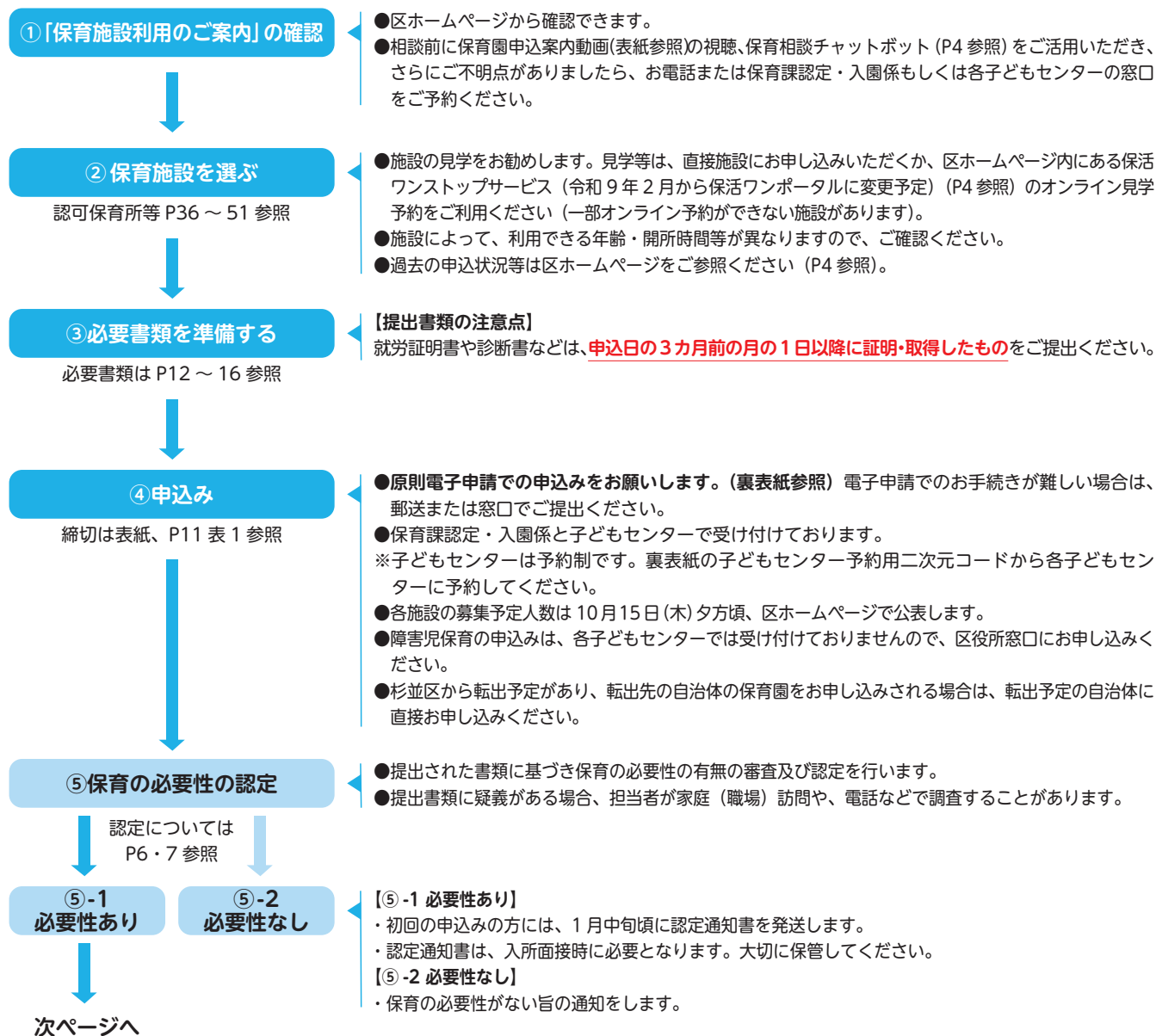
認可施設の利用のほか、家庭福祉員、グループ保育室等の認可以外の施設の利用や認証保育所等の保育料補助を申請する場合に必要となります。「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書」は、入所する施設の面接等の際に必要となることがあるため、大切に保管してください。

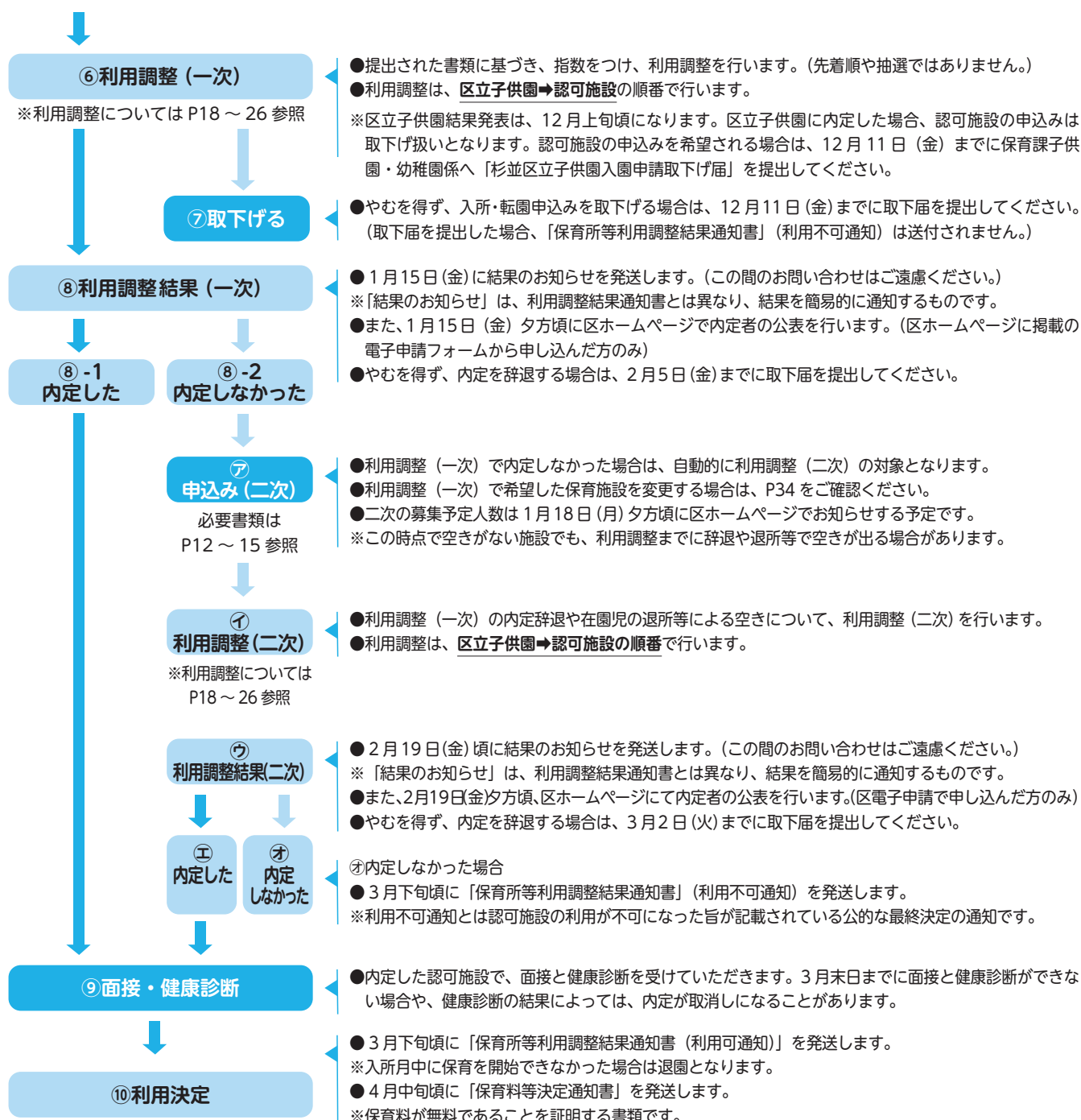
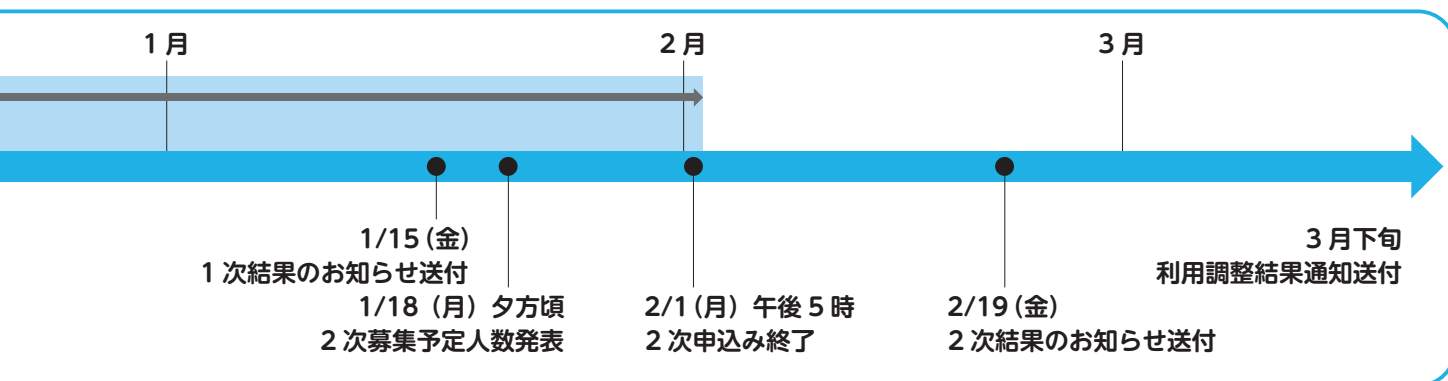
3 認定申請及び入所・転園申込みから決定までの流れ

【1】令和9年4月入所



具体的な流れ及び注意事項





[2] 令和9年5月～令和10年2月入所 ※3月入所の募集はありません。

- 募集予定人数は入所希望月の前々月末の平日、夕方頃に区ホームページでお知らせします。ただし、1・2月入所の募集予定人数は、申込締切日が早いためお知らせできません。
- 掲載時点で空きがない施設でも、利用調整までに退所等で空きが出た場合は、利用調整を行います。
- 申込有効期間は申込日から6か月間です。(次ページ表2参照)
- 障害児保育の申込みは、各子どもセンターでは受け付けておりませんので、区役所窓口にお申し込みください。
- 杉並区から転出予定があり、転出先の保育園をお申し込みされる場合は、転出予定の自治体に直接お申し込みください。

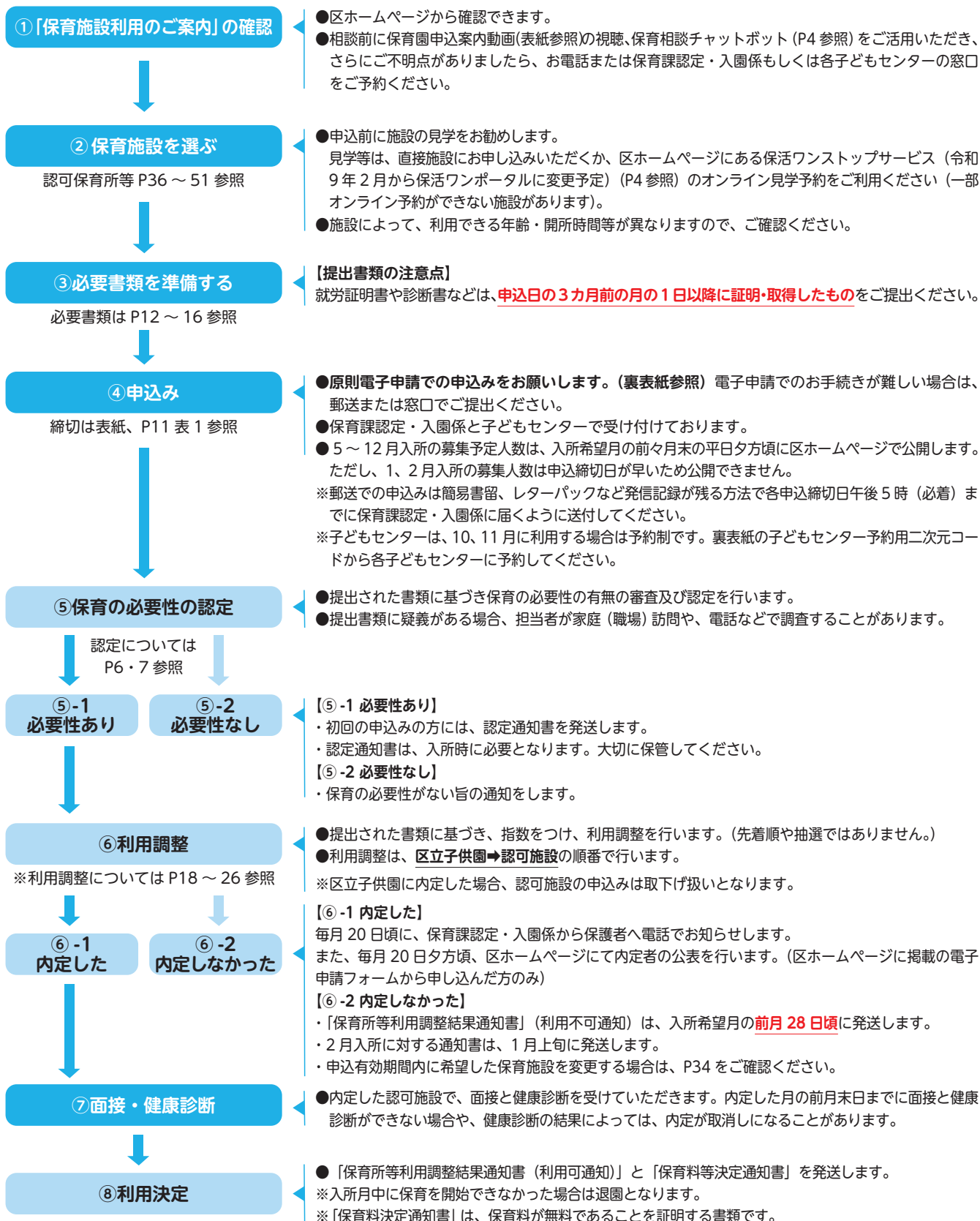


表 1【申込締切日】※申込締切日の午後 5 時送信受領完了分まで

入所希望月	申込締切日
令和 9 年 5 月入所	令和 9 年 4 月 12 日 (月)
6 月入所	5 月 10 日 (月)
7 月入所	6 月 10 日 (木)
8 月入所	7 月 12 日 (月)
9 月入所	8 月 10 日 (火)
10 月入所	9 月 10 日 (金)
11 月入所	10 月 12 日 (火)
12 月入所	11 月 10 日 (水)
令和 10 年 1 月入所 ※ 1	
2 月入所 ※ 1	
3 月入所	3 月入所の募集はありません

※ 1：1・2 月入所の申込締切日は他の月に比べて早くっておりますので
ご注意ください。

表 2【申込有効期間】

申込書提出日	申込有効期間
令和 8 年 11 月	令和 9 年 5 月入所分まで
12 月	6 月入所分まで
令和 9 年 1 月	7 月入所分まで
2 月	8 月入所分まで
3 月	9 月入所分まで
4 月	10 月入所分まで
5 月	11 月入所分まで
6 月	12 月入所分まで
7 月	令和 10 年 1 月入所分まで
8 月	2 月入所分まで
9 月	
10 月	4 月入所分まで
11 月	5 月入所分まで
12 月	6 月入所分まで

- 提出後不足書類があった場合は、申込締切日から 2 開庁日後の午後 5 時までに追加提出された書類を、当月の利用調整に反映します。それ以降に提出された書類については、翌月以降の利用調整から反映します。
- 申込有効期間中に、希望保育施設の変更等申込内容を変更する場合は、P34 を参照してください。
- 申込有効期間中は、自動的に利用調整の対象となります。
(例) 6 月に 7 月入所の申込みをした場合
 - ・7 月入所で内定しなくても、12 月入所分までは、自動的に利用調整の対象となります。
 - ・その間に希望した保育施設に空きが出た場合は、利用調整が行われます。
- 一度入所・転園の内定が出ると、申込有効期間に関わらず、翌月以降は取下げ扱いとなります。
- 内定後、再申請時は全ての書類を改めて提出する必要があります。

【年度途中の申込みと翌年 4 月の申込みを両方提出する方へ】

- 1 月、2 月の利用調整は、4 月申込みの締切後となります。
- 11 月、12 月、1 月、2 月の利用調整で内定が出ると、入所希望の有無に関わらず、4 月入所申込みは取下げ扱いとなります。**

注意事項

「保育所等利用調整結果通知書」(利用不可通知)について

- 利用不可通知には第一希望及び第二希望以下の利用調整上の指数(基準指数+調整指数の合計)が記載されます。
- 最初の入所希望月分のみ、利用不可通知を発送します。
- 上記以降の月の通知が必要な場合は、必要な月の申込締切日までに「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。ただし、その場合有効期間は延長されません。
- 利用不可通知は、入所希望月の前月 28 日頃に発送します。2 月入所に対する通知書は、1 月上旬頃に発送します。

MEMO

4 認可施設の入所・転園申込みに必要な書類について

- 入所・転園申込みに、以下の書類が必要です。
- 太字の書類は区ホームページ（ページID：1106）からダウンロードできます。



▶二次元コードを読み取る
▶または区HPトップページ上部の「検索メニュー」をクリックし、ページID検索にて「1106」を参照

【1】入所申込み（新たに認可施設へ入所したい場合）に必要な書類 ※杉並区に住民登録がある方

●区保育施設入所申込書類（①～④すべて）

①	保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ※申込児童 1 人につき 1 枚ご用意ください。 ※4月入所を申し込む方は、右上に4月入所用と印字された No.1「保育所等利用申込書 兼 教育保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」に記入してください。
②	児童の状況 ※申込児童 1 人につき 1 枚ご用意ください。
③	確認書
④	マイナンバー記入用紙 ※2回目以降の申込みで、保育の必要性の認定が有効な方は不要です。

※電子申請で直接入力できます。

- 保育の必要性を確認する書類（P14 参照）
- その他必要書類（P14・15 参照）※該当する方のみ
- ※育児休業中（取得予定）の方は、【5】その他必要書類の育児休業確認書を提出してください。

【2】転園申込み（杉並区内の認可施設に在園中で、転園したい場合）に必要な書類 ※杉並区に住民登録がある方

- 保育所等転園申込書 ※保育所等転園申込書は電子申請で入力できます。
- 保育の必要性を確認する書類（P14 参照）
- その他必要書類（P14・15 参照）

「杉並区外」の認可施設に在園中で、杉並区内の認可施設へ転園したい」「認可以外の施設に在園中で、杉並区内の認可施設へ転園したい」場合、【1】入所申込み（新たに保育所へ入所したい場合）に必要な書類を提出してください。転園の際の注意事項は P30 【8】を参照してください。

【3】杉並区外に住民登録がある方が杉並区の認可施設を申し込む際に必要な書類

- (1) 入所希望月の前月末日（末日が土・日・祝日の場合はその前開庁日）までに転入予定のある方（各月の締切日までに転入先の物件が決まっていることが必要です。）

＜転入前に必要な書類（仮申込み）＞

転入前の申込みは「仮申込み」となります。そのため、転入後、必ず入所希望月の前月末日（末日が土・日・祝日の場合はその前開庁日）までに、＜転入後に必要な書類（本申込み）＞（次ページ参照）をご提出ください。仮申込み後、申込締切日までに杉並区民になっても本申込みの手続きが完了していない場合は、杉並区民として選考はできません。

●区保育施設入所申込書類（①～③すべて）

①	保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ※申込児童 1 人につき 1 枚ご用意ください。 ※4月入所を申し込む方は、右上に4月入所用と印字された No.1「保育所等利用申込書 兼 教育保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」に記入してください。
②	児童の状況 ※申込児童 1 人につき 1 枚ご用意ください。
③	確認書

※電子申請で直接入力できます。

- 保育の必要性を確認する書類 (P14 参照)
※育児休業中 (取得予定) の方は、【5】その他必要書類の**育児休業確認書**を提出してください。
- その他必要書類 (P14・15 参照)
- **転入に関する確認書** ※電子申請で直接入力できます。
- 入所希望月の前月末日までに杉並区に居住することが確認できるいずれかの書類

所有形態	入居先	必要書類
自己所有	新たに購入した物件にお住まいになる場合	・住宅の売買契約書のコピー ※ (転入先住所、引渡日 (入居可能日)、契約者双方の記名・押印)
	すでに所有している物件にお住まいになる場合	
他者所有	賃貸借契約によって借りる物件にお住まいになる場合	・賃貸借契約書のコピー ※ (転入先住所、引渡日 (入居可能日)、契約者双方の記名・押印)
	杉並区内に住民登録がある親族等と同居する場合	・同居 (入居) 同意書 (住民登録がある親族等が記載)
	社宅、または会社が借上げした物件にお住まいになる場合	・[社宅用] 入居同意書 (会社が記入) ・会社が物件を所有・借上げしていることが分かる書類
上記に該当がない場合		保育課認定・入園係にご相談ください

※押印入りの契約書が締切日までに用意できない場合はご相談ください。

- 児童の氏名、生年月日が確認できるいずれかの公的な書類
住民票の写し (コピーでも可)、パスポート、母子健康手帳の出生届出済証明ページのコピー等
- 受付印入りの退園届のコピー
(現在通っている認可施設を、杉並区の認可施設が不内定であった場合でも継続通園せず退所する場合)
※提出がなくても利用調整の対象となりますが、その場合の調整指数 (P24・25 参照) は転園の扱いとなります。
また、同一指数の場合の優先順位で優先度が下がる場合があります。
- 課税 (非課税) 証明書 (コピーでも可)
(令和 9 年 4 月～8 月入所の場合は令和 8 年度、令和 9 年 9 月～令和 10 年 2 月入所の場合は令和 9 年度のもの)
※提出がなくても利用調整の対象となりますが、同一指数の優先順位で優先度が下がる場合があります。

< 転入後に必要な書類 (本申込み) > ※入所の可否に関わらずお手続きが必要です。

下記の書類提出が**入所希望月の前月末日 (末日が土、日、祝日の場合はその前開庁日) までに**完了していない場合は、原則として申込みが無効または内定取消となりますので、ご注意ください。(区民事務所で手続きはできません。)

- **保育所等利用申込書兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書**
(仮申込みでご提出いただきますが、杉並区民として改めて提出が必要です。)
- **マイナンバー記入用紙**

- (2) 保護者のいずれかまたは両方が杉並区で月 4 8 時間以上在勤または在学している方
- (3) 里帰り出産のため、保護者と申込みをする児童が杉並区内へ帰省する方

●区保育施設入所申込書類 (①～③すべて)

①	保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ※申込児童 1 人につき 1 枚ご用意ください。 ※4 月入所を申し込む方は、右上に 4 月入所用と印字された No.1「保育所等利用申込書 兼 教育 保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」に記入してください。
②	児童の状況 ※申込児童 1 人につき 1 枚ご用意ください。
③	確認書

※ (2) (3) に該当する方は電子申請での提出はできません。

- 保育の必要性を確認する書類 (P14 参照)
※育児休業中 (取得予定) の方は、【5】その他必要書類の**育児休業確認書**を提出してください。
- 支給認定証のコピーまたは認定を受けていることが確認できる書類 ※住民登録のある自治体にご確認ください。
- **在勤・在学の申込に関する同意書** ※在勤・在学の場合のみ
- **帰省先に関する確認書** ※里帰り出産の場合のみ
- その他必要書類 (P14・15 参照)
- 課税 (非課税) 証明書 (コピーでも可) (令和 9 年 4 月～8 月入所の場合は令和 8 年度、令和 9 年 9 月～令和 10 年 2 月入所の場合は令和 9 年度のもの) ※提出がなくても利用調整の対象となりますが、同一指数の優先順位で優先度が下がる場合があります。

[4] 保育の必要性を確認する書類

保護者（父・母）ともに各1部ずつご用意ください。（婚姻の事実がなくとも、子の保護者として生計を一にしている方（パートナー等）がいる場合は、相手方の書類も必要です。）

[注意] 就労証明書、診断書（保育の必要性の認定用）、在学証明書、就学証明書等は、申込日の**3か月前の月の1日以降に証明・取得したもの**を提出してください。

保育を必要とする事由		父	母	必要な書類
就労	会社勤務の方	☐	☐	・就労証明書 ※P27 参照（区ホームページに手書き用・エクセル版と記載要領があります。） ・保護者の氏名と所属している会社がわかる資料（保護者自身が会社を営営しており、自身で就労証明書を作成した場合のみ。社員証や給与明細・法人登記等のコピー）
	自営業 個人事業主 業務委託の方	☐	☐	・就労証明書（区ホームページに手書き用・エクセル版と記載要領があります。） ・仕事の内容が分かる資料 （税務署に提出する個人事業の開業届・廃業等の届出書、営業許可書、事業所やお店の賃貸借契約書、開業していることが分かるパンフレットやホームページ等、仕入れ伝票、業務委託契約書のコピー等）
就学の方		☐	☐	・就学証明書 ・在学証明書または入学許可書等（在学期間が分かるもの）のコピー ・カリキュラム、時間割等（就学証明書を提出する場合で、時間割表の記載がある場合不要）
妊娠・出産の方		—	☐	・母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日が記載されているページ）
疾病の方		☐	☐	・診断書（保育の必要性の認定用） ※かかりつけの医療機関等で上記様式の診断書を発行できない場合は任意の様式でも可。ただし、発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状況について具体的な記載があるものに限りです。
障害の方		☐	☐	・各種手帳のコピー（身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～4 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級）
介護・看護の方		☐	☐	・介護・看護状況申告書 ・診療情報提供書（介護・看護用） ※かかりつけの医療機関等で発行できない場合は、被介護者・被看護者に関する書類（要介護度がわかる介護保険被保険者証／障害支援区分通知書／身体障害者手帳／愛の手帳／精神障害者保健福祉手帳）でも可。 ・介護・看護の実態が分かるもの（直近のサービス利用票など）※介護サービス等を利用されている方のみ
災害復旧の方		☐	☐	・被災証明書のコピー ・復旧活動の状況及び今後の見通しが分かるもの
求職活動の方		☐	☐	・求職活動をしていることが確認できる書類（求職活動をしている保護者の氏名が記載されているもの例：ハローワーク受付票のコピー、面接の日程や就職活動サイトへの登録が確認できる書類等）

[5] その他必要書類（必須）

該当する方のみ

※以下の書類については、**申込日の前月1日以降に取得したもの**（更新が必要なものは最新のもの）を提出してください。

育児休業中（取得予定）の方	・育児休業確認書
申込日現在育児休業中で、弟妹の妊娠・出産要件にかかる期間（出産予定月の前2か月から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで。）が入所月にかかる場合※育児休業には、自営業等で育児休業制度がない保護者が、出産後に事業を休止する場合を含みます。	・入所月に妊娠・出産要件期間がかかる申込みに関する同意書
ひとり親の方	・ひとり親であることの申立書 ・申請保護者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）のコピー・外国籍の方は独身証明書とその和訳 ※P29 参照
外国籍で永住権がない方	・在留カードまたは特定在留カードの両面コピー（認定の申請のみの場合も必要です） ※就労、求職活動で申し込む場合は、就労可能な在留資格または資格外活動許可を受けていることが必要です。許可を受けていない場合は保育の必要性ありの認定ができません。
杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定の方	・転入に関する確認書 ・入所希望月の前月末日までに杉並区に居住することが確認できる書類（P13 参照） ・児童の氏名、生年月日が確認できる公的な書類（住民票の写し（コピーでも可）、パスポートのコピー、母子健康手帳の出生届出済証明のページのコピー等）
区立保育園の月々延長保育を希望する方（満1歳以上）	・区立保育園延長保育申込書 ・保育園延長保育実施のお願い ※P32 参照
児童に障害がある、または児童が定期的に通院中の申込みの方※区から提出を依頼された場合	・診療情報提供書 ※P29 参照 ※2回目以降の申込みの場合は、提出が不要となることもあるため、事前に保育課認定・入園係にご相談ください。

これから生まれる予定の児童の申込みをする方 (1月、2月、4月入所申込希望の場合のみ)	・母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日が記載されているページ） ※ P28 参照
保護者が、下の子の育児休業を取得している場合または転園希望月の末日までに下の子の育児休業の取得開始を予定する場合であって、保育施設または教育施設に在園中の児童の転園申込みを希望する方（育児休業には、自営業等で育児休業制度のない保護者が出産後に事業を休止する場合を含みます。）	・育児休業取得時の継続利用中の児童の申込に関する同意書
杉並区外に住民登録があり、杉並区内に転入予定がなく、在勤・在学されている方	・在勤・在学の申込に関する同意書
杉並区外に住民登録があり、杉並区内に転入予定がなく、里帰り出産のため杉並区内へ帰省する方	・帰省先に関する確認書

【6】その他必要書類（任意）

該当する方のみ

以下の書類の提出がない場合も利用調整の対象となりますが、利用調整時の調整指数、同一指数の優先順位で影響がありますので、ご確認ください。

令和9年4月～令和9年8月入所を申し込む方で、令和8年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	・勤務先が発行した令和7年1月から令和7年12月分（賞与含む）の給与証明書 ※外国語の場合は、和訳し、日本円に換算した内容で記載してください。
令和9年9月～令和10年2月入所を申し込む方で、令和9年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	・勤務先が発行した令和8年1月から令和8年12月分（賞与含む）の給与証明書 ※外国語の場合は、和訳し、日本円に換算した内容で記載してください。
外国籍の方で平成24年7月8日以前から杉並区に引き続き居住している方	・平成24年7月8日以前から杉並区に居住していることが確認できる書類 (例) 公共料金の支払いが確認できるもの、アパートの契約書等のコピー
児童を他の保育施設・保育者に月ぎめで預けている方 ※調整指数（P24 参照）項番 11 に該当する場合のみ	・受託証明書
保育を必要とする事由が就労・就学で、保護者が各種手帳をお持ちの方	・各種手帳のコピー（身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～4 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級）
区内の民営認可保育所・地域型保育事業等に保育士としてお勤めの方（常勤または非常勤で 80 時間 / 月）※区職員は除く	・保育士証のコピー ※育児休業中の方のみ
生活保護受給中の方	・保護証明書のコピー
入所希望月の初日までに出産予定日がある方	・母子健康手帳のコピー（表紙、分娩予定日が記載されているページ）
保護者全員が育児休業制度が無い又は取得不可の方 ※調整指数（P24 参照）項番 16・17 に該当し会社勤務の場合のみ	・育児休業対象外であることの証明書
平成26年4月以降に杉並区から転出し、申込日現在杉並区に住民登録がある方	・住民票の除票（コピーでも可） ※区内転居ではなく、区外に転出した際のものをご提出ください。
区民税非課税世帯の方	・保護者全員の非課税証明書（令和9年4～8月入所の場合は令和8年度非課税証明書、令和9年9月～令和10年2月入所の場合は令和9年度非課税証明書）
現在、兄弟姉妹が同じ認可保育所等に在籍しているが、区内転居により、転園申込みをする方（令和9年4月入所申込みの場合のみ）	・通園時間に関する申告書 ・住宅の売買契約書のコピー、賃貸借契約書のコピーまたは同居（入居）同意書
個別連携先施設の幼稚園に在園する児童の兄弟姉妹が個別連携先施設を第一希望とした入所または転園申込みをする方	・受託証明書または幼稚園在園証明書
個別連携先施設の幼稚園に入園予定の児童の兄弟姉妹が個別連携先施設を第一希望とした入所または転園申込みをする方（令和9年4月入所申込みの場合のみ）	・幼稚園への入園が内定していることが分かる書類
入所希望月の前月まで区外の認可保育所を利用して、継続通園しない旨の退園届を提出している方	・受付印入りの退園届のコピー ※ P13 参照
杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定がある方	・保護者全員の課税（非課税）証明書 ※コピーでも可（令和9年4～8月入所の場合は令和8年度、令和9年9月～令和10年2月入所の場合は令和9年度のもの） ※発行手続きについては、自治体の担当窓口にお問い合わせください。
令和8年1月1日現在杉並区に住民登録がなかった方	
令和9年1月1日現在杉並区に住民登録がなかった方	
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親として申込み児童を養育している方	児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号に基づく措置（児童を里親に委託すること）を決定したことが確認できる書類（「措置通知書」など）

※太文字の書類は、区ホームページ（ページ ID：1106）からダウンロードできます。

主な必要書類一覧

	入所 (杉並区民)	転園 (杉並 区民)	区外からの 入所・転園 (転入予定あり)	区外からの 入所・転園 (転入予定なし)	杉並区民が 他自治体の 園に継続通 園する
保育所等利用申込書 兼 教育・ 保育給付認定・施設等利用給付認 定申請書	●			●	
保育所等転園申込書		●			
児童の状況	●		●		
確認書	●		●		
育児休業確認書	○ 申込日時点で育児休業を取得されている方または、申込み以後利用希望月の末日の前日まで の間育児休業を取得予定の方				
マイナンバー記入用紙	● (以前の申し込みで提出された方は不要)		● 杉並区に転入後提出		●
保育の必要性を確認する書類 (P14 参照)	●				
在留カードまたは 特定在留カードの両面コピー	○外国籍で永住権がない方				
入所月に妊娠・出産要件期間にか かる申込みに関する同意書	○申込日現在育児休業中で、弟妹の妊娠・ 出産要件にかかる期間（出産予定月の前 2か月から、出産（予定）日から起算し て8週間を経過する日の翌日が属する月 の末日まで。）が入所月にかかる場合 ※育児休業には、自営業等で育児休業制 度がない保護者が、出産後に事業を休止 する場合があります。		○申込日現在育児休業中で、弟妹の妊娠・ 出産要件にかかる期間（出産予定月の前 2か月から、出産（予定）日から起算し て8週間を経過する日の翌日が属する月 の末日まで。）が入所月にかかる場合 ※育児休業には、自営業等で育児休業制 度がない保護者が、出産後に事業を休止 する場合があります。		
診療情報提供書 ※区から提出を依頼された場合	○児童に障害がある、または児童が定期 的に通院中の方（P29 参照）		○児童に障害がある、または児童が定期 的に通院中の方（P29 参照）		
住民票の除票の写し (コピーでも可)	○平成 26 年 4 月以降に杉並区から転出し、申込日 現在杉並区に住民登録がある方				
・転入に関する確認書 ・入所希望月の前月末日までに杉 並区に居住できることが確認で きる書類（P13 参照）			●		
児童の氏名と生年月日が確認でき る公的な書類（住民票の写し（コピー でも可）、パスポート、母子手帳の 出生届出済証ページのコピー等）			●		
課税証明書（コピーでも可）	○令和 9 年 4 月～8 月入所の申し込みをする方で、 令和 8 年 1 月 1 日現在杉並区に住民登録がなかつ た方→令和 8 年度課税証明書 ○令和 9 年 9 月～令和 10 年 2 月入所の申し込み をする方で、令和 9 年 1 月 1 日現在杉並区に住 民登録がなかった方→令和 9 年度課税証明書		○令和 9 年 4 月～8 月入所の申し込み をする方→令和 8 年度課税証明書 ○令和 9 年 9 月～令和 10 年 2 月入所の 申し込みをする方→令和 9 年度課税証明 書		
退園届のコピー	○現在通っている区外の認可施設に入所 希望月以降は継続通園せず退所する場合		○現在通っている区外の認可施設に入所希 望月以降は継続通園せず退所する場合 ○現在通っている区外の認可施設を入所 希望月以降は退所する場合		
支給認定証のコピー（住民登録があ る自治体の書式で揃えてください。）				●	
帰省先に関する確認書				● ※里帰り出産の場合のみ	
在勤・在学の申込に関する同意書				● ※在勤・在学の場合のみ	
育児休業取得時の継続利用中の児 童の申込みに関する同意書	○保護者が、下の子の育児休業を取得している場合または転園希望月の末日までに下の子の育 児休業の取得開始を予定する場合であって、保育施設または教育施設に在園中の児童の転園申 込みを希望する方（育児休業には、自営業等で育児休業制度のない保護者が出産後に事業を休 止する場合があります。）				

●・・・全員必須 ○・・・当てはまる方は必須

は提出必須ではないが、利用調整に影響が出ることがあります。
その他該当する方が当てはまる書類に関しては、P14・15 を必ずご覧ください。

杉並区民の方が杉並区外の認可施設を申し込む場合について

杉並区から転出予定がある場合

申込窓口は**入所希望先の自治体**になります。申込みの条件や締切日、必要書類等は自治体によって異なります。必ず申込前に入所希望先の自治体に詳細を確認してください。

杉並区から**転出予定がない**場合

申込窓口は、**杉並区**になります。入所希望先の自治体の申込締切日の一週間前までに、保育課認定・入園係に書類を提出してください。

申込みの条件や締切日、必要書類等は自治体によって異なります。必ず申込前に入所希望先の自治体に詳細を確認してください。

※杉並区の認可施設を利用中の方が他自治体の認可施設へ内定し、通園する場合は、入所開始月の前月の末日までに「保育園退園届」を保育課認定・入園係にご提出ください。

※申込制限をしている場合がありますので、必ず申込前に希望先の自治体に詳細を確認してください。

※子どもセンターでは受け付けておりません。

杉並区民の方が他自治体の園に継続通園する場合

継続通園開始月の前月末日（土・日・祝日の場合は、その前の開庁日）までに、転入届を提出してください。その後、保育課認定・入園係の窓口で継続通園の手続きを行ってください。

必要書類

- 保育所等利用申込書 兼 教育給付認定・施設等利用給付認定申請書
- 保育の必要性を確認する書類（P14 参照）
- マイナンバー記入用紙

MEMO

5 利用調整の指数・同一指数の場合の優先順位について

認可施設の入所は、提出された書類等をもとに、①～③のとおり保育を必要とする事由に応じて指数(点数)をつけます。指数が高いほど保育所を必要とする度合いが高いとみなし、利用調整します。

指数のつけ方

- ①保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた基準指数(P22・23参照)をつけます。
- ②条件に該当する場合、調整指数(加算または減算P24・25参照)をつけます。
- ③基準指数と調整指数を合算し、指数を決定します。

保護者1の基準指数+保護者2の基準指数+調整指数=合計指数

※保護者1人につき、保育を必要とする事由が複数ある場合は、より必要度の高い主たる事由の指数のみを適用します。
※締切日(表紙・P11表1参照)までに提出された書類をもとに、指数をつけます。

指数のつけ方…(例)就労の場合

※就労証明書の記載例です

No.	項目	記 載 欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期 間 年 月 日～年 月 日 (無期の場合は雇用開始日のみ)
4	本人就労先事業所	名 称 住 所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 間 日 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月 間 日 一週当たりの就労日数 週 間 日 平日 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (実働就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績	年 月 年 月 年 月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月

基準指数は6に記載の「就労日数」「就労時間」で判断し、整合性の有無は7に記載の「就労実績」で判断します。

利用調整の方法

- ①各施設の入所希望者全てをクラス年齢ごとに、合計指数の高い順に並べます。
- ②園ごとの募集人数に基づき、指数が高い順に内定者を決定します。また、同一指数で並んだ場合は、**同一指数の場合の優先順位(P26参照)**の①から順に(①➡②……➡⑦)内定者を決定します。

POINT

第一希望の申込人数が入所可能数(予定)内であったとしても内定となるわけではありません。第一希望から第九希望まで、全ての申込みをあわせて指数により利用調整します。

(例) ○○保育園

Aさん 第二希望:合計指数[42] Bさん 第一希望:合計指数[40]

指数[42]のAさんが第一希望の園に決まらなかった場合、○○保育園は指数[42]のAさんが内定となります。

※4月入所における利用調整の順番について

4月入所における利用調整において、P20・21に記載の事由に該当する児童については、優先的な利用調整を以下の順番のとおり行います。利用調整は、上記「利用調整の方法」と同様の方法で行います。

いずれかの優先的な利用調整により定員が埋まった場合、それ以降の利用調整は行われません。

優先的な利用調整(4月入所のみ適用)

①連携施設利用調整対象児童
(P20参照) ※主に3歳クラス

②医療的ケア児の保育施設利用
への取組対象児童(P20参照)

③兄弟姉妹同園入所・転園への
取組対象児童(P21参照)
※全クラス

④一般児童
※全クラス

兄弟姉妹での同時申込み

- 兄弟姉妹が同時に申し込む場合は、「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の「2人以上の申込みをされる方」の欄の「同時同園を希望」「同時別園 [希望順位優先] を希望」「同時別園 [同園優先] を希望」「一人だけでも入所を希望」のいずれかを選択してください。

兄弟姉妹選考区分	利用調整の方法
同時同園を希望する	申込児童全員の希望順位が高い、かつ同じ園に内定するよう調整します。申込児童が同じ園で内定しない場合は、申込児童全員が不内定となります。
同時別園 (希望順位優先) を希望する	申込児童のそれぞれの希望順位が最も高い園に内定するよう調整します。そのため、申込児童が同じ園に内定しないことがあります。申込児童のうち 1 人でも内定が出せない場合は、申込児童全員が不内定となります。
同時別園 (同園優先) を希望する	申込児童全員の希望順位が高い、かつ同じ園に内定するよう調整します。同じ園に内定しない場合は、申込児童それぞれの希望順位が最も高い園に内定するよう調整します。申込児童のうち 1 人でも内定が出せない場合は、申込児童全員が不内定となります。
一人だけでも入所を希望する	申込児童のそれぞれの希望順位が最も高い園に内定するよう調整します。そのため、申込児童が同じ園に内定しないことがあります。申込児童のうち 1 人だけ内定することがあります。

例：姉と弟が同時に申込みをし、以下のように内定が出せる状況になった場合

	姉		弟	
	希望園		希望園	
第1希望	A園	不内定	A園	内定
第2希望	B園	不内定	B園	不内定
第3希望	C園	内定	C園	不内定
第4希望	D園	内定	D園	内定

- ・「同時別園 [希望順位優先] を希望」を選択した場合

…姉はC園、弟はA園に内定

- ・「同時別園 [同園優先] を希望」を選択した場合

…姉と弟はD園に内定

- 兄弟姉妹3人以上が同時に申し込む場合は、申込みをされた兄弟姉妹の中で、それぞれ別の兄弟姉妹選考区分を選択して利用調整を行うことを希望することができます。

なお、同一世帯において兄弟姉妹選考区分を3つ以上に分けることはできません。

例：一人目が3歳、二・三人目が0歳の双子

一人目の3歳の子は「一人だけでも入所を希望」を選択し、二・三人目の双子は「同時同園を希望」を選択することができます。

→この場合、一人目の子は、二・三人目の双子の利用調整結果の影響を受けずに利用調整が行われます。また、双子も一人目の子の利用調整結果の影響を受けず、双子の申込において選択された兄弟姉妹選考区分（同時同園を希望）をもとに利用調整が行われます。

※兄弟姉妹3人以上が同時に申し込み、そのうち2人以上が調整指数項番8 (P24 参照) の適用条件を満たす場合、当該指数の適用条件を満たす児童には当該指数を適用します。

4 月入所における優先的な利用調整について

①年齢上限のある認可施設に在園する児童の卒園後の保育施設利用について (連携施設利用調整) (4月入所選考のみ適用)

年齢上限のある認可施設（2歳児クラスまでの認可保育所及び地域型保育事業所（小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所に限る））を利用する児童には、卒園後も認可保育所等の利用を希望する方を対象に、引き続き受け入れて保育を提供する認可保育所等（以下「連携施設」）への優先的な利用調整（以下「連携施設利用調整」）が行われます。

この利用調整において、いずれかの連携施設へのあっせんが確実に行われ、年齢上限のある認可施設に入所しても安心して小学校就学前まで認可保育所等をご利用いただくことができます。



令和9年4月入所選考における連携施設利用調整の対象者

令和9年2月1日までに杉並区民として2歳児クラスまでの認可保育所、地域型保育事業所（小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所に限る）に在園する方で、令和9年3月31日をもって在園する施設の最年長クラスを卒園する方

※杉並区外の事業所内保育事業所（従業員枠）を利用している杉並区民の方も対象となります。

※年度途中で年齢上限のない認可施設への転園が内定した場合は、この連携施設利用調整の対象外となります。

卒園後に利用できる連携施設

区内にあるすべての認可施設・区立子供園を利用できます。

※下記の年齢上限のある認可施設（下表の個別連携元施設）には、個別に設定された連携施設（下表の個別連携先施設）があり、当該施設の個別連携元施設を利用する児童は、希望する場合、卒園に際して対象の個別連携先施設に優先的に入所できます。

園コード	個別連携元施設		園コード	個別連携先施設	備 考
2404674	ソーナやなぎくぼ	▶	2101880 2101890	ゆめの樹保育園おぎくぼ ゆめの樹保育園なりたにし	※希望するいずれか一園で利用調整を行います。
2504697	マザーズハート成田東園	▶	2101926	杉並の家さくら	
2406181	ピヨピヨおうちえん	▶	2101868	グローバルキッズ狹窪	※連携枠に限りがあるため、希望者が複数いた場合、希望者間での利用調整となります。
2104783	ウィズブック保育園東高円寺	▶	2104803	ウィズブック保育園高円寺南	
		▶		聖心学園幼稚園	
2404692	コロボックル保育室	▶		聖心学園幼稚園	
2404685	K a n g a ルーのへや	▶		世尊院幼稚園	
2101847	保育センターこどもの木かげ 野のはな空のとり	▶		玉成幼稚園	
2101863	Pico ナーサリ久我山	▶		久我山幼稚園	
2101878	Pico ナーサリ久我山駅前	▶			

連携施設利用調整の手続き

手続きの時期や方法は、10月頃、該当する方に保育課認定・入園係よりお知らせします。

②医療的ケア児の保育施設利用への取組（4月入所選考のみ適用）

区では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨をふまえ、医療的ケア児の支援体制の整備に取り組んでおります。この一環として、区内の医療的ケア児が、医療的ケアの体制が整った認可施設に入所を希望する場合、優先的な利用調整を実施します。

その他、医療的ケア児の手続きについてはP29をご覧ください。

③兄弟姉妹同園入所・転園への取組（4 月入所選考のみ適用）

区では、地域で入所しやすい環境を整えるため、これまで認可施設の整備を中心に待機児童対策を行った結果、9 年連続待機児童ゼロを達成しました。

入所状況が改善したことから、以下の 1～3 のいずれかの条件に該当する場合は優先的に利用調整を行い（※ 1）、兄弟姉妹が別園となる保護者・児童の負担を軽減する取り組みを行っています。

- 1 杉並区民である兄弟姉妹が在籍している認可施設を第一希望とした入所・転園の申込みをする場合（※ 2）（※ 7）（※ 8）
- 2 杉並区民である兄弟姉妹がそれぞれ別の認可施設に在籍していて、現在通っていない同じ認可施設へ同時に転園を申し込む場合（※ 3）
- 3 現在、同じ認可施設に通園しているが、区内転居により明らかに通園が困難になった場合（※ 4）で、通園が容易になると認められる同じ認可施設へ同時に転園を申し込む場合（※ 3）（※ 5）（※ 6）

調整指数（P24・25 参照）項番 20 を適用する場合は、上記 1～3 に該当する場合であっても、優先的な利用調整は行いません。

- ※ 1 空き数よりも申込数が多い場合は、当該優先的な利用調整の適用を受ける申込児童間で、P18 の「利用調整の方法」に基づき選考を行います。その結果、兄弟姉妹の在籍園に内定できず、かつ他に利用を希望する認可施設がある場合は、一般の利用調整により選考を行います。
なお、「認可施設」とは、杉並区内の認可保育所及び地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く）を指します。
- ※ 2 認可施設に在籍している兄弟姉妹が転園申込みをしている場合は、当該優先的な利用調整の対象外となります。（ただし、在籍している認可施設の同園扱いとなる認可施設もしくは個別連携元・先の認可施設のみ希望する転園申込みの場合は、当該優先的な利用調整の対象となります。）
- ※ 3 「保育所等転園申込書」中、「2 人以上の申込みをされる方」欄の「同時同園を希望」を選択し、かつ兄弟姉妹の希望園と希望順位がすべて同一の場合に限り、優先的な利用調整を行います。
- ※ 4 区内転居により現在通園している認可施設への通園が、公共交通機関を利用しても 30 分以上かかるようになった場合を指します。
- ※ 5 希望園すべてが転居先から 30 分以内に通園できる場合に限り、希望園のうち 1 園でも通園に 30 分以上かかる場合は、希望園すべてに対して優先的な利用調整は行いません。
- ※ 6 申請時に、①通園時間に関する申告書、②区内転居した又は区内転居することがわかる資料（P15 参照）等の提出が必要となります。また、転園が決定した後、区内転居していない又は区内転居しないことが判明した場合は、内定を取り消す場合があります。（転園する前の園には戻れません。）
- ※ 7 個別連携先施設に在園している園児の兄弟姉妹が、当該施設の個別連携元施設を第一希望として申込み場合も対象となります。（個別連携元施設、個別連携先施設については P20 を参照してください。）
- ※ 8 令和 9 年 2 月 1 日までに杉並区民として、個別連携元施設に在園し、令和 9 年 3 月 31 日をもって当該施設の最年長クラスを卒園する方が、個別連携先施設を第一希望とした入所の申込みをする場合であって、当該児童の兄弟姉妹が、当該児童が利用する個別連携元施設または当該児童の申込みをする個別連携先施設へ第一希望で入所・転園の申込みをする場合も対象となります。（この場合において、個別連携先施設が幼稚園の場合も含まれます。幼稚園の場合、入園を内定していることが分かる書類が必要になります。必要書類は P15 をご確認ください。）（個別連携元施設、個別連携先施設については P20 を参照してください。）

（例 1）

当該児童	「kanga ルーのへや」を卒園予定で、「世尊院幼稚園」を第一希望とした入園手続き
弟または妹	「kanga ルーのへや」を第一希望とした入所・転園申込み＝優先的に利用調整を行います ※当該児童が「世尊院幼稚園」への入園を内定していることが分かる書類を提出した場合に限り

（例 2）

当該児童	「マザーズハート成田東園」を卒園予定で、「杉並の家さくら」を第一希望とした入所の申込み
兄弟姉妹	「杉並の家さくら」を第一希望とした入所・転園申込み＝優先的に利用調整を行います

●基準指数

No.	事由	保護者の状況		指数	備考
1	就労 (内定を含む)	月 20 日以上就労	週 40 時間以上又は月 160 時間以上の就労を常態とする場合	20	
		月 16 日以上就労	週 32 時間以上又は月 128 時間以上の就労を常態とする場合	18	
		月 12 日以上就労	週 24 時間以上又は月 96 時間以上の就労を常態とする場合	16	
			週 20 時間以上又は月 80 時間以上の就労を常態とする場合	14	
			週 16 時間以上又は月 64 時間以上の就労を常態とする場合	12	
			週 12 時間以上又は月 48 時間以上の就労を常態とする場合	10	
		週 3 日以上交替制による勤務等	週 40 時間以上又は月 160 時間以上の就労を常態とする場合	20	
			週 32 時間以上又は月 128 時間以上の就労を常態とする場合	18	
			週 24 時間以上又は月 96 時間以上の就労を常態とする場合	16	
			週 20 時間以上又は月 80 時間以上の就労を常態とする場合	14	
			週 16 時間以上又は月 64 時間以上の就労を常態とする場合	12	
			週 12 時間以上又は月 48 時間以上の就労を常態とする場合	10	
		月 48 時間以上の就労を常態とする場合		8	
2	就学・ 職業訓練 (予定を含む)	月 20 日以上就学	週 40 時間以上又は月 160 時間以上の就学を常態とする場合	20	※就学とは、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練を指します。 ※上記教育施設等が実施する通信教育の場合は、月 48 時間以上の授業の受講が必要となります。
		月 16 日以上就学	週 32 時間以上又は月 128 時間以上の就学を常態とする場合	18	
		月 12 日以上就学	週 24 時間以上又は月 96 時間以上の就学を常態とする場合	16	
			週 20 時間以上又は月 80 時間以上の就学を常態とする場合	14	
			週 16 時間以上又は月 64 時間以上の就学を常態とする場合	12	
			週 12 時間以上又は月 48 時間以上の就学を常態とする場合	10	
		その他就学をしている場合		8	
3	不存在	死亡・離婚・遺棄・拘禁等により保護者のいずれかが不存在の場合		20	
4	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育が困難な状態		8	
5	疾病	長期入院（1 か月以上）		20	
		常時臥床・感染症疾患		20	
		精神疾患	精神障害者保健福祉手帳 1・2 級程度	20	
			上記以外の程度	16	
		次に掲げるいずれかの場合 ●長期安静（1 か月以上）を要する状態 ●週 3 日以上通院・加療をしている状態 ●国・都が指定する難病または介護保険法施行令に基づく特定疾病が原因で週 1 日以上通院もしくは加療を要する状態		16	
		上記以外の一般療養		12	

No.	事由	保護者の状況	指数	備考
6	心身障害	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～4 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級	20	
		身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級	16	
		身体障害者手帳 4 級	12	
7	介護・看護	月 20 日以上 日中 1 人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護 4・5 の高齢者	20	※ 1 入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部について、常時介護を要する者に限る。
		月 16 日～19 日 ●身体障害者手帳 1・2 級 (※ 1)	18	
		月 12 日～15 日 ●愛の手帳 1・2 度 (※ 1) ●精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 (※ 1)	16	
		月 20 日以上 日中 1 人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護 3 の高齢者	16	
		月 16 日～19 日 ●身体障害者手帳 1、2 級 (※ 1 を除く)・3 級	14	
		月 12 日～15 日 ●愛の手帳 1、2 度 (※ 1 を除く)・3、4 度 ●精神障害者保健福祉手帳 1、2 級 (※ 1 を除く)・3 級	12	
		病院等付き添い (週 4 日以上)	16	
		上記以外で、在宅介護・看護をすることが必要と認められる状態	12	
8	災害復旧	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な状況	20	
9	求職活動 (起業準備を含む)	早急に就職しなければならない状況	7	
		上記以外の状況	1	
10	育児休業 中の転園	保護者が下の子の育児休業を取得している場合または転園希望月の末日までに下の子の育児休業の取得開始を予定する場合であって、保育施設または教育施設に在園中の児童について、転園後も下の子の育児休業を取得し続けることを希望する転園申込みを行う場合	1	※育児休業には、自営業等で育児休業制度のない保護者が出産後に事業を休止する場合を含む。
11	その他	特に区長が必要と認めた状態	20	
		その他、保育が必要と認めた状態	1	

※同じ認定事由内で複数の項目に該当する場合、より高い指数を適用します。ただし、No.10 に該当する場合は除きます。

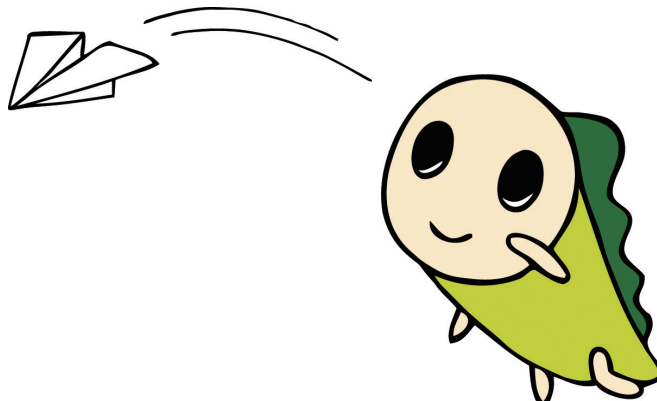
※就労時間には休憩時間を含みます。

※育児・介護休業法に基づく「育児休業」を取得しており、入所希望月の末日までに復職する場合は、休業前の就労日数及び就労時間により、No.1 就労の指数を適用します。

POINT

育児のための短時間勤務制度 (所定労働日数を短縮する場合を含む) を利用予定または利用中の方へ

勤務先の短時間勤務制度 (週又は月の所定労働日数を短縮する場合を含む) を利用する予定または申込日現在利用中の方で、通常勤務時間 (契約時間) を変えずに勤務時間・勤務日数を短縮する場合 (短縮後の勤務について、月 80 時間以上勤務している場合又は 1 月当たりの通常勤務時間の 2 分の 1 以上 (月 48 時間以上である場合に限り) 勤務している場合のいずれかに該当することが条件) には、通常勤務時間により、指数を付与します (P22・23 参照)。なお、保育必要量は時間短縮後の勤務時間で認定します。



●調整指数

項番	対 象		適用有無		指数	適用条件	
			入所	転園			
1	世帯	生活保護世帯	○	△	2	●認定事由が就労の場合のみ適用する。 ●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。	
2		18 歳以上 65 歳未満の同居の親族等がないひとり親世帯	○	△	3	●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。	
3		18 歳以上 65 歳未満の同居の親族等がおらず、離婚についての調停事件等が継続中である場合または保護者のいずれかが行方不明である場合であって、ひとり親世帯に準ずる世帯	○	△	2		
4	保護者	障害	保護者が身体障害者手帳 1 ～ 4 級、愛の手帳 1 ～ 4 度、精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級のいずれかに該当する方	○	○	1	認定事由が就労、就学（職業訓練）の場合のみ適用する。
5	児童	兄弟姉妹等	保護者と同一の世帯にいる子を年齢の高い順に数えて 3 番目以降の児童の申込み	○	○	4	第 3 子以降の児童を対象に加点する。また、第 2 子以降が多胎児である場合は、多胎児全員を加点の対象とする。
6	世帯		生計を一にする子が 3 人以上いる世帯	○	○	1	
7	児童		双子以上が同時に同じ認可保育所等の利用を申し込む場合	○	○	1	
8			入所を申し込む児童の兄弟姉妹が同時に入所または兄弟姉妹が同時に同じ認可施設の利用を申し込む場合	○	○	2	※ P25（※ 6）参照
9			兄弟姉妹が利用希望月前から引き続き利用している認可施設を第一希望とした入所申込みの場合	○	×	3	第 1 希望の認可施設に係る利用調整においてのみ適用する。
10			兄弟姉妹が利用希望月前から引き続き利用している認可施設を第一希望とした転園申込みの場合	×	○	3	第 1 希望の認可施設に係る利用調整においてのみ適用する。
11	児童	卒園	年齢上限がある認可施設を卒園（進級を希望する際に、再度申込みが必要な場合も含む）し、引き続き区内の認可施設の入所を申し込む場合	○	×	4	●4 月利用希望の 3 歳児の入所申込み児童のみ適用する。 ●申込日現在、保護者及び申込み児童が杉並区に住民登録している場合に適用する。 ●当該施設に在籍していることが確認できる場合に適用する。 ●認定事由を理由として認可施設に預けている場合に適用する。
12	児童	再申込	区内の認可施設の利用を、保護者の育児休業取得を理由として終了した児童が、当該育児休業明けに再度入所を申し込む場合、または当該児童の弟妹が申し込む場合	○	×	10	●産後休暇中に退所することが条件（育児休業に入った後で退所した場合には適用しない）。 ●利用を終了した月の翌月から利用希望月まで 1 年以上経過している場合のみ適用する。 ●当該育児休業が当該児童に係る場合を除く。
13	児童	申込日現在、保護者が育児休業を取得している場合	1 歳児クラスへの入所申込み	○	×	2	
14			2 歳児クラスへの入所申込み	○	×	3	
15			3 歳児クラスへの入所申込み	○	×	4	●項番 11(卒園)と重複する場合は適用しない。
16	世帯	育児休業等	0 歳児クラスへの入所申込み	○	×	4	●給付認定に係る事由が就労の場合に適用する。 ●外勤の場合、勤務先の証明がある場合に限る。 ●既に復職している場合、月 4 8 時間以上の就労実績が復職後の月に確認できる場合に限る。 ●現に休業している場合、月 4 8 時間以上の就労実績が休業前の月に確認できる場合に限る。
17			1 ～ 2 歳児クラスへの入所申込み	○	×	2	

項番	対 象		適用有無		指数	適用条件
			入所	転園		
18	児童	児童福祉の観点から特に調整が必要な場合	○	○	4	
19	保護者	就労状況（日数・時間等）に対して就労実績に整合性がない場合	○	○	-2 -12	状況に応じて段階的に減算する
20	児童	希望する認可施設に入所できない際に、育児休業を取得（延長）する場合	○	○	-20	「育児休業確認書」の7で「ア」及び「イ」を選択し、希望した場合のみ適用する。
21	世帯	過去に利用調整時の入所要件（家庭・就労状況等）と利用開始後の状況が異なっていることが判明した場合または利用期間中に違反行為が判明した場合	○	○	-5	届出義務違反や書類未提出の場合を含む。
22		正当な理由がなく、納付期限経過分の保育料を滞納している場合（卒園児にかかる保育料を滞納している場合を含む）	○	○	-10	
23	保護者	保護者が区外に在住し、かつ、区内に在勤または在学している場合	○	○	-5	
24	児童	申込み児童が医療的ケア児等及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児である場合	○	○	50	医療的ケア児の受入れを実施する園のみ適用する。（P29参照）
25		申込み児童が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親から養育を受けている場合	○	○	2	

※1：「認可施設」とは、認可保育所、地域型保育事業を指します。

※2：入所申込み、転園申込みについては以下の場合となります。

入所申込み…①現在、区内の認可施設を利用していない方が、新たに認可施設の入所を申し込む。

②区内または他自治体の認可施設・認定こども園（保育利用に限る）を利用している方で、杉並区の認可施設の利用希望月以降は現在在園している保育施設の退園が決まっている状態。

③年齢上限がある認可施設を卒園する方が認可施設の入所を申し込む。

④事業所内保育事業所の従業員枠を利用している方が認可施設の入所を申し込む。

転園申込み…①現在、区内の認可施設を利用している方が、別の認可施設への転園を申し込む。

②区外の認可施設・認定こども園（保育利用に限る。）を利用している方が、杉並区の認可施設に決まらなかった際には元の保育施設を利用できる状態で、認可施設への転園を申し込む。

※3：調整指数の加減算は基準指数に対して行い、保護者からの申込みに基づき、各月の申込締切日までに書類等で事実が確認できる場合に適用します。

※4：項番20を適用する場合は、項番1～18、項番24・25は重複して適用しません。

※5：項番1～10、項番12～18、項番24・25は申込日現在、保護者のどちらか及び申込み児童（但し、仮受付に係る児童は除く）が杉並区に住民登録をし、かつ、居住している場合または保育の利用を希望する前月末日までに杉並区に転入予定である場合に適用します。

※6：項番8の適用対象について、兄弟姉妹が下表の状況で申込みをする場合、第一希望の認可施設が同じであることが条件となります。

第二希望以下の希望数や希望順位は問いません。

なお、兄弟姉妹が同時に入所申込みをする場合、第一希望の認可施設が同じでなくても、項番8の適用対象となります。（パターン4）

	上の子	下の子	第一希望同園	第一希望別園
パターン1	入所	転園	項番8適用	項番8適用なし
パターン2	転園	入所	項番8適用	項番8適用なし
パターン3	転園	転園	項番8適用	項番8適用なし
パターン4	入所	入所	項番8適用	項番8適用

※7：項番9と項番10は、個別連携先施設に在園している園児の兄弟姉妹が、当該施設の個別連携元施設を第一希望として申込み場合にも適用します。（個別連携施設の一覧についてはP20を参照してください。）

※8：項番11を適用する場合は、項番15は重複して適用しません。

※9：項番1～3は、それぞれ重複して適用しません。（重複して該当する場合は、より高い指数を適用します。）

●同一指数の場合の優先順位

項番	対 象	適用条件
①	申込日現在、申込児童及び保護者のどちらかが杉並区に住民登録し、現在に在住している場合	仮受付（P28 参照）に係る申込児童の場合は、いずれかの保護者のみで判断する。
②	障害児認定を受けている児童（障害児指定園を除く）	入所を希望する認可施設が障害児の受入れを可能としている場合に適用する。
③	・入所申込児童 ・調整指数項番 8 の適用を受ける転園申込児童 ・調整指数項番 10 の適用を受ける児童	
④	申込児童の保護者が、杉並区内の認可施設及び認証保育所・幼稚園（長時間預かり保育実施園に限る）・グループ保育室・家庭福祉員・認可外保育施設（都の指導監督基準を満たしたベビーホテル）に保育士・保育教諭として勤務し、申込日現在、育児休業中である世帯	令和10年4月入所までの利用調整において適用する。 月80時間以上の勤務に限る。区の職員は除く。
⑤	経済的に困窮度が高い世帯（保育料の階層区分がA・B階層に相当する世帯）	確認できる資料が提出された場合に適用する。
⑥	杉並区に住民登録し、引き続き居住している期間（日数）が長い世帯（平成26年4月以降に転出入があった場合は平成26年4月以降の住民登録期間を合算した期間を対象とする。）	保護者のどちらか長い期間を適用する。 ※平成26年4月以降に転出があった場合は、確認できる資料が提出された場合に限る。
⑦	区民税所得割額が低位の世帯	

※「認可施設」とは、認可保育所、地域型保育事業を指します。

令和9年度保育施設クラス編成

- 認可施設のクラスは4月1日時点の年齢で決まります。年度の途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。

クラス	生年月日
0歳児クラス	令和8年4月2日～下表【0歳児早見表】をご覧ください。
1歳児クラス	令和7年4月2日 ～令和8年4月1日生
2歳児クラス	令和6年4月2日 ～令和7年4月1日生
3歳児クラス	令和5年4月2日 ～令和6年4月1日生
4歳児クラス	令和4年4月2日 ～令和5年4月1日生
5歳児クラス	令和3年4月2日 ～令和4年4月1日生

POINT

0歳児クラスを申し込む場合、入所希望月の初日時点で各施設の受入可能週数・月齢に達していないと希望できません。

保育施設クラス編成【0歳児早見表】

0歳児早見表（生年月日）					
入所月	7週	9週	3か月	6か月	8か月
令和8年12月	令和8年10月19日	令和8年10月5日	令和8年 9月1日	令和8年 6月1日	令和8年 4月1日
令和9年 1月	令和8年11月19日	令和8年11月5日	令和8年10月1日	令和8年 7月1日	令和8年 5月1日
令和9年 2月	令和8年12月20日	令和8年12月6日	令和8年11月1日	令和8年 8月1日	令和8年 6月1日
令和9年 3月	3月の利用調整（選考）は行いません。				
令和9年 4月	令和9年 2月17日	令和9年 2月3日	令和9年 1月1日	令和8年10月1日	令和8年 8月1日
令和9年 5月	令和9年 3月19日	令和9年 3月5日	令和9年 2月1日	令和8年11月1日	令和8年 9月1日
令和9年 6月	令和9年 4月19日	令和9年 4月5日	令和9年 3月1日	令和8年12月1日	令和8年10月1日
令和9年 7月	令和9年 5月19日	令和9年 5月5日	令和9年 4月1日	令和9年 1月1日	令和8年11月1日
令和9年 8月	令和9年 6月19日	令和9年 6月5日	令和9年 5月1日	令和9年 2月1日	令和8年12月1日
令和9年 9月	令和9年 7月20日	令和9年 7月6日	令和9年 6月1日	令和9年 3月1日	令和9年 1月1日
令和9年10月	令和9年 8月19日	令和9年 8月5日	令和9年 7月1日	令和9年 4月1日	令和9年 2月1日
令和9年11月	令和9年 9月19日	令和9年 9月5日	令和9年 8月1日	令和9年 5月1日	令和9年 3月1日
令和9年12月	令和9年10月19日	令和9年10月5日	令和9年 9月1日	令和9年 6月1日	令和9年 4月1日
令和10年 1月	令和9年11月19日	令和9年11月5日	令和9年10月1日	令和9年 7月1日	令和9年 5月1日
令和10年 2月	令和9年12月20日	令和9年12月6日	令和9年11月1日	令和9年 8月1日	令和9年 6月1日

※（例）令和9年4月入所で9週目以上の保育施設を希望する場合は、令和9年2月3日までに生まれる児童が申込みできます。

6 注意事項

※申請書類の記入の際は、鉛筆やこすると消えるペンでの記入はしないでください。また、修正液や修正テープは使用しないでください。訂正する場合は、二重線で消していただき正しく記入してください。

※提出していただいた書類は返却できません。コピー等が必要な場合は、事前にご自身でコピーをお取りください。

【1】申込み時のご注意

- 受付時または後日、保育課認定・入園係から必要な書類を追加で依頼することがあります。追加書類を依頼した場合の提出にかかる郵送料・交通費等費用は保護者負担になりますので、ご了承ください。
- 申込み時の状況から変更があった場合は、その都度書類の提出が必要です。
- 証明書類には証明年月日の記載があるか必ず確認してください。未記入の場合は再提出していただく場合があります。
- 申請の内容が事実と異なる場合は、給付認定や保育施設の利用の内定・決定を取り消します。
- 申込書の未着や同封漏れなどについては、区は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

【2】「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」について

- 4月入所を申し込む場合、「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」は、右上に「4月入所用」と印字されているものを使用してください。
- 10月以降に令和8年11月～令和9年2月入所を申し込む場合、有効期間が6か月となるため4月入所の利用調整の対象になります。4月入所の利用申込書の提出がない場合も利用調整の対象になりますが、4月に内定しなかった場合の「保育所等利用調整結果通知書」（利用不可通知）は送付されません。なお、令和9年2月入所までの利用調整で内定が出ると、入所希望の有無に関わらず、4月入所申込みは取下げ扱いとなります。
- 「保育を希望する時間」については、保育所の利用を希望するおおまかな預け時間を記載してください。記載していただいた時間によって、利用調整に影響が及ぶことはありません。

【3】会社勤務の方で就労証明書を提出される方

- 就労証明書はご自身で作成せず、勤務先に依頼してください。
- 申込日の3カ月前の月の1日以降に証明・取得したもの**をご提出ください。
- 作成のしかたとして、紙に記入する、またはエクセルに入力する方法があります。
紙に記入する場合、こすると消えるペンは使用できません。誤った箇所は二重線で訂正するよう依頼してください。
- 育児休業取得期間の終期を、入所希望月より前の日付にして提出する必要はありません。申込み時点での予定どおりに記載してください。
- 提出前に、証明された内容に誤りがないかご自身でご確認ください。
- 電子申請にて提出する場合は、就労証明書の写真やPDFファイル、エクセルファイルを添付してください。
- 証明の内容について、保護者または勤務先等に確認する場合があります。

就労実績について

- 日数・時間数には、有給休暇の日数・時間数及び休憩時間数も含めて記入していただくよう、勤務先に依頼してください。
- 育児休業取得中の方は、産前休暇に入る前の就労実績を記入していただくよう、勤務先に依頼してください。
- 妊娠による体調不良・子の看護等で「7. 就労実績」が少ない場合はその期間を除き、就労実績を記載していただくよう勤務先に依頼してください。
(例1) 出産休暇が8月22日から開始の場合⇒就労実績の月は5、6、7月の記載となる。
(例2) 出産休暇が8月22日からだが、6、7月は切迫早産で会社を休んでいた場合
⇒3、4、5月の就労実績を記入し、傷病休暇取得期間・理由を就労証明書の「備考」に記入する。

【4】就労要件で申し込む方へ

- 入所月中に申請時と同じ指数となる就労日数・時間により就労を開始してください。(育児休業を取得していた方が復職する場合は**入所月中**に復職してください。)
- 申込有効期限内に育児休業が切れる方で、育児休業を延長する方は、**育児休業取得(予定)証明書を再提出してください**。様式は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードすることができます。
- 育児休業を取得していた方が復職する場合、入所後、復職証明書を入所月の翌月20日までにご提出ください。復職証明書は**復職日以降**に証明を受けたものを提出してください。様式は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードすることができます。
- 育児休業延長及び給付金受給の手続きについては勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

復職を希望するが、保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容でき、「育児休業確認書」の7で「ア」「イ」を選択した方

- 入所が決定しなかった場合に送付される「**保育所等利用調整結果通知書(利用不可通知)**」には、**【調整指数－20点】適用後の指数である、利用調整上の指数(基準指数+調整指数 19～23の合計)**が記載されます。
例) 父母合わせて40点の基準指数があり、－20点の調整指数を希望した場合、20点と記載されます。
- 【調整指数－20点】を適用した場合でも、申込み状況等によっては内定する可能性があります。

【5】これから生まれる予定の児童の申込みについて (1月、2月、4月入所申込み希望の場合のみ)

1月、2月、4月入所の各申込締切日時点でまだ出生していない場合、0歳児クラスを対象に「仮受付」を行います。「仮受付」の対象は下表のとおりです。申込書類と同時に必要書類をご提出ください。

※1月、2月、4月入所以外の仮受付は行っていません。

【仮受付対象児童】

入所希望月	出産予定日
令和9年1月入所	令和8年11月19日まで
令和9年2月入所	令和8年12月20日まで
令和9年4月入所	令和8年11月18日～令和9年2月17日まで
令和10年1月入所	令和9年11月19日まで
令和10年2月入所	令和9年12月20日まで

※出産日が出産予定日より遅れてしまい、内定した園の受け入れ週数、月齢に達していない場合、内定取消しとなる可能性があります。状況がわかり次第、早急にご連絡ください。

【必要書類】

㊦区保育施設利用申込書類一式(児童の状況及びマイナンバー記入用紙を除く)

㊦母子健康手帳の表紙 ㊦母子健康手帳の分娩予定日のページのコピー

※母子健康手帳の分娩予定日が上表の「出産予定日」に該当しない場合、受付ができません。

※各保育所の受入れ週数・月齢に注意して希望園を記入してください。(P26参照)

【出産後の手続き】

- 保育課認定・入園係に児童の誕生日と氏名を連絡してください。
- 申込書②「児童の状況」、母子健康手帳の出生届出済証明のページのコピーを速やかにご提出ください。(郵送可)
【注意】書類の提出がないと受付完了とはなりません。そのため、結果のお知らせも発送できません。
- 育児休業制度を取る方は、育児休業取得(予定)証明書の提出も必要です。
- 児童のマイナンバーが付番もしくは個人番号通知書が交付されたら、④「マイナンバー記入用紙」を提出してください。

【6】ひとり親の方の提出書類について

- 子ども・子育て支援法上、保護者は「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者」と定められています。提出された書類等により申込児童の保護者のいずれかが不存在（＝ひとり親）であることが確認できた場合は、基準指数（P22・23 参照）No.3「不存在」に該当するものと判断します。
- ひとり親として認可施設の利用申込みを行う方は、以下の書類の提出が必要です。なお、ご家庭の状況等に応じてその他の書類を求めることがあります。
 - ①ひとり親であることの申立書
 - ②下記いずれかの書類のコピー
 - ・申請保護者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
 - ・児童扶養手当証書
 - ・ひとり親医療証
 - ・児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）
 - ・独身証明書（各国の大使館で発行されたもの）及びその和訳 ※外国籍の方
- 保護者の双方が親権を有している場合であっても、離婚調停等により別居している場合や他方の保護者が行方不明である場合は、児童を現に監護している保護者が利用申込みを行うことができます。
ご提出いただく書類等により、ひとり親に準ずる状況にあるか審査いたします。ご家庭の状況によって提出書類が異なりますので、申込み前に保育課認定・入園係までお問い合わせください。
なお、審査の結果、ひとり親に準ずる状況にあるとは認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 婚姻の事実がなくとも児童を現に監護する方（パートナー等）がいる場合には、その方の「保育を必要とする事由」に係る保育の必要性を確認できる書類（P14・15 参照）の提出が必要となります。

【7】支援が必要な児童の申込みについて

- 障害や発達の遅れや、気になる症状がある児童については、以下の手続きが必要になります。5～12月入所をご希望の場合は「2か月以上前」までに、1月・2月・4月入所をご希望の場合は「前年10月末」までに、ご相談いただき入所申込みをお願いいたします。※来庁の際は必ず事前にご連絡ください。
 - ①申込みの際に、児童の状況について詳しくお聞きした上で、通所している療育施設等の所見やかかりつけ医師からの診療情報提供書（区所定の様式）を提出していただきます。
 - ②申込み時の聞き取りや提出書類等により、特別な支援が必要であると思われる児童については、申込後、区立園で保護者と一緒に体験保育（2日間程度）を受けていただきます。
 - ③提出書類や体験保育の結果等をもとに、集団保育の可否、支援の必要性、支援内容等について保育所関係者で構成する会議で判断した後、利用調整いたします。
- ※③の判断を行う会議の開催時期によっては、利用調整をお待ちいただく場合があります。
- ※区立障害児指定園では3～7名まで、その他の区立・私立（新設園を除く）保育所では可能な範囲で2名まで、障害児・要配慮児認定された児童をお預かりしています。
- ※地域型保育事業ではお預かりできません。
- ※子どもセンターで相談・申込みはできません。

- 医療的ケアが必要な児童の保育施設の入所にあたっては、安全に児童をお預かりするために、関係機関と連携し児童の健康状態や医療的ケアの内容を把握しています。このために以下の手続きが必要となります。

- ①保健センター保健師へ相談
- ②主治医との協議
- ③保育施設見学
- ④申請書類の提出
- ⑤体験保育
- ⑥審査会

などを経て利用調整いたします。そのため保育施設利用をご希望の方は、まずはお早めに、お住まいの地域を管轄する保健センターの保健師に必ずご相談ください。

【8】別の保育施設へ転園を希望する方へ

- 入所申込みと同様に利用調整を行います。
- 転園の内定後は、元の園に戻ることはできません。
- 転園先で延長保育を必要とする場合は、別途、延長保育の申込みが必要です。
(区立園) 保育課宛てに延長保育申込書等を提出してください。(P32 参照)
(私立園) 直接転園先の認可施設にお問い合わせください。
- 杉並区外の保育所等へ転園を希望する場合は、P17 を参照してください。

注意事項

保護者が、下の子の育児休業を取得している場合または転園希望月の末日までに下の子の育児休業の取得開始を予定する場合であって、保育施設または教育施設に在園中の児童の転園申込みを希望する場合

- 通常の申込書類のほか、「育児休業取得時の継続利用中の児童の申込に関する同意書」の提出が必須です。
申込みに必要な書類は P12 ～16 をご確認ください。
- 下記のとおり、保護者の復職希望の有無によって利用調整における児童の取扱いが異なります。

〈転園後も下の子の育児休業を取得し続けることを希望する場合〉

保護者の基準指数 (P23 参照) はいずれも No.10 (育児休業取得中の転園：1 点) をつけます。

〈育児休業からの復職を希望する場合〉

保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた基準指数をつけます。なお、次の①又は②の違反項目に該当する場合、その後の利用調整において、当該児童及びその兄弟姉妹に対して、調整指数項番 21 (過去違反：－5 点) を付します。(P25 参照) また、「兄弟姉妹同園入所・転園への取り組み (4 月入所選考のみ適用) (P21 参照)」による優先的な利用調整を行いません。

①復職を予定したにもかかわらず、転園 (入所) 月の末日までに復職をしなかった場合

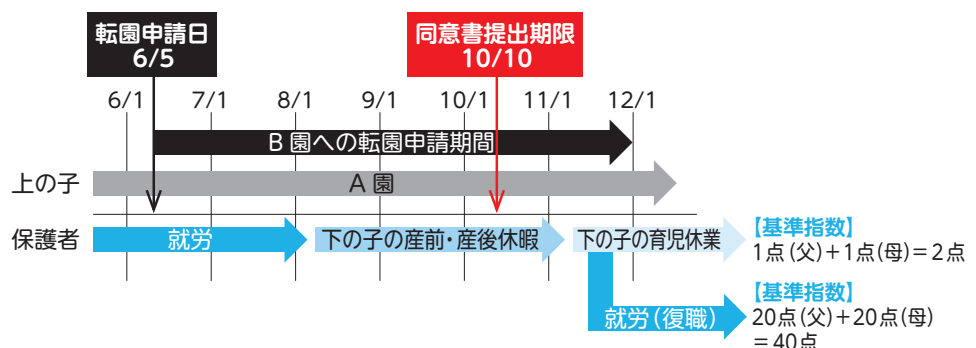
②転園 (入所) 月の末日までに復職後、転園 (入所) 月の翌月以降に育児休業を取得していた児童の育児休業を再度取得した場合

※育児休業には、自営業等で育児休業制度のない保護者が出産後に事業を休止する場合を含みます。

次の例の場合、保護者が 11 月 5 日から下の子の育児休業を取得するため、育児休業取得開始月の 11 月分の利用調整からは、「育児休業取得時の継続利用中の児童の申込に関する同意書」の内容が適用されます。また、各月の基準指数は【表】のとおりです。

【例】申請日時点では下記の家族構成で、上の子について 7 月からの B 園への転園申込を行う場合

- ①父 (月 20 日・週 40 時間以上就労)
- ②母 (月 20 日・週 40 時間以上就労／第 2 子出産予定で 11 月 5 日から育児休業取得開始予定)
- ③上の子 (A 園に在園中)



【表】

		利用調整対象月					
		7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
基準指数	本同意書の適用の有無	×	×	×	×	○	○
	就労中	40 点	40 点				
	産前・産後休暇中			40 点	40 点		
	育児休業中					40 点	40 点
	入所月中に復職する場合					40 点	40 点
	入所月以降も育児休業を継続する場合					2 点	2 点

[9] 申込児童の育児休業中で弟妹の妊娠・出産の事由に該当する期間が入所月にかかる場合の申込みについて

枠内の条件に該当する場合、申込みの取扱い等が通常の申込みと異なるため、以下ご確認ください。

申込児童の育児休業（自営業等で育児休業制度がない保護者が、出産により仕事を休む場合を含みます。以下、同じ。）中で弟妹の妊娠・出産の事由に該当する期間（出産予定月の前2か月から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで。以下、「妊娠・出産期間」と言います。）が入所月にかかる場合

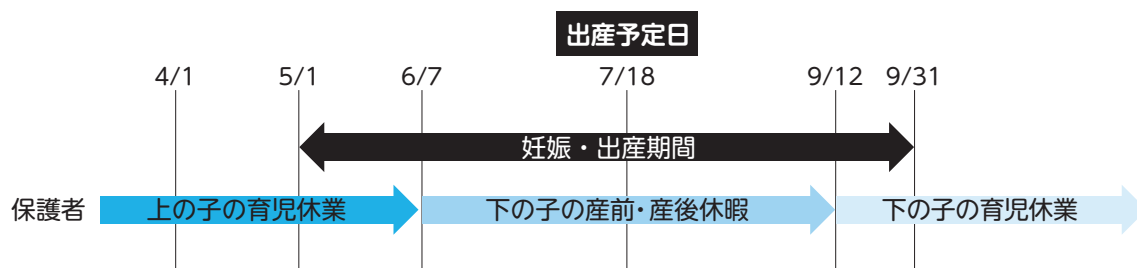
- 枠内の条件に該当する場合、原則、妊娠・出産の事由による申込みとなります。
ただし、次の①・②のいずれかに該当する場合は、就労の事由による申込みとなりますが、①・②に記載の期日までに復職したという事実が確認できない場合には、その事実が判明した月の末日で退園となります。
 - ① 妊娠・出産期間が終了する月の翌月末日までに復職し、その後就労を継続する。
 - ② 入所月中に妊娠・出産期間が終了し、一時的に育児休業を取得する場合で、入所月末日までに復職し、その後就労を継続する。
- 枠内の条件に該当する場合、申込締切日までに「入所月に妊娠・出産要件期間がかかる申込みに関する同意書」をご提出ください。
なお、本同意書の提出がない場合、妊娠・出産の事由としての申込みとして取り扱います。
また、上記①・②のいずれにも該当せず、妊娠・出産の事由による申込みを希望する場合、母子健康手帳（表紙と分娩予定日が記載されているページ）のコピーも申込締切日までにご提出ください。
- 妊娠・出産の事由により入所した場合、原則、妊娠・出産期間が終了する月の末日で退園となりますが、妊娠・出産期間が終了する月の末日までに、翌月以降の保育を必要とする事由（※）に該当する状況であることが確認できた場合には、該当する事由における認定有効期間まで在園を継続することができます。
※ 申込児童が入所後、保護者が下の子の育児休業を取得する場合を含みます。

【例】

下図の例の場合、出産予定日（7月18日）の前2か月の1日（5月1日）から、出産予定日（7月18日）から起算して8週間を経過する日の翌日（9月13日）が属する月の末日（9月31日）までが妊娠・出産期間となります。

そのため、入所希望月が5月・6月・7月・8月・9月にかかる場合は、入所希望月の締切日までに「入所月に妊娠・出産要件期間がかかる申込みに関する同意書」の提出が必要となります。

また、4月入所の申込みにおいて内定せず、申込有効期間（P.11 表2 参照）が5月入所分以降も続く場合は、5月入所の申込締切日までに上記同意書の提出が必要となります。



7 延長保育について

延長保育とは、保育所ごとの定員の範囲内で保育時間を延長して児童をお預かりする制度です。希望する場合は申込みが必要です。なお、延長保育時間は保育所により異なります。P38～51をご確認ください。

裏表紙の二次元
コードから
電子申請可能

① 区立保育園・小規模保育事業所(区立)

延長保育が必要な方(※)のために、利用調整を経て利用者を決定する「月ぎめ延長保育」と1回ずつご利用いただく「延長スポット保育」の2つの制度があります。

※延長保育が必要な方: 保育の必要性の認定事由により、やむを得ず午後6時30分までのお迎えが困難なご家庭。

● 月ぎめ延長保育

【対 象】 杉並区在住の満1歳以上の児童(転入予定含む)で、1か月に10日以上延長保育を必要とする方(原則、入所後の延長スポット利用実績を見て判断します。産前産後休暇、育児休業、育児短時間勤務等を取得している場合は利用できません。)

【申込締切日】 原則、入所申込みと同じです。(表紙とP11表1参照)

【必要書類】 ⑦「区立保育園 延長保育申込書」①保育の必要性を確認する書類(P14の【4】参照)
②「保育園延長保育実施のお願い」(保育の必要性の認定事由が「就労」の方のみ)

【利用調整結果】 各保育所よりお知らせします。

【延長保育料】 保育料とは別に月ぎめ延長保育料がかかります。(P60参照)

● 延長スポット保育(満1歳以上)

各保育所の延長保育に空きがある場合、1日単位で利用できます。利用希望日を保育所に予約のうえ、ご利用ください。料金は1回500円です。

● 区立保育園の例



※区立小規模保育事業宮前北の延長保育時間は 18 時 30 分から 19 時までとなります。

② 私立保育園・小規模保育事業所(私立)

延長保育の申込み・利用の決定・延長保育料の決定及び徴収は各園で行います。 詳しくは各保育所に直接お問い合わせください。(対象年齢：私立保育園・小規模保育事業所(私立)は各保育所により異なります)。なお、手続きについては入所決定後となります。延長保育定員の空き状況によっては、すぐに利用できない場合があります。

【減免制度】

条件に該当する場合は、延長保育料が減額または免除になります。

- 「保育料等減免申請書」のほか、必要書類の提出が必要となります。必要書類は、条件により異なりますので、保育課認定・入園係までお問い合わせください。

※「保育料等減免申請書」は、区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。

- 保育料減免の適用開始は、**申請した月から**です。4月分からの適用を受けるためには、**4月末日(必着)までに申請する必要があります**のでご注意ください。
- 適用期間は条件によって異なりますが、最長で年度末までです。
- 減免の条件に該当しても、計算の結果により減免にならない場合があります。
- 減免制度は改正される場合がありますのでご了承ください。
- 条件番号5を除き、他の条件番号と重複しての減免はできません（減免額の多い条件により減免します）。

保育料の減免制度

(令和8年10月1日現在)

条件番号	条件	必要書類 「保育料等減免申請書」は 全条件必要となります。	適用期間	適用額
1	①生活保護法による保護を受けたとき ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 ③都道府県知事から委託を受けた児童を養育している里親	生活保護受給証明書、または給付を受けていることが確認できる書類、または里親であることが確認できる書類	申請当月のみ ※翌月から階層変更によりA階層になります。	A階層の基準額
2	その世帯の収入額が生活保護法による基準額に満たないとき	収入額が生活保護法による基準額に満たないことが確認できる書類	申請当月のみ	A階層の基準額
3	今年度分の区市町村民税が、地方税法第295条の規定により非課税となったとき又は第323条の規定により免除されたとき	非課税または免除であることが確認できる書類	今年度分区市町村民税が適用されるまで	B階層の基準額
4	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(損害保険等受領額を控除する)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は、地方税法の例による) ※事業用のものは除きます。	・り災証明書(災害の場合) ・保険金の支払い通知書の写し ・被害額の分かるものの写し	年度末まで	お問い合わせください。
5	同一世帯に次のいずれかで月ぎめ保育契約をしている児童がいる場合 →認証保育所、グループ保育室、家庭福祉員、東京都の指導監督基準を満たす証明書の交付を受けた認可外保育施設	受託証明書	事由がなくなるまで	5階層低位の階層の基準額
6	同一世帯に次のいずれかに該当する者がいる場合 →身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者福祉手帳1～2級、要介護5の認定	手帳の写し	事由がなくなるまで	1階層低位の階層の基準額

8 申込み後の手続き等について

各種届出は保育課認定・入園係または各子どもセンターで受付しています。郵送の場合は、簡易書留・レターパック等で締切日までに保育課認定・入園係に届くように送付してください（必着）。また、一部の届出については電子申請で行うことができます。太字の書類は杉並区所定の様式です。区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードすることができます。右の二次元コードよりダウンロード可能です。

杉並区公式ホームページ



入園・転園に必要な書類
ページID：1106

【1】申込み後に変更する場合の届出について

以下の変更事項に該当する場合は必要書類を提出してください。

以下の必要書類は、電子申請で提出いただけます。詳細は、二次元コードをご確認ください。

変更事項	必要書類
希望保育施設・兄弟姉妹選考区分を変更する	希望保育施設等変更届 ※変更を希望する月の締切日までに提出してください。
申込みを取り下げる	保育所等（利用・転園・延長）申込取下届 兼 保育所等利用内定辞退届 ※申込締切日までに提出してください。締切後も受け付けますが、提出時期によっては利用調整の対象となる場合があります。4月（一次）入所を取下げの場合は、12月11日（金）までに提出してください。
内定を辞退する	保育所等（利用・転園・延長）申込取下届 兼 保育所等利用内定辞退届 保育課認定・入園係と内定した認可施設に辞退する旨を連絡のうえ、速やかに提出してください。内定辞退後、改めて認可施設への入所を希望する場合は、再度申込みが必要です。

【2】申込後、申込有効期間内に状況が変わった場合の届出について

- 利用調整は、申込締切日までに提出された保護者の保育が必要な事由に係る書類により指数を算定し、その指数をもとに行います。入所までの期間は提出された書類の状況に変更がないものとして利用調整を行います。状況が変わった場合はP35「状況が変わった場合の届出について」を確認のうえ、必要な手続きをしてください。
- 申込締切日の翌日以降に保護者の保育が必要な事由に係る状況に変更があった場合、必要に応じて変更理由を求めます。また、変更後の状況により指数が下がることとなった場合、その理由によっては、入所内定の取消し、または入所月の末日で退所となる可能性があります。
- 調整指数、同一指数の場合の優先順位に係る変更は、必要書類を各月の申込締切日から2開庁日後の午後5時までに提出した場合、利用調整に反映します。

状況が変わった場合の届出について

変更事項	必要書類
住所が変わった（区内転居）	区内転居の手続き後に、保育課認定・入園係に速やかにご連絡ください。
出産休暇または育児休業を取得していた勤務先に復職をした	復職証明書 ※復職日以降に勤務先から証明を受けてください。
育児休業を延長した	育児休業取得（予定）証明書 ※延長後の育児休業期間について、勤務先から証明を受けてください。
退職をして別の会社に就職した	① 変更理由申出書
	② 就労証明書 （就労開始）
	③前職の離職日がわかる書類
退職をして自営業を開始した	① 変更理由申出書
	② 就労証明書 （就労開始）
	③前職の離職日がわかる資料
	④仕事の内容がわかる資料（開業届・契約書等）のコピー
退職をして、1か月以上求職活動をする	① 変更理由申出書
	② 変更認定申請書
	③前職の離職日がわかる書類
	④求職活動をしていることが確認できる書類（求職活動をしている保護者の氏名が記載されているもの 例：ハローワーク受付票のコピー、面接の日程や就職サイトへの登録が確認できる書類等）
求職活動で申込後に、就労が内定した又は就労を開始した	① 変更理由申出書
	② 変更認定申請書
	③ 就労証明書 （就労予定）
	④ 就労証明書 （就労開始）
就労予定で申込後に、就労を開始した	就労を開始したら、 就労証明書 （就労開始）
就学予定で申込後に、就学を開始した	就学証明書 （就学開始）、在学証明書または学生証の写し
自営業で就労再開した	就労を再開したら、 就労証明書 （再開）
勤務日数・時間が変わった	① 変更理由申出書
	② 就労証明書
その他、家庭状況が変わった	結婚・離婚をした、その他家庭状況が変わった時は保育課認定・入園係までご連絡ください。

※太字の書類は杉並区所定の様式です。

区ホームページの申請書ダウンロードサービス（ページID：1106）からダウンロードすることができます。

9 認可保育所等

- 4月入所における各歳児の募集予定人数は原則として1つ下の歳児との定員の差となりますが、区の待機児童対策等により表中の定員より多くの児童が在籍している場合は定員の差が募集予定人数とはなりません。
- 実際の募集予定人数は表中の定員数と異なる場合や募集停止となる場合があります。詳細は区ホームページに掲載する募集予定人数表をご確認ください。

認可保育所等索引

地区番号

- ① 梅里・高円寺北・高円寺南・堀ノ内・和田
- ② 阿佐谷北・阿佐谷南・成田西・成田東・松ノ木
- ③ 井草・今川・上井草・清水・下井草・桃井
- ④ 荻窪・本天沼・天沼・南荻窪
- ⑤ 上荻・松庵・善福寺・西荻北・西荻南
- ⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸・高井戸西・高井戸東・宮前
- ⑦ 和泉・永福・大宮・浜田山・方南

	園コード	保育所名	施設区分	ページ	No.
アルファベット	2101900	AI AI NURSERY 荻窪	私立	P45	112
	2105553	AI AI NURSERY 西荻北	私立	P47	141
	2104798	AI AI NURSERY 西荻窪	私立	P47	145
	2704713	doors 新高円寺	事業所 B	P39	34
	2704712	doors 南阿佐ヶ谷	事業所 B	P41	67
	2504698	Fun Fun 保育室	家庭的	P41	70
	2104797	Gakken ほいくえん 浜田山	私立	P51	211
	2101867	Gakken ほいくえん 桃井	私立	P43	77
	2104805	HOPPA 阿佐谷南	私立	P41	48
	2404681	HOPPA 中野富士見町	小規模 A	P39	31
	2404685	Kanga ルーのへや	小規模 B	P41	65
	2101857	Nicot 井荻	私立	P43	75
	2101863	Pico ナーサリウ我山	私立	P48	166
	2101878	Pico ナーサリウ我山駅前	私立	P48	167
	2105864	Pico ナーサリウ我山ガーデン	私立	P49	182
	2101927	Pico ナーサリ新高円寺	私立	P39	12
	2104793	Pico ナーサリ玉川上水公園	私立	P49	177
	2101903	Pico ナーサリ和田堀公園	私立	P50	199
あ行	2105230	アイグラン保育園上荻	私立	P47	147
	2101879	アイグラン保育園久我山	私立	P48	168
	2101893	アイグラン保育園下井草	私立	P43	80
	2101887	アウル宮前	私立	P48	169
	2504699	あおぞら	家庭的	P45	126
	2101840	阿佐谷	私立	P40	36
	1101815	阿佐谷北 (障 5)	区立	P43	95
	2101908	阿佐ヶ谷たいよう	私立	P41	45
	1101810	阿佐谷東	区立	P41	57
	1101798	阿佐谷南 (障 7)	区立	P41	58
	2101859	アスクおぎぼ	私立	P43	76
	2104774	アスク上高井戸保育園 ～都会のふるさと～	私立	P49	175
	2101870	アスク西荻南	私立	P47	133
	2704715	あすもベビーホーム松庵	事業所 A	P47	162
	2105559	天沼	私立	P45	122
	2404676	アロハエンジェルナーサリー 荻窪駅前園	小規模 A	P47	160
	2104808	井荻	私立	P47	140
	1101812	井草 (障 4)	区立	P43	98
	1101797	和泉	区立	P51	225
	2101899	和泉ここわ	私立	P50	197
	2105228	樹	私立	P47	143
	1101824	今川 (障 7)	区立	P43	96
	2101869	インターナショナルういず成田東	私立	P40	40
	2101860	ういず阿佐ヶ谷駅前	私立	P40	38
	2101907	ういず杉並和泉	私立	P50	200
	2104803	ウィズブック保育園高円寺南	私立	P39	21
	2104783	ウィズブック保育園東高円寺	私立	P39	13
	2101886	ういず本天沼	私立	P45	110
	2104911	ヴィラまなびの森保育園 高井戸	私立	P49	180
	2101918	永福ここわ	私立	P50	203
	1101817	永福南 (障 3)	区立	P51	224
	2104777	えがおの森保育園・あさがや	私立	P41	55
	2104781	エンジェル高円寺	私立	P39	19
	2504700	おうち保育 0・1・2	家庭的	P43	101
	2404669	おうち保育園あさがや	小規模 A	P41	62
	2404667	おうち保育園えいふく町	小規模 A	P51	226
	2101916	大空と大地のなーざりい 高円寺南園	私立	P39	17
	2101883	大空と大地のなーざりい 下井草駅前園	私立	P43	78
	2104780	大空と大地のなーざりい 中野富士見町駅前園	私立	P39	18

	園コード	保育所名	施設区分	ページ	No.
あ行	2105555	大宮	私立	P51	215
	1101791	大宮前	区立	P49	187
	2105242	荻窪	私立	P45	115
	2105239	荻窪北	私立	P45	104
	2104806	荻窪コスモ (本園)	私立	P45	102
	2104782	荻窪すきっぷ	私立	P45	113
	1101826	荻窪東	区立	P45	123
	1101807	荻窪南 (障 5)	区立	P45	125
	2101877	荻窪りとるばんぶきんず	私立	P45	108
	2104807	おぎぶんコスモ (分園)	私立	P45	103
か行	2104802	かえで保育園杉並いずみ	私立	P51	221
	2504702	家庭的保育室のぞみ	家庭的	P39	35
	2101921	上井草	私立	P43	83
	1101811	上荻 (障 3)	区立	P47	151
	2704714	かわきたおひさま保育所	事業所 (保)	P41	66
	2105236	キッズガーデン阿佐谷南	私立	P41	56
	2104923	キッズガーデン高円寺北	私立	P39	25
	2101915	キッズガーデン杉並和泉	私立	P50	202
	2104913	キッズガーデン杉並堀ノ内	私立	P39	22
	2104775	キッズガーデン浜田山	私立	P50	207
さ行	2104791	キッズフォレスト西荻窪	私立	P47	139
	2104795	きらきらぼし	私立	P43	90
	2404683	きらら保育園杉並松庵	小規模 A	P47	157
	1101819	久我山	区立	P49	186
	1101806	久我山東 (障 7)	区立	P49	184
	2101868	グローバルキッズ荻窪	私立	P40	39
	2101912	グローバルキッズ松庵園	私立	P47	136
	2101929	グローバルキッズ浜田山園	私立	P50	206
	2104787	京王キッズプラッツ永福町	私立	P51	209
	1101823	高円寺東 (障 3)	区立	P39	28

	園コード	保育所名	施設区分	ページ	No.
さ 行	2101855	杉並大宙みたけ	私立	P48	165
	2101889	杉並元氣	私立	P43	79
	2104799	杉並コスモス	私立	P41	47
	2101842	杉並さゆり(本園)	私立	P38	1
	2101858	杉並さゆり保育園幼児分園	私立	P38	2
	2101902	杉並たかいといちご	私立	P49	173
	2104801	杉並西荻窪雲母	私立	P47	146
	2101845	杉並の家	私立	P50	192
	2104794	杉並の家けやき	私立	P51	219
	2101910	杉並の家ことり	私立	P50	201
	2101926	杉並の家さくら	私立	P41	54
	2101874	杉並の家ちゅうりっぷ	私立	P50	195
	2104792	すぎなみのぞみ	私立	P43	89
	2101924	杉並ひまわり	私立	P41	53
	2404671	杉並保育園ソラグミ	小規模 A	P47	156
	2101841	杉並ゆりかご	私立	P40	37
	2404677	スクルドエンジェル保育園 下高井戸園	小規模 A	P49	190
	2404678	スクルドエンジェル保育園 方南町園	小規模 A	P51	227
	2101881	スマイスセレソン井草	私立	P43	88
	2101838	聖心	私立	P43	87
た 行	1101818	善福寺(障3)	区立	P47	152
	2404674	ソーナナやなぎくぼ	小規模 A	P49	189
	2104796	第二永福ここわ	私立	P51	220
	2106180	高井戸	私立	P49	179
	1101809	高井戸東(障3)	区立	P49	185
	2105232	ちゃいれつく和泉	私立	P51	222
	2106334	ちゃいれつく堀ノ内東	私立	P39	27
な 行	2101896	テンダーラビング保育園天沼	私立	P45	111
	2105233	同援いぐさ	私立	P43	92
	2101913	東京立正	私立	P41	46
	2504702	なないろ	家庭的	P43	100
	1101802	成田	区立	P41	59
	2101898	成田コスモ	私立	P41	44
	2105234	にじいろ保育園荻窪一丁目	私立	P45	118
	2104778	にじいろ保育園上井草	私立	P43	84
	2101928	にじいろ保育園浜田山	私立	P50	205
	2101875	にじいろ保育園南荻窪	私立	P45	107
は 行	1101808	西荻北(障3)	区立	P47	153
	2104789	西荻窪さらさら	私立	P47	138
	2101895	にじのいるか保育園杉並井草	私立	P43	81
	2101876	にじのいるか保育園 杉並松の木	私立	P40	41
	2101856	のほら	私立	P41	52
	2404690	ハーモニー・キッズ	小規模 A	P49	191
	2101925	パピーナ荻窪天沼	私立	P45	117
	2104785	パピーナ荻窪北口	私立	P45	114
	2104924	パピーナ久我山	私立	P49	178
	2101906	パピーナ西荻北	私立	P47	135
	2101861	パピーナ本天沼	私立	P45	105
	2105235	パピーナ南荻窪	私立	P45	119
	1101822	浜田山(障4)	区立	P51	223
	2101888	ぴっころきっず西荻窪北口園	私立	P47	144
	2404687	ぴっぴのもり	小規模 A	P51	228
	2104916	ピノキオ幼児舎阿佐谷北	私立	P41	49
	2101897	ピノキオ幼児舎井荻	私立	P42	71
	2104786	ピノキオ幼児舎井草	私立	P42	72
	2105552	ピノキオ幼児舎荻窪	私立	P47	149
	2105550	ピノキオ幼児舎高円寺南	私立	P39	26
	2104800	ピノキオ幼児舎浜田山	私立	P51	212
	2101853	ピノキオ幼児舎桃井	私立	P47	131
	2101904	ピノキオ幼児舎和田	私立	P38	6

	園コード	保育所名	施設区分	ページ	No.
は 行	2101872	ひのまるキッズガーデン ナーサリー	私立	P45	116
	2504703	ひまわり園	家庭的	P51	232
	2406181	ピヨピヨおうちえん	小規模 A	P47	159
	2404686	ピヨピヨおうちえん荻窪駅前	小規模 A	P47	158
	2404666	ふたばクラブ西永福	小規模 A	P51	230
	2404675	ふたばクラブ浜田山井の頭通り	小規模 A	P51	231
	2104779	ふたばクラブ浜田山駅前	私立	P51	208
	2104790	ふたばクラブ浜田山柏の宮	私立	P51	210
	2105865	ベネッセ永福北	私立	P51	216
	2101866	ベネッセ杉並和泉	私立	P51	217
	2105231	ベネッセ西荻窪	私立	P47	148
	2101847	保育センターこどもの木かけ 野のはな空のとり	私立	P47	130
	2504696	保育ルーム方南	家庭的	P51	233
	2101835	方南隣保館	私立	P50	193
	2404679	ほっぺるランド西荻窪	小規模 A	P47	161
	2105227	ポピンズナーサリースクール 阿佐ヶ谷	私立	P41	51
	2101892	ポピンズナーサリースクール 久我山	私立	P49	171
	2101901	ポピンズナーサリースクール 方南町	私立	P50	198
	1101784	堀ノ内	区立	P39	29
	1101803	本天沼	区立	P45	124
ま 行	2404693	マグハウス西荻	小規模 A	P47	154
	2404682	マグハウス西荻第2	小規模 A	P47	155
	2104918	まことたかいど	私立	P49	181
	2504697	マザーズハート成田東園	家庭的	P41	68
	1101813	松ノ木(障3)	区立	P41	60
	2104912	まなびの森保育園永福町	私立	P51	213
	2101865	まなびの森保育園荻窪	私立	P45	106
	2101894	まなびの森保育園高井戸	私立	P49	172
	2105554	まなびの森保育園本天沼	私立	P45	121
	2101920	馬橋	私立	P39	11
	2101909	マミー高円寺	私立	P38	8
	2104921	マミーズエンジェル高円寺駅前	私立	P39	24
	2104920	マミーズエンジェル高円寺通り	私立	P39	23
	2105229	マリア	私立	P39	14
	2101871	ミアヘルサ保育園 ひびき永福町	私立	P51	218
	2101873	ミアヘルサ保育園 ゆらりん荻窪(本園)	私立	P46	128
	2106052	ミアヘルサ保育園 ゆらりん荻窪分園	私立	P46	129
	2404680	南阿佐ヶ谷谷どみそ	小規模 A	P41	63
	1101804	宮前	区立	P49	183
	2101891	宮前おおぞら	私立	P49	170
や 行	2101834	むさしの	私立	P38	3
	2101849	むさしの保育園方南分園	私立	P50	194
	2101864	明愛	私立	P38	5
	2104919	もりのなかま保育園松ノ木園	私立	P41	50
	2101882	山吹あさがやきた	私立	P41	42
	2101880	ゆめの樹保育園おぎくぼ	私立	P45	109
	2101890	ゆめの樹保育園なりたにし	私立	P41	43
	2101922	よつぎ永福	私立	P50	204
	2101884	ラ・ブリマブランカえいふく	私立	P50	196
	2101923	レイモンド下高井戸	私立	P49	174
ら 行	2104809	レイモンド中瀬	私立	P43	86
	1101820	和田(障5)	区立	P39	30
わ 行	2101917	和田ここわ	私立	P39	10

★保育施設には送迎用の駐車場がありません。自家用車での送迎は行わないでください。

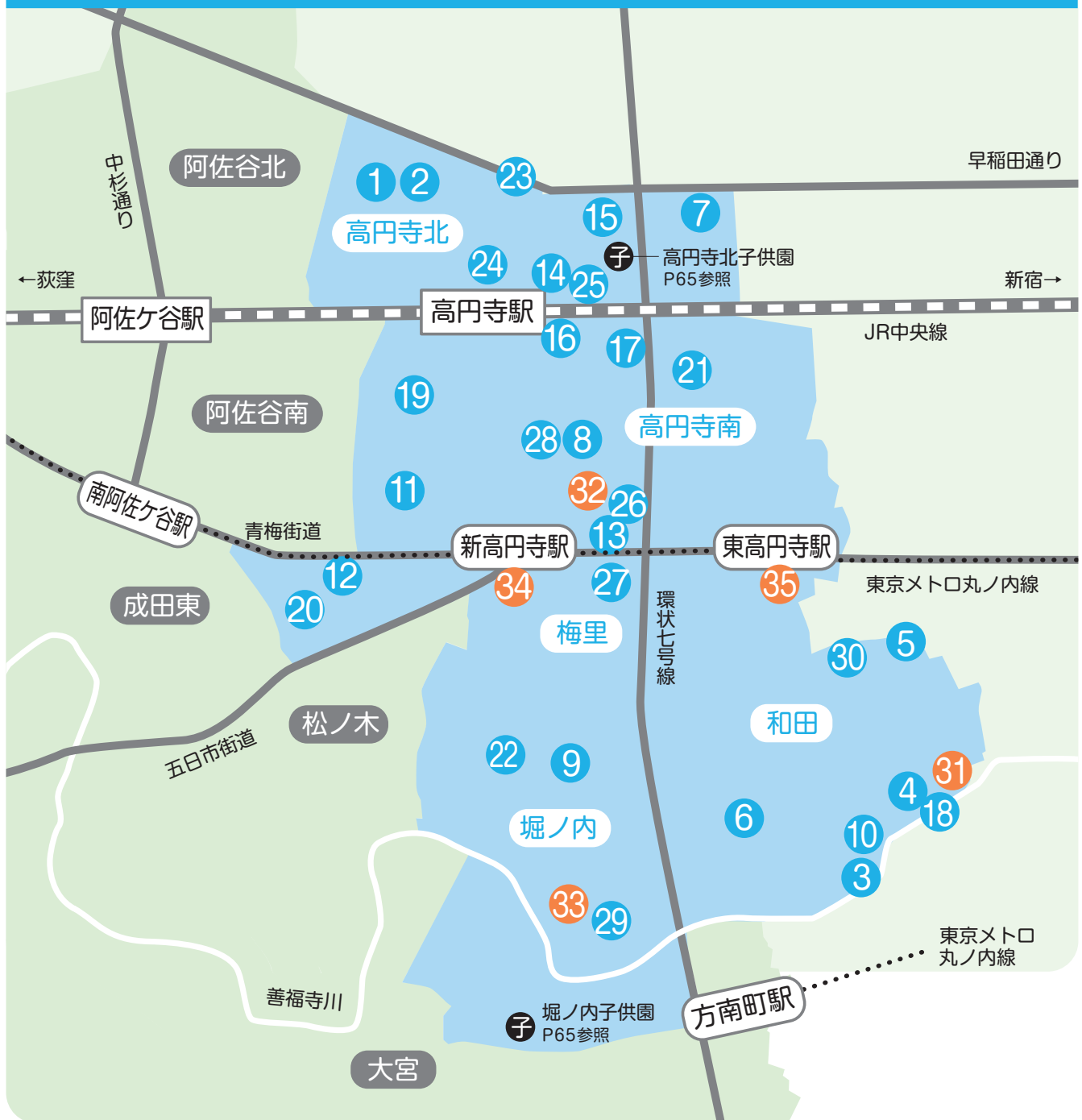
【希望保育施設を選ぶにあたっての注意事項】

- ・認可保育所と地域型保育事業を合わせて最大9か所申し込むことができます。
ただし、0～2歳クラスの申し込みの場合は、第9希望のうち、認可保育所（地域型保育事業を除く園）は、7か所以上希望することはできませんのでご注意下さい。
- ・0歳クラスについては、入所希望月の初日時点で各施設の受入可能週数、月齢に達していない場合は申し込みできません。
P26「保育施設クラス編成【0歳早見表】」を必ずご確認ください。
- ・希望する保育施設に空気がなくても、退所、転園等で空気が出ることがあるため申し込みできます。
- ・居宅訪問型保育事業については、P58をご確認ください。

【保育施設の利用時間について】

- ・保育施設の利用時間は、区から認定された「保育必要量」に基づき、利用する保育施設と面談を行い、決定します。原則として、認定された保育必要量の上限時間を超えて保育施設を利用することはできません。
また、保育施設の利用時間の考え方は保育施設によって異なりますので、各保育施設に必ずご確認ください。
- ・保育短時間認定の場合は各保育施設で定めるコアタイム(基本利用時間)があります。コアタイムを超えて利用する場合は、必ず事前に各保育施設に相談、確認してください。

① 梅里・高円寺北・高円寺南・堀ノ内・和田



区立子供園は P65、私立幼稚園は P66 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
私立	※1	1 2101842 杉並さゆり(本園) (7週目以上)	高円寺北 4-34-22	03-3337-1374	10	10	10	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		2 2101858 杉並さゆり保育園幼児分園 (3歳以上)	高円寺北 4-33-1	03-5373-3530	—	—	—	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
	9W	3 2101834 むさしの	和田 1-8-20	03-3383-1589	15	22	22	27	54	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(満1歳以上)
		4 2101836 佼成育子園	和田 1-16-7	03-3381-0398	12	30	36	40	80	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00(平日・満1歳以上)
		5 2101864 明愛	和田 1-61-15	03-5340-7825	3	20	24	—	—	開)7:30~18:30 延)無
		6 2101904 ピノキオ幼児舎和田	和田 2-21-8	03-6382-4620	6	12	15	15	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		7 2101905 高円寺とりとるぱんぷきんず	高円寺北 1-27-3	03-5318-5605	8	13	13	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
		8 2101909 マミー高円寺	高円寺南 2-40-45	03-6383-1348	6	12	13	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30

私立：私立認可保育所 区立：区立認可保育所 小規模 A：小規模保育事業所 A 型 小規模 B：小規模保育事業所 B 型 事業所（保）：事業所内保育事業所（保育所型）
事業所 A：事業所内保育事業所（小規模 A） 事業所 B：事業所内保育事業所（小規模 B） 家庭的：家庭的保育事業所 保育日：月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）
○ W：○週目以上 ○ M：○か月以上 1 歳：1 歳クラス以上 ※ 1 歳クラスから申込み可能であることを示しています。お子様が満 1 歳になった時点で申込みできるという意味ではありません。

No.		園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間		
						0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立	9W	9	2101911	さくらさくみらい 堀ノ内	堀ノ内 3-5-12	03-5929-9322	6	8	10	12	24	開)7:00～18:00 延)18:00～20:00	
		10	2101917	和田ここわ	和田 1-5-7	03-5340-7412	6	14	15	15	30	開)7:30～18:30 延)18:31～19:30(平日のみ)	
		11	2101920	馬橋	高円寺南 3-16-14	03-3314-0287	6	15	18	20	40	開)7:30～18:30 延)18:30～20:30	
		12	2101927	Pico ナーサリ新高円寺	梅里 2-24-6	03-6304-9580	6	12	12	15	30	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30	
		13	2104783	ウィズブック保育園東高円寺 ※ 2	高円寺南 2-34-14 チアフル COCO1階	03-5929-8718	6	7	7	—	—	開)7:30～18:30 延)18:30～20:00	
		14	2105229	マリア	高円寺北 2-2-18	03-3338-9634	3	10	12	13	26	開)7:30～18:30 延)18:31～20:30(平日のみ)	
		15	2105240	コンビプラザ高円寺北	高円寺北 2-32-7	03-3338-2110	9	14	14	18	40	開)7:30～18:30 延)18:30～20:30	
		16	2105241	高円寺南	高円寺南 4-44-11	03-3315-1391	12	18	22	30	60	開)7:30～18:30 延)18:30～20:30	
	1歳	17	2101916	大空と大地のなーさりい 高円寺南園	高円寺南 4-37-23	03-5929-8720	—	10	15	15	30	開)7:30～18:30 延)18:30～20:30	
		18	2104780	大空と大地のなーさりい 中野富士見町駅前園	和田 1-1-6 アイビィアネックス杉並 1 階	03-6382-5950	—	8	9	11	22	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30	
		19	2104781	エンジェル高円寺	高円寺南 3-38-14	03-6304-9322	—	9	9	9	18	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30	
		20	2104788	杉並	梅里 2-34-22	03-3313-7508	—	16	18	20	40	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30	
		21	2104803	ウィズブック保育園高円寺南 ※ 2	高円寺南 5-23-25	03-6383-1791	—	9	9	13	27	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30	
		22	2104913	キッズガーデン杉並堀ノ内	堀ノ内 3-16-1	03-5929-9381	—	15	15	15	30	開)7:30～18:30 延)18:31～19:30	
		23	2104920	マミーズエンジェル高円寺通り	高円寺北 2-41-21	03-5327-8588	—	10	10	10	20	開)7:15～18:15 延)18:15～20:15	
		24	2104921	マミーズエンジェル高円寺駅前	高円寺北 3-20-4	03-3223-8882	—	9	9	9	18	開)7:30～18:30 延)18:30～20:30	
		25	2104923	キッズガーデン高円寺北	高円寺北 2-2-4	03-5356-9906	—	15	15	15	30	開)7:30～18:30 延)18:31～19:30	
		26	2105550	ピノキオ幼児舎高円寺南	高円寺南 2-35-10	03-5913-8645	—	8	8	10	20	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30	
	9W	27	2106334	ちやいれつく堀ノ内東	梅里 1-1-35	03-3315-7922	12	12	18	18	36	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30	
	区立	9W	28	1101823	高円寺東（障 5）	高円寺南 2-40-24	03-3316-1938	6	16	17	21	42	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30(13)
		1歳	29	1101784	堀ノ内	堀ノ内 2-8-7	03-3313-7536	—	16	17	17	36	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30(13)
		1歳	30	1101820	和田（障 5） ※ 3	和田 1-66-19	03-3382-5218	—	7	9	16	32	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30(13)
	小規模 A	9W	31	2404681	HOPPA 中野富士見町	和田 1-17-12 ソサエティ中野富士見町 1 階	03-5340-7266	6	6	7	—	—	開)7:15～18:15 延)18:15～19:15
			32	2404692	コロボックル保育室 ※ 4	高円寺南 2-32-5	03-3316-5041	3	8	8	—	—	開)7:30～18:30 延)無
		6M	33	2404684	小鳥の詩	堀ノ内 2-6-21 パークハイム杉並 D-103	03-3315-1008	3	4	5	—	—	開)7:30～18:30 延)無
	事業所 B	1歳	34	2704713	doors 新高円寺 ※ 5	梅里 1-8-10 ドゥエル佐藤 1 階	03-5913-7544	★	6	6	—	—	開)7:30～18:30 延)無

No.		園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応	
						0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
家庭的	6M	35	2504702	家庭的保育室のぞみ ※ 6	和田 3-57-2 岸コーポ 101	03-6454-6900	1	2	2	—	—	開)8:00～18:00 ア)有

(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長時間の () 内の数字は月々延長保育定員数です。

※ 1：1 と 2 に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番 11 は適用されません。

※ 2：ウィズブック保育園東高円寺は、ウィズブック保育園高円寺南、聖心学園幼稚園が連携施設として設定されています。ただし、ウィズブック保育園高円寺南は連携枠に限りがあるため、希望者が複数いた場合、希望者間で利用調整となります。

※ 3：区立和田保育園は、建替工事のため最も早くて令和 12 年度に高円寺東保育園旧園舎(高円寺南 1-28)へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で建て替え、新園舎での運営を開始します。

※ 4：コロボックル保育室は、聖心学園幼稚園の連携施設として設定されています。

※ 5：doors 新高円寺は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は 18 名となります。

※ 6：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を越えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

★：0 歳児保育も募集する場合があります。「認可保育施設の募集予定人数」をご覧ください。

② 阿佐谷北・阿佐谷南・成田西・成田東・松ノ木



区立子供園は P65、私立幼稚園は P66 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
私立	9W	36 2101840 阿佐谷	阿佐谷北 3-36-20	03-3338-9418	12	20	20	24	48	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
		37 2101841 杉並ゆりかご	成田東 1-18-8	03-3312-5851	12	14	15	16	32	開) 7:15~18:15 延) 18:15~19:15
		38 2101860 ういず阿佐ヶ谷駅前	阿佐谷北 1-15-3	03-5327-8622	6	14	15	15	30	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
		39 2101868 グローバルキッズ荻窪	阿佐谷南 3-13-12	03-3220-8686	9	14	16	17	34	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
		40 2101869 インターナショナルういず成田東	成田東 3-17-32	03-6454-6974	6	9	10	11	24	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
		41 2101876 にじのいるか保育園 杉並松の木	松ノ木 1-12-39	03-6454-6625	6	12	15	15	32	開) 7:15~18:15 延) 18:15~20:15

私立：私立認可保育所 区立：区立認可保育所 小規模 A：小規模保育事業所 A 型 小規模 B：小規模保育事業所 B 型 事業所（保）：事業所内保育事業所（保育所型）
事業所 A：事業所内保育事業所（小規模 A） 事業所 B：事業所内保育事業所（小規模 B） 家庭的：家庭的保育事業所 保育日：月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）
○ W：○週目以上 ○ M：○か月以上 1 歳：1 歳クラス以上 ※ 1 歳クラスから申込み可能であることを示しています。お子様が満 1 歳になった時点で申込みできるという意味ではありません。

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間
					0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	
私立	9W	42 2101882 山吹あさがやきた	阿佐谷北 3-29-12	03-5356-5531	9	12	12	20	48	開) 7:30～18:30 延) 18:30～20:30(満 1 歳以上)(平日のみ)
		43 2101890 ゆめの樹保育園なりたにし	成田西 2-24-20	03-6276-9805	9	15	18	22	44	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00
		44 2101898 成田コスモ	成田西 3-8-12	03-3311-6060	10	18	22	24	48	開) 7:15～18:15 延) 18:15～19:30(平日のみ)
		45 2101908 阿佐ヶ谷たいよう	阿佐谷南 1-48-5 み空ビル 2・3 階	03-5378-7866	8	16	16	18	36	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(平日のみ)
		46 2101913 東京立正	松ノ木 2-29-19	03-3312-6600	6	17	19	20	40	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		47 2104799 杉並コスモス	成田東 4-24-2	0570-00-5363	6	10	11	11	22	開) 7:30～18:30 延) 18:30～20:00
		48 2104805 HOPPA 阿佐谷南	阿佐谷南 1-9-8 アルファ 1 階	03-5913-7226	6	8	8	9	18	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		49 2104916 ピノキオ幼児舎阿佐谷北	阿佐谷北 6-26-13	03-6383-0791	9	20	20	23	48	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		50 2104919 もりのなかま保育園松ノ木園	松ノ木 1-2-23	03-6304-9703	6	12	12	12	24	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		51 2105227 ポピンズナーサリー スクール阿佐ヶ谷	阿佐谷北 5-2-1	03-5356-6840	6	14	14	14	28	開) 7:30～18:30 延) 18:30～20:00
	1 歳	52 2101856 のはら	成田東 2-16-5	03-5930-3236	—	14	16	16	33	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		53 2101924 杉並ひまわり	成田東 3-32-26	03-5913-8722	—	10	10	10	20	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		54 2101926 杉並の家さくら	成田東 4-9-19	03-6383-5615	—	18	20	24	48	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(平日のみ)
		55 2104777 えがの森保育園・あさがや	阿佐谷北 4-21-9	03-3337-7521	—	10	11	13	26	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		56 2105236 キッズガーデン阿佐谷南	阿佐谷南 1-19-13	03-6383-2662	—	17	17	17	34	開) 7:30～18:30 延) 18:31～19:30
区立	9W	57 1101810 阿佐谷東	阿佐谷南 1-42-7	03-3314-4535	6	16	17	21	42	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(13)
	8M	58 1101798 阿佐谷南（障 7）	阿佐谷南 3-12-12	03-3398-2231	6	18	20	24	48	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(13)
	1 歳	59 1101802 成田	成田西 1-28-18	03-3315-6272	—	16	17	17	40	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(13)
		60 1101813 松ノ木（障 3）	松ノ木 2-33-6	03-3315-4534	—	15	16	17	34	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(13)
小規模 A	9W	61 2404668 こどもヶ丘保育園 阿佐谷南園	阿佐谷南 1-13-16 フエンテ TAMAKI 1 階	03-4285-3997	3	7	7	—	—	開) 7:30～18:30 延) 無
		62 2404669 おうち保育園あさがや	阿佐谷北 5-47-11 ルセーヌ阿佐ヶ谷 1 階	03-5356-8337	4	4	4	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		63 2404680 南阿佐ヶ谷どみそ	阿佐谷南 3-5-2 牧野ビル 1 階	03-6276-9399	3	8	8	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:00
小規模 B	9W	64 2404662 こどもヶ丘保育園成田西園	成田西 3-19-6 菊地ビル 1 階	03-6279-9218	3	8	8	—	—	開) 7:30～18:30 延) 無
		65 2404685 Kangaルーのへや ※ 1	阿佐谷北 1-26-18 世尊院幼稚園 2 階	080-3534-5772	3	6	6	—	—	開) 7:30～18:30 延) 無
事業所 (保)	9W	66 2704714 かわきたおひさま保育所 ※ 2	阿佐谷北 1-3-10 Baum 1 階	03-5327-8671	2	2	3	—	—	開) 7:00～18:00 延) 18:00～19:00
事業所 B	3M	67 2704712 doors 南阿佐ヶ谷 ※ 3	阿佐谷南 1-11-8 Bell House Asagaya 101	03-5913-7377	4	4	4	—	—	開) 7:30～18:30 延) 無

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応
					0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	
家庭的	6M	68 2504697 マザーズハート成田東園 ※ 4、5	成田東 3-16-12 1 階	03-5913-8553	1	2	2	—	—	開) 8:30～17:30 ア) 有
	8M	69 2504701 サニーサイドキッズルーム ※ 5	阿佐谷北 3-26-8	03-3338-5505	1	2	2	—	—	開) 8:00～18:00 ア) 有
		70 2504698 Fun Fun 保育室 ※ 5	阿佐谷北 4-7-11 パルテールビル 1 階	03-5364-9828	1	2	2	—	—	開) 8:30～17:30 ア) 有

（障○）は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。区立保育園延長保育時間の（）内の数字は月ぎめ延長保育定員数です。

※ 1：Kangaルーのへやは、世尊院幼稚園が連携施設として設定されています。

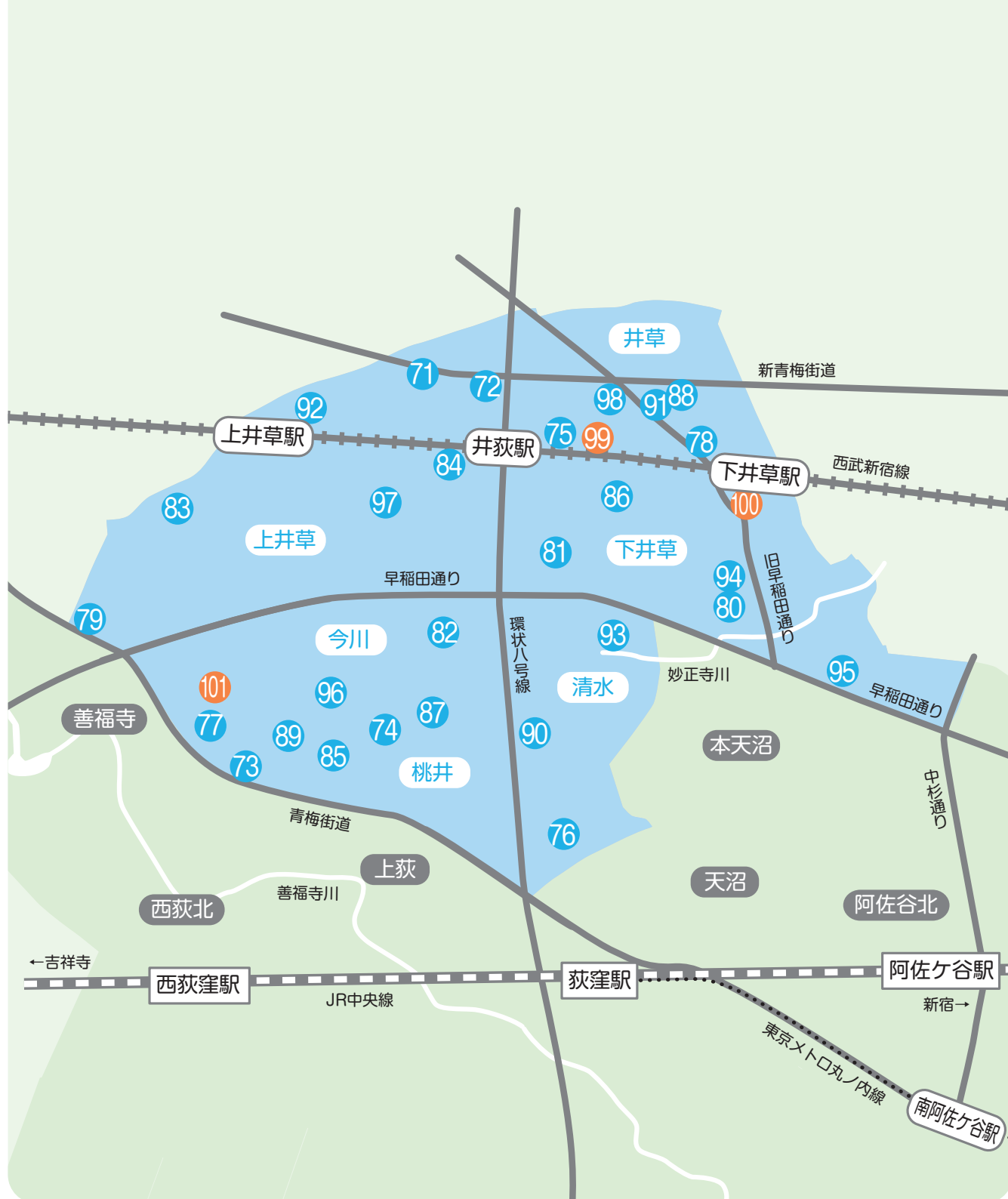
※ 2：かわきたおひさま保育所は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は 30 名となります。

※ 3：doors 南阿佐ヶ谷は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は 15 名となります。

※ 4：マザーズハート成田東園は、杉並の家さくら保育園が連携施設として設定されています。

※ 5：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を超えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

③ 井草・今川・上井草・清水・下井草・桃井



区立子供園は P65、私立幼稚園は P66 参照

No.		園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	
						0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私立	※1	71	2101897	ピノキオ幼児舎井荻 (9 週目以上)	井草 4-15-16	03-5311-1055	9	12	13	20	40	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30
		72	2104786	ピノキオ幼児舎井草 (9 週目以上)	井草 3-17-14 サイレンスミヨシ202	03-5303-2735	6	7	7	—	—	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30
		73	2104915	頌栄しらゆり保育園 杉並分園 (4 か月以上)	桃井 4-3-2 勤労福祉会館 ・西荻区民センター2階	03-6913-6148	6	10	12	—	—	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30
		74	2104914	頌栄しらゆり (本園) (1歳以上)	桃井 2-19-2	03-5311-1877	—	12	14	26	52	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30

私立：私立認可保育所 区立：区立認可保育所 小規模 A：小規模保育事業所 A 型 小規模 B：小規模保育事業所 B 型 事業所（保）：事業所内保育事業所（保育所型）
事業所 A：事業所内保育事業所（小規模 A） 事業所 B：事業所内保育事業所（小規模 B） 家庭的：家庭的保育事業所 保育日：月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）
○ W：○週目以上 ○ M：○か月以上 1 歳：1 歳クラス以上 ※ 1 歳クラスから申込み可能であることを示しています。お子様が満 1 歳になった時点で申込みできるという意味ではありません。

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間
					0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	
私立	9W	75 2101857 Nicot 井荻	井草 3-1-8 2 階	03-5311-8650	6	10	11	11	22	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
		76 2101859 アスクおぎくぼ	清水 1-18-11	03-5311-5803	6	18	19	19	38	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
		77 2101867 Gakkenほいくえん桃井	桃井 4-7-17	03-5311-7570	6	10	10	14	30	開) 7:00~18:00 延) 18:01~20:00
		78 2101883 大空と大地のなーさりい 下井草駅前園	井草 1-6-11	03-6913-7072	6	10	12	14	28	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
		79 2101889 杉並元氣	上井草 4-6-6	03-3394-9300	12	16	18	20	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
		80 2101893 アイグラン保育園 下井草	下井草 3-13-5	03-6454-7582	12	16	20	25	50	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
		81 2101895 にじのいるか保育園 杉並井草	下井草 5-7-19	03-6913-7227	12	18	20	23	48	開) 7:15~18:15 延) 18:15~20:15
		82 2101914 杉並井荻雲母	今川 1-15-16	03-5311-3031	6	10	11	11	22	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
		83 2101921 上井草	上井草 3-25-19	03-3395-3648	10	35	35	35	70	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
		84 2104778 にじいろ保育園上井草	上井草 1-32-5	03-6913-9830	6	8	10	10	20	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
		85 2104804 コンビプラザ桃井	桃井 3-7-3 プロムナード 荻窪 3 号棟 1 階	03-5311-3255	6	6	7	7	14	開) 7:30~18:30 延) 18:31~20:30 (1 歳クラスから)
		86 2104809 レイモンド中瀬	下井草 4-25-10	03-3399-9150	12	15	17	18	36	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30
	6M	87 2101838 聖心	桃井 2-24-18	03-3395-1005	9	10	10	11	22	開) 7:30~18:30 延) 無
		88 2101881 スマイスセレソン井草	井草 1-31-9 ピラニユーロード 1 階	03-6454-7141	3	5	5	5	10	開) 7:30~18:30 延) 7:00~7:30, 18:30~20:00
	1 歳	89 2104792 すぎなみのぞみ	桃井 4-13-19	03-6913-6340	—	6	6	9	19	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00 (平日のみ)
		90 2104795 きらきらぼし	清水 2-17-11	03-6915-0080	—	6	11	15	30	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
		91 2104922 下井草すきっぷ	井草 2-17-12	03-6913-7871	—	12	12	12	24	開) 7:15~18:15 延) 18:15~20:15
		92 2105233 同援いぐさ	井草 5-6-16	03-5303-9467	—	12	12	12	24	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
		93 2105802 清水	清水 3-22-11	03-6454-7011	—	8	10	12	26	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
区立	9W	94 1101825 下井草	下井草 3-13-9	03-3394-4323	6	14	19	21	42	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30 (13)
	8M	95 1101815 阿佐谷北 (障 5)	下井草 1-25-9	03-3396-0051	6	15	18	19	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30 (13)
		96 1101824 今川 (障 7)	今川 3-3-18	03-3394-2831	6	14	17	17	34	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30 (13)
	1 歳	97 1101794 四宮 ※ 2	上井草 2-28-3	03-3390-5288	—	13	14	16	32	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30 (13)
		98 1101812 井草 (障 5)	井草 2-15-15	03-3395-8257	—	14	18	19	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30 (13)

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応
					0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	
家庭的	9M	99 2504695 こどもの広場ソレイユ ※ 3	井草 2-2-9 シティドルチェ井荻 101	03-5303-9353	1	2	2	—	—	開) 8:30~17:30 ア) 有
	6M	100 2504704 なないろ ※ 3	下井草 2-39-8 プチフルール 102	090-1105-2890	1	2	2	—	—	開) 8:30~17:30 ア) 有
		101 2504700 おうち保育 0・1・2 ※ 3	今川 4-13-17	03-6762-9050	1	2	2	—	—	開) 8:30~17:30 ア) 有

(障○) は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の () 内の数字は月ぎめ延長保育定員数です。

※ 1：71 と 72、73 と 74 に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番 11 は適用されません。

※ 2：区立四宮保育園は、現在の用地で建て替えまたは柿木図書館（上井草 1-6）と場所を入れ替えて建て替えることを検討しています（検討期間：令和 8 年度）。建替工事等のため、最も早く令和 13 年度に仮園舎（井草 5-2）へ一時移転または柿木図書館の場所へ移転する可能性があります。

※ 3：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。

開所時間を超えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田

② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木

③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井

④ 荻窪・本天沼
天沼・南荻窪

⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南

⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前

⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

④ 荻窪・本天沼・天沼・南荻窪



私立：私立認可保育所 区立：区立認可保育所 小規模 A：小規模保育事業所 A 型 小規模 B：小規模保育事業所 B 型 事業所（保）：事業所内保育事業所（保育所型）
事業所 A：事業所内保育事業所（小規模 A） 事業所 B：事業所内保育事業所（小規模 B） 家庭的：家庭的保育事業所 保育日：月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）
○ W：○週目以上 ○ M：○か月以上 1 歳：1 歳クラス以上 ※ 1 歳クラスから申込み可能であることを示しています。お子様が満 1 歳になった時点で申込みできるという意味ではありません。

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
私立	※1	102 2104806	荻窪コスモ（本園） （9 週目以上）	荻窪 5-6-5 ガーデンア荻窪 1 階	03-3220-3535	6	12	12	—	開）7:15～18:15 延）18:15～19:30（平日のみ）
		103 2104807	おぎぶんコスモ（分園） （3 歳以上）	天沼 3-11-1 シンフォ ニーフラット 1 階	03-5347-1866	—	—	—	14 28	開）7:15～18:15 延）18:15～19:30（平日のみ）
	9W	104 2105239	荻窪北	荻窪 5-17-8	03-3391-5171	11	13	16	18 40	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30
		105 2101861	パピーナ本天沼	本天沼 3-35-4	03-6913-8911	6	10	12	15 30	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30
		106 2101865	まなびの森保育園荻窪	荻窪 4-11-23	03-3398-7400	6	16	17	17 34	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30（平日のみ）
		107 2101875	にじいろ保育園南荻窪	南荻窪 2-33-5	03-5344-9450	9	12	14	15 30	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30
		108 2101877	荻窪りとるばんぶきんず	荻窪 3-7-29	03-5347-2088	6	12	16	18 38	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30
		109 2101880	ゆめの樹保育園 おぎくぼ	荻窪 1-3-16	03-6915-1457	6	12	12	16 34	開）7:00～18:00 延）18:00～20:00
		110 2101886	ういず本天沼	本天沼 2-42-24	03-6454-7144	6	10	11	11 22	開）7:00～18:00 延）18:00～20:00
		111 2101896	テンダーラビング保育園天沼	本天沼 3-13-21	03-6913-7677	10	14	16	16 32	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30
		112 2101900	AIAI NURSERY 荻窪	荻窪 5-15-21 トライアード 2 階	03-6915-1161	6	10	11	11 22	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30
		113 2104782	荻窪すきっぷ	荻窪 2-28-14	03-5335-9731	6	10	11	11 22	開）7:15～18:15 延）18:15～20:15
		114 2104785	パピーナ荻窪北口	天沼 3-6-27 エクレール飯田	03-3391-0220	3	10	12	—	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30
	8M	115 2105242	荻窪	南荻窪 2-25-17	03-3333-6988	6	11	12	12 24	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30
	1歳	116 2101872	ひのまるキッズガーデン ナーサリー	荻窪 5-17-15	03-3391-1747	—	10	10	20 40	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30（平日のみ）
	9W	117 2101925	パピーナ荻窪天沼	天沼 2-42-9	03-3398-1155	6	18	20	20 40	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30
	1歳	118 2105234	にじいろ保育園荻窪一丁目	荻窪 1-57-3	03-6915-1394	—	10	12	16 32	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30
		119 2105235	パピーナ南荻窪	南荻窪 4-42-4	03-5941-7791	—	10	10	10 20	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30
		120 2105237	さくらさくみらい 荻窪	荻窪 3-28-5	03-6279-9339	—	9	9	10 20	開）7:00～18:00 延）18:00～20:00
		121 2105554	まなびの森保育園本天沼	本天沼 2-31-11	03-6913-6831	—	12	12	12 24	開）7:00～18:00 延）18:00～20:00（平日のみ）
		122 2105559	天沼	天沼 2-30-4	03-3398-2207	—	18	19	20 40	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30
区立	9W	123 1101826	荻窪東	荻窪 4-23-20	03-3220-1621	6	10	12	14 30	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30（13）
	1歳	124 1101803	本天沼	本天沼 3-34-35	03-3395-3802	—	13	16	17 34	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30（13）
	1歳	125 1101807	荻窪南（障 5）	荻窪 1-1-6	03-3398-9168	—	14	15	16 32	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30（13）

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
家庭的	9M	126 2504699	あおぞら ※ 2	天沼 3-2-3 光ビル 1 階	03-6276-9383	1	2	2	—	開）8:30～17:30 ア）有
	6M	127 2504706	しまキッズナーサリー ※ 2	荻窪 3-35-5 ハウス MM101 号	03-5364-9773	1	2	2	—	開）8:30～17:30 ア）有

区立子供園は P65、私立幼稚園は P66 参照

（障○）は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の（）内の数字は月ぎめ延長保育定員数です。

※ 1：102 と 103 に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番 11 は適用されません。

※ 2：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。

開所時間を越えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。

また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

⑤ 上荻・松庵・善福寺・西荻北・西荻南



区立子供園は P65、私立幼稚園は P66 参照

公立3保育園は185、私立幼稚園は186参照

No.		園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間
						0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
私立 ※ 1	128	2101873	ミアヘルサ保育園 ゆらりん荻窪(本園)(9週目以上)	上荻 1-21-20 常磐レ ジデンシア荻窪 1階	03-5335-9613	12	—	—	15	30	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30(1歳クラス以上)
	129	2106052	ミアヘルサ保育園 ゆらりん荻窪分園(1歳以上)	上荻 1-22-16 アジール コート荻窪 1階	03-5335-9613	—	15	15	—	—	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30※ 2

私立：私立認可保育所 区立：区立認可保育所 小規模 A：小規模保育事業所 A 型 小規模 B：小規模保育事業所 B 型 事業所（保）：事業所内保育事業所（保育所型）
事業所 A：事業所内保育事業所（小規模 A） 事業所 B：事業所内保育事業所（小規模 B） 家庭的：家庭的保育事業所 保育日：月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）
○ W：○週目以上 ○ M：○か月以上 1 歳：1 歳クラス以上 ※ 1 歳クラスから申込み可能であることを示しています。お子様が満 1 歳になった時点で申込みできるという意味ではありません。

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間
					0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	
私立	9W	130 2101847 保育センターこどもの木がけ野のはな空のとり ※ 3	松庵 1-9-33	03-3332-5345	9	10	11	—	—	開) 7:30～18:30 延) 無
		131 2101853 ピノキオ幼児舎桃井	上荻 4-29-15 さくら上荻ビル 2F	03-5303-2761	6	10	12	13	26	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		132 2101854 小学館アカデミーにしおぎ南	西荻南 4-14-4	03-5336-6141	6	10	16	16	32	開) 7:30～18:30 延) 18:31～20:30
		133 2101870 アスク西荻南	西荻南 1-6-3	03-5336-9077	6	10	11	11	22	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00
		134 2101885 コンビプラザ善福寺	善福寺 1-16-19	03-6913-5081	6	10	12	12	24	開) 7:30～18:30 延) 18:30～20:30
		135 2101906 パピーナ西荻北	西荻北 2-4-8	03-3395-1313	6	15	15	15	30	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		136 2101912 グローバルキッズ松庵園	松庵 2-23-6	03-5344-9733	3	12	13	14	28	開) 7:30～18:30 延) 18:30～20:30
		137 2104784 小学館アカデミーにしおぎ駅前	松庵 3-35-15	03-5336-7861	9	10	10	10	20	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		138 2104789 西荻窪きらきら	西荻南 4-30-9	03-5336-0231	6	9	10	12	30	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00
		139 2104791 キッズフォレ西荻窪	西荻北 2-15-12	03-6913-5907	6	7	7	10	20	開) 7:15～18:15 延) 18:16～20:15
		140 2104808 井荻	善福寺 1-5-17	03-3399-7267	12	15	15	17	34	開) 7:30～18:30 延) 18:30～20:30
		141 2105553 AIAI NURSERY 西荻北	西荻北 5-3-4	03-6915-0388	6	10	12	14	28	開) 7:30～18:30 延) 18:31～19:30
	4M	142 2101837 頌栄	上荻 3-15-12	03-3399-8585	9	11	11	12	24	開) 7:30～18:30 延) 無
	8M	143 2105228 樹	上荻 3-22-13	03-6913-5210	3	10	10	12	24	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
	1 歳	144 2101888 ぴっころきっず西荻窪北口園	西荻北 2-5-3 杏順ビル 1 階	03-6454-7780	—	12	12	12	24	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30 (平日のみ)
		145 2104798 AIAI NURSERY 西荻窪	松庵 3-15-3	03-5941-5802	—	17	17	20	40	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		146 2104801 杉並西荻窪雲母	西荻南 1-1-27	03-5336-3201	—	10	11	13	26	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00
		147 2105230 アイグラン保育園上荻	上荻 1-22-9	03-5335-7408	—	12	12	12	24	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		148 2105231 ベネッセ 西荻窪	西荻北 1-5-7	03-5311-1680	—	14	14	14	28	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00
		149 2105552 ピノキオ幼児舎荻窪	上荻 1-14-12	03-5335-9512	—	7	7	8	18	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
区立	9W	150 1101816 松庵	松庵 2-23-34	03-3332-1751	6	16	20	21	42	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(13)
	1 歳	151 1101811 上荻 (障 3) ※ 4	上荻 1-20-13	03-3392-6742	—	16	18	20	40	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(13)
	8M	152 1101818 善福寺 (障 3)	善福寺 2-26-18	03-3394-8961	6	15	18	18	36	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(13)
	1 歳	153 1101808 西荻北 (障 3) ※ 5	西荻北 2-27-18	03-3396-8427	—	14	18	18	36	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(13)
小規模 A	9W	154 2404693 マグハウス西荻	西荻南 2-8-16 メゾン・ド・エテルナ 1 階	03-5941-3150	5	6	6	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:00
	5M	155 2404682 マグハウス西荻第 2	松庵 3-41-1	03-5344-9130	4	7	8	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:00
	6M	156 2404671 杉並保育園ソラグミ	西荻南 2-18-20 若見ハイツ 101	03-5941-9370	3	3	3	—	—	開) 7:30～18:30 延) 無
		157 2404683 きらら保育園杉並松庵	松庵 3-18-17 オールメゾン西荻窪 1 階	03-5941-6972	3	8	8	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		158 2404686 ピヨピヨおうちえん荻窪駅前	上荻 1-18-3	03-6383-5928	5	7	7	—	—	開) 7:30～18:30 延) 無
		159 2406181 ピヨピヨおうちえん ※ 6	上荻 2-7-9 イタル上荻 1 階	03-6913-5617	2	5	5	—	—	開) 7:30～18:30 延) 無
	7M	160 2404676 アロハエンジェルナーサリー荻窪駅前園	上荻 1-20-6 スターフィールド上荻 2 階	03-6915-1191	3	8	8	—	—	開) 7:30～18:30 延) 無
		161 2404679 ほっぺるランド西荻窪	西荻北 4-8-2 ベルハイム西荻窪Ⅲ 104 号室	03-5382-8777	6	6	7	—	—	開) 7:00～18:00 延) 18:00～19:00
事業所 A	9W	162 2704715 あすもベビーホーム松庵 ※ 7	松庵 3-1-3	03-5930-0415	—	—	—	—	—	開) 7:30～18:30 延) 無

(障○) は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。区立保育園延長保育時間の () 内の数字は月ぎめ延長保育定員数です。

- ※ 1：128 と 129 に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番 11 は適用されません。
- ※ 2：延長保育時間帯は、ミアヘルサ保育園ゆらりん荻窪へ移動しての保育になります。
- ※ 3：保育センターこどもの木がけ野のはな空のとり保育園は、玉成幼稚園が連携施設として設定されています。
- ※ 4：区立上荻保育園は、令和 13 年度中に現園舎（上荻 1-20）から旧若杉小学校跡地（天沼 3-15）に整備する複合施設へ移転する予定です。

- ※ 5：区立西荻北保育園は、建替工事のため最も早くして令和 11 年度に仮園舎（西荻北 1-9）へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で建て替え、新園舎での運営を開始します。
- ※ 6：ピヨピヨおうちえんは、グローバルキッズ荻窪が連携施設として設定されています。ただし、連携枠に限りがあるため、希望者が複数いた場合、希望者間での利用調整となります。
- ※ 7：あすもベビーホーム松庵は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は 15 名となります。

⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸・高井戸西・高井戸東・宮前



No.			園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間
							0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
私立	9W	163	2105238	下高井戸	下高井戸 3-31-11	03-3303-1221	8	16	20	24	48	開)7:30～18:30 延)18:30～20:30
		164	2101839	上水	高井戸東 2-3-4	03-3333-8626	22	36	48	50	104	開)7:15～18:15 延)18:15～19:15 (平日のみ)
		165	2101855	杉並大宙みたけ	上高井戸 2-12-30	03-3334-6711	9	15	18	20	40	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30
		166	2101863	Picoナーサリク我山 ※1	久我山 3-37-24	03-5941-3020	3	10	18	—	—	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30
		167	2101878	Picoナーサリク我山駅前 ※1	久我山 4-2-15	03-3332-7776	9	15	18	—	—	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30
		168	2101879	アイグラン保育園久我山	久我山 5-28-13	03-5941-8784	12	15	15	18	40	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30
		169	2101887	アウル宮前	宮前 2-11-11	03-5941-5112	9	20	30	30	60	開)7:30～18:30 延)18:30～19:30

私立：私立認可保育所 区立：区立認可保育所 小規模 A：小規模保育事業所 A 型 小規模 B：小規模保育事業所 B 型 事業所（保）：事業所内保育事業所（保育所型）
事業所 A：事業所内保育事業所（小規模 A） 事業所 B：事業所内保育事業所（小規模 B） 家庭的：家庭的保育事業所 保育日：月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）
○ W：○週目以上 ○ M：○か月以上 1 歳：1 歳クラス以上 ※ 1 歳クラスから申込み可能であることを示しています。お子様が満 1 歳になった時点で申込みできるという意味ではありません。

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間
					0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	
私立	9W	170 2101891 宮前おおぞら	宮前 2-24-22	03-5336-1234	10	20	20	20	40	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		171 2101892 ポピンズナーサリー スクール久我山	久我山 5-12-23	03-5941-5174	9	15	15	20	40	開) 7:30～18:30 延) 18:30～20:00
		172 2101894 まなびの森保育園高井戸	高井戸西 1-9-4	03-3334-8686	12	20	22	22	44	開) 7:30～18:30 延) 18:30～20:30 (平日のみ)
		173 2101902 杉並たかいどいちご	高井戸東 4-5-7	03-3334-1555	9	15	18	20	40	開) 7:15～18:15 延) 18:15～20:15
		174 2101923 レイモンド下高井戸	下高井戸 3-23-10	03-6379-8742	3	13	13	17	34	開) 7:00～18:00 延) 18:01～20:00
		175 2104774 アスク上高井戸保育園 ～都会のふるさと～	上高井戸 1-7-6	03-5316-2281	6	10	11	11	22	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00
		176 2104776 下高井戸ここわ	下高井戸 2-6-19	03-6379-2041	6	10	11	11	22	開) 7:30～18:30 延) 18:31～19:30 (平日のみ)
		177 2104793 Pico ナーサリ 玉川上水公園	久我山 1-6-12	03-3333-1808	3	8	8	9	18	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		178 2104924 パピーナ久我山	久我山 3-1-24	03-5941-9022	5	10	10	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		179 2106180 高井戸	高井戸西 1-31-3	03-3332-0124	11	14	16	18	36	開) 7:30～18:30 延) 18:30～20:30
	1 歳	180 2104911 ヴィラまなびの森保育園高井戸	高井戸西 2-7-32	03-5941-5130	—	12	12	12	24	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00 (平日のみ)
		181 2104918 まことたかいど	高井戸西 1-26-1	03-5941-5152	—	10	10	10	20	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		182 2105864 Pico ナーサリ久我山ガーデン	久我山 1-4-15	03-3333-1777	—	10	16	18	36	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
区立	9W	183 1101804 宮前	宮前 2-24-38	03-3333-1935	6	16	17	17	34	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30 (13)
	8M	184 1101806 久我山東 (障 7)	久我山 5-17-17	03-3333-7450	6	15	16	16	32	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30 (13)
	1 歳	185 1101809 高井戸東 (障 3) ※ 2	高井戸東 3-14-9	03-3304-9572	—	16	17	17	34	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30 (13)
	8M	186 1101819 久我山	久我山 5-8-8	03-3331-5141	3	15	19	20	40	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30 (13)

※区立子供園は P65、私立幼稚園は P66 参照



(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の () 内の数字は月ぎめ延長保育定員数です。

※ 1：Pico ナーサリ久我山及び Pico ナーサリ久我山駅前、久我山幼稚園が連携施設として設定されています。

※ 2：区立高井戸東保育園は、建替工事のため令和 10 年度に仮園舎（浜田山 4-15）へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。

※ 3：区立大宮前保育園は、建替工事のため令和 13 年度に仮園舎（宮前 2-24）へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。

※ 4：ソーナやなぎくぼは、ゆめの樹保育園おぎくぼとゆめの樹保育園なりたにしが連携施設として設定されています。

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間
					0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	
区立	1 歳	187 1101791 大宮前 ※ 3	宮前 5-19-8	03-3333-7609	—	13	14	15	30	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30 (13)
小規模 A	9W	188 1404707 (区立)小規模保育事業所宮前北	宮前 3-9-3 シャトー 5 1 階	03-3334-7971	6	6	6	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:00
		189 2404674 ソーナやなぎくぼ ※ 4	高井戸東 4-10-30 サンハイム高井戸 101	03-5941-3988	6	6	6	—	—	開) 7:00～18:00 延) 18:00～19:00
		190 2404677 スクルドエンジェル保育園 下高井戸園	下高井戸 3-3-6 ヒデ・スタープラザ 1 階	03-6379-9790	3	8	8	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
	6M	191 2404690 ハーモニー・キッズ	高井戸東 2-29-13	03-5941-5960	3	8	8	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30

⑦ 和泉・永福・大宮・浜田山・方南



区立子供園は P65、私立幼稚園は P66 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
私立	7W	192 2101845 杉並の家	浜田山 4-31-5	03-3312-3737	12	13	14	14	28	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00 (満1歳以上)
		193 2101835 方南隣保館	方南 1-4-7	03-3321-4815	12	20	23	25	50	開) 7:15~18:15 延) 18:15~19:15
		194 2101849 むさしの保育園方南分園	方南 1-51-2	03-3327-7552	8	10	11	—	—	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00 (満1歳以上)
		195 2101874 杉並の家ちゅうりっぷ	浜田山 2-23-13	03-6379-7861	6	12	12	15	30	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
		196 2101884 ラ・プリマブランカえいふく	永福 2-17-12	03-6304-3245	6	10	12	13	28	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
		197 2101899 和泉ここわ	和泉 2-17-5 オイスカビル 1 階	03-6265-7228	6	10	11	11	22	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30 (平日のみ)
		198 2101901 ポピンズナーサリースクール方南町	方南 2-14-1 シティテラス杉並方南町 1・2 階	03-5913-8077	9	15	17	19	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:00
		199 2101903 Pico ナーサリ和田堀公園	大宮 1-20-22	03-5913-9888	12	18	21	23	46	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
	9W	200 2101907 ういず杉並和泉	和泉 2-42-12	03-6379-0620	6	13	15	15	30	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
		201 2101910 杉並の家ことり	浜田山 4-9-15	03-6383-2161	4	11	11	11	22	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
		202 2101915 キッズガーデン杉並和泉	和泉 3-15-4	03-6304-7861	6	10	11	11	22	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30
		203 2101918 永福ここわ	和泉 2-23-4	03-6379-3061	6	10	11	11	22	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30 (平日のみ)
		204 2101922 よつぎ永福	永福 1-7-6	03-6304-3195	3	10	12	16	32	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
		205 2101928 にじいろ保育園浜田山	浜田山 3-17-8 グリナージュ浜田山 1・2 階	03-6304-9231	6	12	12	14	28	開) 7:30~18:30 延) 18:31~20:30
		206 2101929 グローバルキッズ浜田山園	浜田山 3-22-13	03-6379-6881	3	12	13	13	26	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
		207 2104775 キッズガーデン浜田山	浜田山 2-7-14	03-6379-7052	6	9	9	12	24	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30

私立：私立認可保育所 区立：区立認可保育所 小規模 A：小規模保育事業所 A 型 小規模 B：小規模保育事業所 B 型 事業所（保）：事業所内保育事業所（保育所型）
事業所 A：事業所内保育事業所（小規模 A） 事業所 B：事業所内保育事業所（小規模 B） 家庭的：家庭的保育事業所 保育日：月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）
○ W：○週目以上 ○ M：○か月以上 1 歳：1 歳クラス以上 ※ 1 歳クラスから申込み可能であることを示しています。お子様が満 1 歳になった時点で申込みできるという意味ではありません。

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間
					0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	
私立	9W	208 2104779 ふたばクラブ浜田山駅前	浜田山 3-24-4	03-5357-8328	5	7	7	7	14	開) 7:30～18:30 延) 18:31～19:30(平日のみ)
		209 2104787 京王キッズプラッツ永福町	永福 2-60-31 京王リ ナード永福町 3 階	03-5376-1555	4	12	13	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～20:30
		210 2104790 ふたばクラブ浜田山柏の宮	浜田山 2-8-11	03-6304-6528	2	7	7	8	16	開) 7:30～18:30 延) 18:31～19:30(平日のみ)
		211 2104797 Gakkenほいくえん浜田山	浜田山 3-18-8 ケイワンビル 1 階	03-5305-6133	6	6	6	6	12	開) 7:00～18:00 延) 18:01～20:00
		212 2104800 ピノキオ幼児舎浜田山	浜田山 3-27-2 YOU I COURT 1 階	03-6383-2446	3	10	10	12	24	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		213 2104912 まなびの森保育園永福町	和泉 4-13-2	03-6304-3553	6	12	13	13	26	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00(平日のみ)
		214 2104917 さくらさくみらい 西永福	大宮 2-10-25	03-5913-9439	6	11	11	12	24	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00
		215 2105555 大宮	大宮 2-16-16	03-5913-8261	9	15	17	17	34	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		216 2105865 ベネッセ永福北	永福 3-51-17	03-3325-6761	9	15	17	17	34	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
	1歳	217 2101866 ベネッセ杉並和泉	和泉 2-32-6	03-5355-6700	—	10	13	13	28	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00
		218 2101871 ミアヘルサ保育園ひびき永福町	永福 2-54-8 プレミ ール永福 1・2 階	03-6379-2815	—	10	12	16	32	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00
		219 2104794 杉並の家けやき	浜田山 1-33-1	03-3329-3737	—	18	18	24	48	開) 7:00～18:00 延) 18:00～20:00
		220 2104796 第二永福ここわ	和泉 2-23-3	03-6304-7841	—	10	11	13	26	開) 7:30～18:30 延) 18:31～19:30(平日のみ)
		221 2104802 かえで保育園杉並いずみ	和泉 4-42-23	03-5305-3070	—	10	12	12	26	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(平日のみ)
		222 2105232 ちゃいれっく和泉	和泉 4-44-6	03-5929-7390	—	10	11	13	26	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(平日のみ)
区立	9W	223 1101822 浜田山 (障 4)	浜田山 4-18-31	03-3315-7811	6	15	16	18	36	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(13)
	8M	224 1101817 永福南 (障 3)	永福 2-6-12	03-3323-4151	6	17	18	20	40	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(13)
	1歳	225 1101797 和泉	和泉 4-16-22	03-3323-7249	—	12	13	15	30	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30(13)
小規模 A	9W	226 2404667 おうち保育園 えいふく町	大宮 2-1-4 1 階	03-5913-9223	4	4	4	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		227 2404678 スクルドエンジェル保育園 方南町園	方南 2-12-16 トウトハウス 1・2 階	03-5929-7440	4	7	8	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		228 2404687 ぴっぴのもり	永福 4-18-5 フェリーチェ杉並 2 階	03-6315-6908	6	6	7	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:00(平日のみ)
		229 2404689 小規模保育園ピーカーぶう	和泉 4-42-5 方南会館 2 階	03-3311-4141	3	8	8	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:30～19:30
		230 2404666 ふたばクラブ西永福	永福 4-19-17 1 階	03-5913-8728	6	6	7	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:31～19:30(平日のみ)
		231 2404675 ふたばクラブ浜田山井の頭通り	浜田山 4-10-5 稲葉ビル 2 階	03-6383-2287	6	6	7	—	—	開) 7:30～18:30 延) 18:31～19:30(平日のみ)

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応
					0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	
家庭的	7W	232 2504703 ひまわり園 ※ 1	和泉 3-13-15 プラザ永福町	03-6379-5239	1	2	2	—	—	開) 8:00～18:00 ア) 有
	6M	233 2504696 保育ルーム方南 ※ 1	方南 1-46-2	03-5932-1051	1	2	2	—	—	開) 8:00～18:00 ア) 有

(障○) は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の () 内の数字は月ぎめ延長保育定員数です。

※ 1：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を越えた延長保育は、原則行っておりません。
アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の
家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

よくあるご質問 (FAQ)

【提出書類について】

Q①：兄弟ともに申し込む場合、申請書類は兄弟分必要ですか？

A：以下 2 点の書類のみ申請されるお子様の人数分必要となります。

1. 保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書
2. 児童の状況
その他の書類はお子様の人数分提出していただく必要はありません。

Q②：10月1日以降に年度内の入所（11月～2月入所）と来年度4月入所を同時に申込みする場合はすべての書類を2部そろえる必要がありますか？

A：2部そろえる必要はありません。10月1日以降に11月～2月入所を申し込む場合、有効期間が6か月となるため、下記書類はまとめて一部の提出で、4月入所利用調整の対象になります。ただし、4月に内定しなかった場合の「保育所等利用調整結果通知書（利用不可通知）」の発行を希望される場合は、以下①の右上に「4月入所用」と印字されている用紙の提出が必要です。

- ①保育所等利用申込書兼教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書
(4月入所を申し込む方は、右上に4月入所用と印字されたものに記入してください。)
- ②児童の状況
- ③確認書
- ④マイナンバー記入用紙(初めての申込みの方のみ。なお、転入予定で申し込む方は転入後の手続きの際に提出してください。)
- ⑤保育の必要性を確認する書類
- ⑥育児休業確認書（育児休業取得中（取得予定）の方）

申込時点の状況により上記以外にも必要書類がありますので、P12～16をご確認ください。

Q③：現在会社で育児休業を取得しています。保育の必要性を確認する書類は何を提出すればよいですか？

A：申込日の3カ月前の月の1日以降に勤務先から証明を受けた就労証明書を提出してください。なお、証明欄に社判等の押印は不要です。

Q④：直近で保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）を提出したが、申込みに際して、再度、提出する必要がありますか？

A：直近でご提出いただいた場合でも、保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）をご提出いただく必要があります。なお、申込日の3カ月前の月の1日以降に証明・取得したものであれば、以前提出された書類と同じもの（コピーでも可）をご提出いただけます。

Q⑤：「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の「保育を希望する時間」はどのように記載すればよいですか？

A：認可施設の利用を希望するおおまかな預け時間を記載してください。なお、記載していただいた時間によって、利用調整に影響が及ぶことはありません。

Q⑥：申込日現在、杉並区に住民登録があるが、平成26年4月以降に転出した場合、住民票の除票を提出すると、どのようなメリットがありますか？

A：申込日現在、杉並区に住民登録がある方で、保護者のいずれかが住民票の除票（区内転居ではなく、区外に転出したもの）をご提出いただいた場合、同一指数の場合の優先順位項番⑥（P26 参照）の対象となる期間を平成26年4月以降の住民登録期間に合算できます。なお、申込日現在、杉並区に住民登録がない方または平成26年3月31日以前に転出した方は対象となりません。

【指数について】

Q①：復職後に時短勤務を利用したいです。その場合の指数はどうなりますか？

A：勤務先の短時間勤務制度（所定労働日数を短縮する場合を含む）を利用する予定、または申込日現在利用中の方で、通常勤務時間（契約時間）を変えずに勤務時間・勤務日数を短縮する場合（短縮後の勤務について、月80時間以上勤務している場合または1月あたりの通常勤務時間の2分の1以上（月48時間以上である場合に限る）勤務していることが条件）には、通常勤務時間により、指数を付与します（P22・23 参照）。なお、保育必要量は時間短縮後の勤務時間で認定します。

Q②：就労形態により、指数は変わりますか？

A：基準指数（就労）について、指数は契約している就労日数・時間で指数を適用しています。そのため就労形態（パートやアルバイト等）によって指数が変更となることはありません。

Q③：保護者 1 人につき、保育を必要とする事由が複数ある場合は、すべて足した指数がつきますか？

A：つきません。より必要度の高い主たる事由の指数のみを適用します。

Q④：入所希望月中に就労を開始する予定です。その場合の基準指数は就労の指数になりますか？

A：就労の指数になります。

Q⑤：兄弟姉妹が同時に利用申込みをする場合、調整指数の加点はありますか？

A：①兄弟姉妹で同時入所希望の場合

調整指数 (P24・25 参照) 項番 8 の加対象となり 2 点を付与します。

②兄弟姉妹で同時転園または入所と転園希望の場合

第一希望の認可施設が同じである場合は調整指数 (P24・25 参照) 項番 8 の加対象となり 2 点を付与します。

Q⑥：兄弟姉妹が通っている保育所に申込みをする場合、調整指数の加点はありますか？

A：兄弟姉妹が利用希望月前から引き続き利用している認可施設を第一希望で入所または転園申込みをした場合、調整指数 (P24・25 参照) 項番 9 または 10 の 3 点を付与します。ただし、在園中の兄弟姉妹が同時に転園申込している場合は付与されません。

なお、兄弟姉妹が、自身が在籍する施設の同園扱いとなる認可施設もしくは個別連携元・先の認可施設のみを希望して転園を申し込む場合は、調整指数の加点があります。

Q⑦：転園申込みの場合、入所申込みより不利になりますか？

A：基準指数・調整指数での差はありませんが、同一指数の場合の優先順位項番③ (P26 参照) では入所より転園が不利になります。

Q⑧：同一指数となった場合、申込園の希望順位で優先されますか？

A：同一指数となった場合、申込園の希望順位で優先はされません。例えば 40 点の児童が A 園を第一希望。41 点の児童が A 園を第二希望にした場合、41 点の児童が第一希望の園に決まらなかった場合、A 園は 41 点の児童が内定します。したがって、希望順位は行きたい園の順番で選択することをお勧めします。

【利用調整について】

Q①：第二希望で保育園に決まりました。第一希望の保育園に転園申込みをしたいです。

内定した次の月から転園申込みをすることは可能ですか？

A：入所後であれば可能です。例えば、5 月入所で内定し、6 月入所の転園申込みをしたいとなった場合には 5 月 1 日以降に転園申込みをしてください。そのため、令和 9 年 12 月、令和 10 年 1 月・2 月入所で内定した場合には 4 月二次入所の転園申込みから可能となります。なお、転園申込みをする場合は再度、保育の必要性を確認する書類の提出が必要になります。

Q②：不足書類があった場合は、利用調整の対象外になりますか？

A：必須書類 (P12～P15 参照) に不足があった場合は、利用調整の対象外となります。P12～P15 に記載の【1】・【2】・【3】・【4】・【5】に関しては必須書類になりますので、不足していた場合はご連絡いたします。【6】に関しましては、必須書類ではないため、ご連絡は控えさせていただきます。申込締切日の直前でのご連絡になってしまう可能性もありますので、ご自身で必要書類を確認のうえ、なるべく早めにご提出ください。

Q③：早く申請をすると優先されますか？

A：早く申請することによる優先はありません。

Q④：同一指数の場合の優先順位項番⑥ (P26 参照) の住民歴はどれくらい長いと有利になりますか？

A：希望する園やクラスに申し込まれる方の状況によっても異なるため、どのくらい長ければよいか明確に回答することはできません。

Q⑤：保育所に必ず落選したい場合、どうすればよいですか？

A：杉並区では指数による厳正な利用調整を行っております。

そのため確実に不内定となることはできません。内定及び不内定となる場合については下記のとおりです。

内定となる場合 1) 指数が他の申請者より高い 2) 申込園にほかの申請者がいない

不内定となる場合 1) 指数が他の申請者より低い 2) 申込園に空きがなかった 3) 兄弟姉妹選考区分の条件により不内定となる

Q⑥：保育所に内定したが、辞退したいです。辞退した場合、次の利用調整時に不利になりますか？

A：不利になることはありません。

Q⑦：現在、年齢制限のある認可施設に通っている。卒園後の手続き・優先的な利用調整について知りたい。

A：地域型保育事業所（小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所）及び2歳児クラスで卒園となる認可保育所には、卒園時の転園先を保障する「連携施設」を設定しています。これらの施設の卒園時には、優先的に転園希望先の利用調整が行われるとともに、いずれかの園へのあっせんが確実に行われ、年齢制限のある施設でも安心してご利用いただくことができます。（P20 参照）
手続きの時期や方法は、10月ごろ該当する方に保育課認定・入園係よりお知らせします。

Q⑧：「連携施設」とは何ですか？

A：区内にあるすべての認可施設・区立子供園のことを指します。以下の認可施設には、個別に連携施設が設定されています。（P20 参照）

- ①【ソーナナやなぎくぼ】→ゆめの樹保育園おぎくぼ・ゆめの樹保育園なりたにし
- ②【マザーズハート成田東園】→杉並の家さくら
- ③【K a n g a ルーのへや】→世尊院幼稚園
- ④【保育センターこどもの木かげ野のはな空のとり】→玉成幼稚園
- ⑤【P i c o ナーサリ久我山、P i c o ナーサリ久我山駅前】→久我山幼稚園
- ⑥【ピヨピヨおうちえん】→グローバルキッズ荻窪
- ⑦【ウィズブック保育園東高円寺】→ウィズブック保育園高円寺南・聖心学園幼稚園
- ⑧【コロボックル保育室】→聖心学園幼稚園

なお⑥は連携枠に限りがあるため、希望者が複数いた場合、希望者間での利用調整となります。

Q⑨：現在、下の子の育児休業中で、上の子は認可施設に通っています。

下の子の育児休業を取得したまま、上の子の転園申込みはできますか？

※育児休業には、自営業等で育児休暇制度のない保護者が出産後に事業を休止する場合を含みます。

A：できます。通常の申込書類のほか「育児休業取得時の継続利用中の児童の申込に関する同意書」の提出が必須です。申込みに必要な書類はP12～15をご確認ください。保護者の基準指数はいずれもNo.10（育児休業取得中の転園：1点）を付けます。

【育児休業給付金について】

Q①：育児休業給付金の延長のため、認可施設の申込みをしなかったが、申込みを忘れてしまいました。どうすればよいですか？

A：入所希望月の申込締切日までに入所申込みを行っていない場合、その月の「保育所等利用調整結果通知書」を発行することができません。育児休業給付金については勤務先担当者またはハローワークへご確認ください。

Q②：育児休業給付金の延長のため、認可施設の申込みをする予定ですが、何月入所の申込みをすればよいですか？

A：勤務先担当者またはハローワークへご確認ください。

Q③：調整指数項番 20「希望する認可保育所等に入所できない際に、育児休業を取得（延長）する場合」を適用した場合、育児休業延長及び給付金の受給はできますか？

A：育児休業延長および給付金の手続きについては、勤務先担当者またはハローワークへご確認ください。

【その他】

Q①：自営業の場合、自分の働きたがが会社勤務か自営業・個人事業主のどちらに該当するのか分かりません。なにか基準はありますか？

A：経営している会社が法人化しているかどうか判断基準となります。法人化している場合は会社勤務、法人化していない場合は自営業・個人事業主となります。

Q②：申込みはいつからできますか？

A：入所希望月の6か月前から申込みが可能です。しかし、申込有効期間は申込みをした日から6か月となるため、あまりに早く申込みをすると利用調整の対象となる月が少なくなってしまいます。例えば、5月入所申込みを11月中旬に申請した場合、申込有効期間は5月入所分までとなるため、5月入所のみ利用調整の対象となります。

Q③：申込有効期間内すべての月について「利用調整結果通知書（利用不可通知）」が欲しい場合、どのような手続きになりますか？

A：それぞれの月分の「保育所等利用申込書兼教育・保育給付認定・施設等利用申請書」を各月の申込締切日までにご提出ください。その他の書類の提出は必要ありません。

Q④：提出した申請書のコピーが欲しいです。

A：保育課認定・入園係の窓口にて身分証明書をご持参の上、「証明書等発行願」をご提出いただければお渡し可能です。別途コピー代（1面10円）がかかります。
ご希望の場合、事前に保育課認定・入園係までご連絡ください。TEL.03-3312-2111(代表)

Q⑤：認可施設の預け時間はどのようにして決まりますか？

A：預け時間は認定された「保育の必要量」に基づき、利用する認可施設と面談を行い、決定します。原則として、保育の必要量の上限時間を超えて、保育施設を利用することはできません。
「保育の必要量」は認定事由が「就労」の場合、就労先の1日の拘束時間と通勤時間（認可施設と職場の往復に要する時間）を足した時間により判断します。（P7 参照）

Q⑥：申込児童が1歳の誕生日を迎えました。満1歳になった時点で1歳クラスの申込みはできますか？

A：できません。認可保育所等のクラスは令和9年4月1日時点の年齢で決まるため、年度の途中で満1歳の誕生日を迎えても、1歳クラスの申込みはできません。詳しくはP26を参照してください。

Q⑦：入園する前に園見学をしたい場合は、どうすればよいですか？

A：各園に直接ご連絡いただくか、保活ワンストップサービス（令和9年2月からは保活ワンポータルに変更予定）（P4 参照）のオンライン見学予約をご利用ください。（一部オンライン予約ができない施設がございます。）

Q⑧：前年度の申込者の人数を知ることができますか？

A：過去2年分の4月一次入所における申込者の人数は「認可保育所等の利用申込状況」で公表しております。なお4月一次入所以外は公表しておりません。
以下URLまたは二次元コードよりご参照ください。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/1062.html>



Q⑨：P21「兄弟姉妹同園入所・転園への取組（4月入所選考のみ適用）」の対象者で優先的な利用調整を行った人数を知ることができますか？

A：公表しておりません。

Q⑨：前年度の内定者の指数について知ることはできますか？

A：過去2年分の4月一次入所における内定者、申込者の指数や人数は「指数別集計表」「認可保育所等の利用申込状況」で公表しております。なお4月一次入所以外は公表しておりません。
以下URLまたは二次元コードよりご参照ください。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/1062.html>



Q⑩：空きがない認可施設に申込みをすることはできますか？

A：希望の認可施設に空きがなくても申し込むことができます（空き状況公開後に退所等で空きが出る場合があります）。

Q⑪：現在の空き状況はどこで確認することができますか？

A：二次元コードをご確認ください。
※5月入所～12月入所の募集予定人数は、入所希望月の前々月末平日夕方頃に区ホームページで公開します。ただし、1・2月入所の募集予定人数は申込締切日が早いと公開していません。4月入所の募集予定人数は、一次募集は10月15日夕方頃、二次募集は1月18日夕方頃に区ホームページで公開します。



Q⑫：申込み後に転職をすることになった場合、内定取り消しになりますか？

A：申込み時点と入所時点で指数を下げずに転職していただければ、内定取り消しにはなりません。なお、変更後の状況により指数が下がった場合、その理由によっては、入所内定の取り消し、または入所月の末日で退所となる可能性があります。手続き等についてはP34【2】を参照してください。

Q⑬：申込締切日までに短時間勤務制度を利用するか決まっておらず、保育所に内定した後に短時間勤務制度を利用することが決まった場合は入所内定の取消しになりますか？

A：以下の条件に該当する場合は入所内定の取消しにはなりません。勤務時間については復職後に提出していただく、復職証明書で確認します。
〈短縮後の勤務について、月80時間以上勤務している場合又は1月当たりの通常勤務時間の2分の1以上（月48時間以上である場合に限る）勤務している場合〉
※条件に該当しない形で復職する場合は、早急に認定・入園係までご連絡ください。

Q⑭：これから生まれる予定の児童の申込みをする予定です。出産日が出産予定日より遅れてしまい、内定した園の受入れ週数・月齢に達していない場合、内定は取消しになりますか？

A：入所内定の取消しとなる可能性があります。状況がわかり次第、早急にご連絡ください。

よくあるご質問 (FAQ)

杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定がある方へ

Q①：4月中に杉並区へ転入予定です。4月入所の申込みはできますか？

A：4月入所申込みはできません。翌月5月入所からお申し込みいただけます。
転入予定がある場合、申込日時点で杉並区外に住民登録があり、入所希望月の前月末日までに転入の届出及び保育課での手続きができる方のみ、申込みが可能です。
※申込締切日までに転入先の物件が決まっていることが必要です。

Q②：現在住んでいる自治体で認可保育施設や認定こども園（保育利用に限る）に通園しています。申込書類は、入所申込書類と転園申込書類のどちらを準備すればいいですか？

A：入所申込書類（P12・13 参照）をご準備ください。
ただし、調整指数は転園申込扱いとなります。入所申込扱いでの選考をご希望の場合は、現在通園している施設の受付印入りの退園届の提出が必要です。なお退園届の提出がなくとも利用調整の対象となりますが、同一指数の場合の優先順位項番③（P26 参照）により優先度が下がります。
※退園届の提出は、杉並区の認可施設が不内定でも継続通園せず退所する場合のみとなりますのでご注意ください。

Q③：書類の提出先はどちらですか？

A：杉並区に直接お申し込みください。杉並区様式の入所申込書類（P12・13 参照）をご準備ください。

Q④：電子申請はできますか？

A：可能です。杉並区ホームページに掲載されているフォームからご申請ください。（裏表紙の二次元コード参照）

Q⑤：月の途中に杉並区へ転入する場合、月途中から入所・転園することはできますか？

A：杉並区では、月途中での入所はできません。利用開始月の1日付で入所となります。

Q⑥：区民と転入予定の申込みで選考時の指数は変わりますか？

A：基準指数・調整指数での差はありませんが、同一指数の場合の優先順位項番①によって、申請日時点で杉並区民の方が転入予定の方より優先されます。

Q⑦：杉並区に転入をしました。どんな手続きが必要ですか？

A：杉並区民になる前の申込みは「仮申込み」の扱いとなります。そのため、入所希望月の前月末日までに、区民課で転入届出と保育課で認定申請の手続きを必ず行う必要があります。

【認定申請に必要な手続】

保育課認定・入園係（区役所東棟3階6番窓口）にて、次の書類をご提出ください。

・保育所等利用申込書兼教育・給付認定・施設等利用給付認定申請書 ・マイナンバー記入用紙

これらの手続きが入所希望月の前月末日までに完了していない場合は、原則として申込みが無効または内定取消しとなりますので、ご注意ください。※区民事務所で保育課の手続きはできません。

Q⑧：内定・不内定はいつわかりますか？

A：【4月入所】

入所の可否にかかわらず一次選考結果は1月15日（金）、二次選考結果は2月19日（金）に「結果のお知らせ」をお住まいの住所に送付します。また、同日夕方頃区ホームページにて内定者の公表を行います。（区ホームページに掲載の電子申請で申し込んだ方のみ）この間のお問い合わせはご遠慮ください。

【5月～2月入所】

内定された方のみ毎月20日頃に、保育課認定・入園係から保護者へ電話でお知らせいたします。また、毎月20日夕方頃区ホームページにて内定者の公表を行います。（区ホームページに掲載の電子申請フォームから申し込んだ方のみ）

Q⑨：「保育所等利用調整結果通知書」はいつ届きますか？

A：入所の可否にかかわらず、杉並区に転入手続き後、保育課認定・入園係（区役所東棟3階6番窓口）での「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」及び「マイナンバー記入用紙」の提出をもって申込みが有効となります。そのため、前月28日頃の一斉発送日までに上記手続きが済んでいる方は一斉発送日に、済んでいない方は上記手続きが確認でき次第送付します。

※2月入所の場合は、1月上旬頃が一斉発送になります。

※4月入所における「結果のお知らせ」の送付や、4月入所を除く内定者への電話連絡は、提出方法を問わず行います。

Q⑩：杉並区の保育所に入園できなかった場合、これまで通っていた認可施設に継続して通うことはできますか？

A：継続して通園できるか、また通園可能期間については、現在通っている保育所の所在地の自治体にご確認ください。なお、継続通園開始月の前月末日までに杉並区に転入し、保育課認定・入園係へ必要書類を提出してください（P13 参照）。

Q⑪：転勤先が確定していないため、杉並区に転入するか不確定です。申込みはできますか？

A：申込みできません。理由を問わず転入場所が不確定な方は選考対象外です。

よくあるご質問 (FAQ)

杉並区に転入予定がなく、在勤・在学されている方・里帰りする方へ

Q①：杉並区外に住んでおり、杉並区に転入予定がない場合、申込みはできますか？

A：杉並区への転入予定がない場合、以下のいずれかの条件を満たしている必要があります。

●保護者のいずれかまたは両方が杉並区に月 48 時間以上在勤または在学している場合

※両保護者が求職活動要件の場合は申し込めません。

●里帰り出産のため、保護者と申込みをする児童が杉並区内へ帰省する場合

※上記の条件を満たさない、もしくは近隣にお住まいの方・通勤等で杉並区を経由される方からの申込みは受け付けておりません。

Q②：どの保育所でも申込みをすることはできますか？

A：在勤・在学している場合または里帰り出産の場合、0 歳～ 2 歳児は私立園のみ希望することができます。区立園や地域型保育事業所は希望できません。

3 歳～ 5 歳児は、私立園と 5 月～ 2 月入所のみ区立園に申請ができます（P5 参照）。

Q③：杉並区への転入予定がない申込みの場合、申込書類の提出先はどちらですか？

A：住民登録がある自治体へ、杉並区の各入所希望月の締切日 1 週間前までにご提出ください。

Q④：杉並区への転入予定がない申込みの場合、電子申請できますか？

A：電子申請はできません。

Q⑤：杉並区への転入予定がない申込みの場合、利用調整結果はどのように知らせられますか？

A：利用調整結果は住民登録がある自治体を経由して通知します。そのため、杉並区の「保育所等利用調整結果通知書」は保護者に発送をしません。どのような様式で通知が発送されるかは、お住まいの自治体にご確認ください。

10 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業は、ご自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を提供する単年度事業です。詳細は、[区ホームページ](#)をご確認ください。ご自宅に派遣される保育者は、年齢、性別等のご指定はできません。

園コード	名称	運営法人・電話番号	対象年齢・利用期間	申込窓口	利用条件等
—	アニー	認定 NPO 法人 フローレンス 03-6811-0907	1歳～5歳 8時～18時のうち最大8時間（土・日・祝日を除く）	事業者	障害、疾病の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる児童に対する事業。

以下の事業は、希望順位に関わらず、認可施設（当事業を除く。以下この項目について同じ。）の利用調整後に選考を行います。そのため、希望順位の最後にご記載ください。事業の性質上、単願で申込まれた場合は利用調整を行いませんのでご注意ください。4月入所の利用申込みは二次からとなります。入所が決まった場合は、入所翌月の転園申請を必ず行っていただきます。

園コード	名称	運営法人・電話番号	対象年齢・利用期間	申込窓口	利用条件等
2602013	マミー東京	株式会社ニューマン 0422-38-6314	9週目～5歳 8時～19時（日・祝日を除く）	保育課 認定・ 入園係	待機児童対策として認可施設へ入所を希望したものの、入所できなかった児童を対象に、認可施設に入所するまでの間利用できる事業。
2602014	ル・アンジェ 保育訪問サービス	ル・アンジェ株式会社 03-3477-1287	6週目～3歳 7時30分～20時30分（日・祝日を除く）		

※保育者の交通費として日額 1,000 円×利用日数の実費負担（上限 20,000 円）があります。

11 杉並区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）

認可施設の利用ができない保護者や夜間保育を必要とする保護者の負担軽減を図るため、利用料の減額・助成を受けながらベビーシッターを定期利用できる事業です。

- 対象者**
- ①認可保育所等の利用調整の結果、利用が不可となった児童の保護者の方
 - ②夜間保育を利用する保護者の方

- 補助内容**
- ①ベビーシッターを1時間150円で利用できます。

【利用上限】・保育標準時間認定の方及び夜間保育の保護者の方…1日11時間 月220時間
・保育短時間認定の方…1日8時間 月160時間

- ②事業者を支払った利用料を償還払いにより助成します。【助成上限…月額33,000円】

- ③事業者を支払ったベビーシッターの交通費を償還払いにより助成します。【助成上限…月額20,000円】

申込方法・助成要件の詳細につきましては、[区ホームページ](#)をご参照ください。

【注】「杉並区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」とは異なる事業です。



12 今後の保育施設の整備予定について

●区立保育園等の移転予定

既存の区立保育園・子供園は、「区立施設マネジメント計画」等に基づき、老朽化に伴う移転改築等を進めています。発行時点の予定は下表のとおりです。追加や変更等がある場合は、随時、区ホームページや窓口等にて最新情報をご案内していきます。

施設名	移転時期等(予定)
高井戸東保育園	高井戸東保育園は、建替工事のため、令和10年度に仮園舎（浜田山4-15）へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
高井戸西子供園	高井戸西子供園の改築計画は、これまでの計画の見直しに伴い、休止中です。見直し後の計画内容については未定です。
西荻北保育園	西荻北保育園は、建替工事のため、最も早く令和11年度に仮園舎（西荻北1-9）へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で建て替え、新園舎での運営を開始します。
大宮前保育園	大宮前保育園は、建替工事のため、令和13年度に仮園舎（宮前2-24）へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で建て替え、新園舎での運営を開始します。
和田保育園	和田保育園は、建替工事のため、最も早く令和12年度に高円寺東保育園旧園舎（高円寺南1-28）へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で建て替え、新園舎での運営を開始します。
四宮保育園	四宮保育園は、現在の用地で建て替えまたは柿木図書館（上井草1-6）と場所を入れ替えて建て替えることを検討しています（検討期間：令和8年度）。建替工事等のため、最も早く令和13年度に仮園舎（井草5-2）へ一時移転または柿木図書館の場所へ移転する可能性があります。
上荻保育園	上荻保育園は、令和13年度中に現園舎（上荻1-20）から旧若杉小学校跡地（天沼3-15）に整備する複合施設へ移転する予定です。

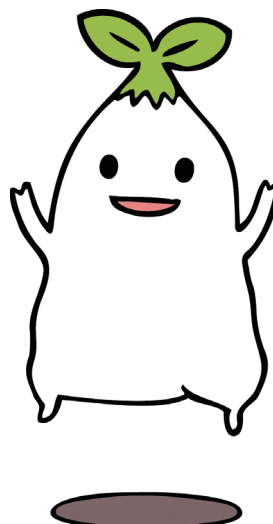
13 病児保育

病児保育とは、保護者の就労などで保育施設等に通っているお子さんが、病気などでいつも通っている保育施設等に登園できない場合に一時的に病児保育室でお預かりする事業です。

病児保育室を利用するには、杉並区への事前利用登録が必要です。事前利用登録が完了した方には区から『登録番号』を交付します。登録番号は、病児保育予約サービス『テオテ』で施設に利用登録をする際に必要となります。

杉並区への事前利用登録の方法や病児保育室の利用方法等の詳細は区ホームページ（ページID：1080）をご確認ください。

病児保育に関しては、保育支援係へお問い合わせください。 TEL：03-5307-0853



14 認可保育所等保育料について【全世帯無償化】

令和元年 10 月から国・都の制度を基に段階的に認可保育所等の保育料の無償化を進めてきました。

令和 7 年 9 月に、0～2 歳児（課税世帯）第 1 子の保育料を無償化したことにより、認可保育所等を利用する全ての世帯の保育料が、年齢や所得階層等に関わらず無料となりました。

対象区分ごとの無償化の根拠となる国・都の制度名及び無償化開始時期については、下表のとおりです。

※児童の年齢は、4 月 1 日現在の満年齢

対象区分			制度名	無償化開始時期
3～5 歳児			国制度「幼児教育・保育の無償化」	令和元年 10 月から
0～2 歳児 (非課税世帯)				
0～2 歳児 (課税世帯)	第 3 子 以 降	第 1 子 就学前	都制度「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」	
		第 1 子 就学後		
	第 2 子以降		都制度「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」	令和 5 年 10 月から
	第 1 子		都制度「保育所等利用世帯負担軽減事業」	令和 7 年 9 月から

○入所と同時に保育料は無料となるため、特段の手続きは不要です。

○杉並区では、給食費（主食費・副食費）も無料としています。

○延長保育料、その他実費負担額（おむつ代・写真代など）については無償化の対象外です。

区立保育所の延長保育料

区立保育所の月ぎめ延長保育の保育料につきましては、世帯の所得階層に応じた保育料が発生します。金額は下表にてご確認ください。

階層	税額区分		0歳児	1・2歳児	3歳以上児
A	生活保護世帯		0	0	0
B	区民税非課税世帯※		500	500	500
C	区民税均等割のみ課税世帯		600	600	600
D1	区民税所得割課税世帯	区民税所得割額	5,000 円未満	600	600
D2		〃	5,000 円以上 8,200 円未満	600	600
D3		〃	8,200 円以上 11,100 円未満	900	900
D4		〃	11,100 円以上 20,000 円未満	900	900
D5		〃	20,000 円以上 33,300 円未満	1,100	1,000
D6		〃	33,300 円以上 48,600 円未満	1,800	1,600
D7		〃	48,600 円以上 57,700 円未満	1,800	1,700
D8		〃	57,700 円以上 77,100 円未満	2,200	2,100
D9		〃	77,100 円以上 97,000 円未満	2,500	2,300
D10		〃	97,000 円以上 128,500 円未満	2,800	2,500
D11		〃	128,500 円以上 169,000 円未満	3,000	2,800
D12		〃	169,000 円以上 183,500 円未満	3,300	3,000
D13		〃	183,500 円以上 211,200 円未満	3,500	3,200
所得階層	税額区分		0歳児	1・2歳児	3歳以上児
D14	区民税所得割課税世帯	区民税所得割額	211,200 円以上 233,700 円未満	3,700	3,400
D15		〃	233,700 円以上 256,300 円未満	3,900	3,500
D16		〃	256,300 円以上 283,700 円未満	4,100	3,700
D17		〃	283,700 円以上 301,000 円未満	4,200	3,900
D18		〃	301,000 円以上 338,500 円未満	4,400	4,000
D19		〃	338,500 円以上 366,000 円未満	4,600	4,200
D20		〃	366,000 円以上 397,000 円未満	4,800	4,400
D21		〃	397,000 円以上 435,400 円未満	5,200	4,700
D22		〃	435,400 円以上 481,300 円未満	5,800	5,300
D23		〃	481,300 円以上 540,800 円未満	6,400	5,900
D24		〃	540,800 円以上 616,100 円未満	6,900	6,300
D25		〃	616,100 円以上 715,000 円未満	7,300	6,700
D26		〃	715,000 円以上 850,900 円未満	7,700	7,100
D27		〃	850,900 円以上 1,150,000 円未満	8,200	7,500
D28		〃	1,150,000 円以上 1,300,000 円未満	8,900	8,200
D29		〃	1,300,000 円以上	9,200	8,900

○区立保育所のスポット利用の延長保育料は、1 回 500 円です。利用方法は各園にお問い合わせください。

○私立保育所の延長保育料については、各園にお問い合わせください。

※区民税非課税世帯（B 階層）かつひとり親世帯、障害者手帳をお持ちの方や特別児童扶養手当を受給している世帯は、月ぎめ延長保育料・スポット利用の延長保育料が免除となります。該当する場合はお申し出ください。

(参考) 認可保育所等保育料表

※児童の年齢は、4月1日現在の満年齢

所得階層	税額区分		保育料(月額)					
			0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯		2,200	2,100	2,000	1,900	0	0
D1	区民税所得割課税世帯	区民税所得割額 5,000円未満	2,800	2,700	2,600	2,500	0	0
D2		// 5,000円以上 8,200円未満	3,700	3,600	3,400	3,300	0	0
D3		// 8,200円以上 11,100円未満	8,000	7,800	7,300	7,100	0	0
D4		// 11,100円以上 20,000円未満	9,900	9,700	9,100	8,900	0	0
D5		// 20,000円以上 33,300円未満	11,200	11,000	10,300	10,100	0	0
D6		// 33,300円以上 48,600円未満	18,400	18,000	16,900	16,600	0	0
D7		// 48,600円以上 57,700円未満	18,800	18,400	17,200	16,900	0	0
D8		// 57,700円以上 77,100円未満	22,920	22,500	21,000	20,600	0	0
D9		// 77,100円以上 97,000円未満	25,800	25,300	23,600	23,100	0	0
D10		// 97,000円以上 128,500円未満	28,300	27,800	25,900	25,400	0	0
D11		// 128,500円以上 169,000円未満	30,600	30,000	28,000	27,500	0	0
D12		// 169,000円以上 183,500円未満	33,000	32,400	30,200	29,600	0	0
D13		// 183,500円以上 211,200円未満	35,000	34,400	32,100	31,500	0	0
D14		// 211,200円以上 233,700円未満	37,200	36,500	34,100	33,500	0	0
D15		// 233,700円以上 256,300円未満	39,000	38,300	35,700	35,000	0	0
D16		// 256,300円以上 283,700円未満	41,000	40,300	37,600	36,900	0	0
D17		// 283,700円以上 301,000円未満	42,800	42,000	39,200	38,500	0	0
D18		// 301,000円以上 338,500円未満	44,600	43,800	40,900	40,200	0	0
D19		// 338,500円以上 366,000円未満	46,200	45,400	42,300	41,500	0	0
D20		// 366,000円以上 397,000円未満	48,000	47,100	44,000	43,200	0	0
D21		// 397,000円以上 435,400円未満	52,000	51,100	47,700	46,800	0	0
D22		// 435,400円以上 481,300円未満	58,600	57,600	53,700	52,700	0	0
D23		// 481,300円以上 540,800円未満	64,400	63,300	59,000	57,900	0	0
D24		// 540,800円以上 616,100円未満	69,000	67,800	63,200	62,100	0	0
D25		// 616,100円以上 715,000円未満	73,200	71,900	67,100	65,900	0	0
D26		// 715,000円以上 850,900円未満	77,500	76,100	71,000	69,700	0	0
D27		// 850,900円以上 1,150,000円未満	82,200	80,800	75,300	74,000	0	0
D28		// 1,150,000円以上 1,300,000円未満	89,000	87,400	82,200	80,800	0	0
D29		// 1,300,000円以上	92,400	90,800	89,000	87,400	0	0

○0～2歳児の保育料は、保育料表により決定後、区の条例・規則により無料としています。無償化前の所得階層に応じた保育料については、保育料表によりご確認ください。

○3歳以上児の保育料は、国の法律に基づき保育料表にて無料としています。

15 家庭福祉員・グループ保育室

利用者と保育施設の直接契約になります。保育内容・保育時間・児童の体質などについて十分話し合ったうえで契約してください。なお、利用にあたっては保育の必要性ありの認定を受ける必要があります。(P6・7参照)

●家庭福祉員(保育ママ)

一定の資格を持ち、区長の認定を受けた保育経験者が、家庭的な雰囲気を大切にしながら保育します。

(令和8年10月1日現在)

	氏名	定員	電話番号	住所	最寄駅
家庭福祉員 (保育ママ)	中田 美香 [青空みかん]	5名	03-6762-1122	成田東2-9-6	JR阿佐ヶ谷駅より関東バス 善福寺川緑地公園前下車(徒歩5分)
	石川 禎子 [さっちゃん家]	5名	03-5377-7451	高円寺南3-7-6	丸ノ内線 新高円寺駅(徒歩6分)
	木村 環※ [家庭的保育室]	5名	03-5942-1231	永福2-6-21	京王線 下高井戸駅(徒歩9分)、京王井の頭線 永福町駅(徒歩10分)

※給食の提供があります。

【対象児童】

- ①杉並区に住居登録のある方(杉並区外に転出すると、杉並区の家庭福祉員には預けられません)
- ②保育の必要性ありの認定を受けた方(P6・7参照)
- ③生後7週～2歳児で、健康であること
- ④児童をお預かりする家庭福祉員と3親等以内の親族関係にないこと

【保育内容】

保 育 日:月曜日から土曜日(祝日・年末年始・家庭福祉員の休暇(年次・夏期・慶弔)・家庭福祉員の研修日(年に数回あります)を除く)

保育時間:午前8時30分から午後5時まで

【保育料】

令和7年9月から家庭福祉員の保育料は第1子から無料になりました。

時間外料金及びその他雑費については有料となります。

時間外料金:1時間につき500円

【保護者が毎日用意するもの】ミルク・食事・おむつ・着替えなどの月齢に応じたもの等

●グループ保育室

杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営しています。

保育料については、P63の保育料助成制度の対象となります。(別途申請が必要です。)

(令和8年10月1日現在)

保育室名(運営事業者)	所在地・電話	定員 7週目～2歳児	開所時間	保育料			
				8時間まで	～9時間まで	～10時間まで	～11時間まで
桃井グループ保育室 (保育室モモ)	桃井1-35-2 ☎03-3399-5188	21名	月～土曜日 開:7時30分～18時30分	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円

※保育料には、ミルク代・給食費・おやつ代を含みます。 ※契約した保育時間を超えた場合は、30分につき250円の延長保育料がかかります。

※保育料の見直し等により、保育料や保育料に対する補助金が改定されることがあります。

【対象児童】

- ①杉並区に住居登録のある方(杉並区外に転出すると、グループ保育室には預けられません)
- ②保育の必要性ありの認定を受けた方(P6・7参照)
- ③生後7週～2歳児

16 認証保育所

東京都が定める設置運営基準を満たした施設です。産休明けから保育します。利用にあたっては、施設と直接契約となります。利用料のほかに入園料が必要となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。なお、P63の保育料助成制度の対象となります。(別途申請が必要です。)

【A型】0歳(産休明け)～就学前の児童をお預かりします。

(令和8年10月1日現在)

施設名	運営事業者	所在地・電話	定員	保育料(参考)	開所時間
保育園 夢未来 井荻園	株我喜大笑	上井草1-23-15 シャルマン井荻1階 ☎03-6913-8691	32名	0歳児(生後43日～)を 週5日1日8時間月額65,000円	7時30分～20時30分

記載内容については、今後変更になる可能性があります。

17 認証保育所・認可外保育施設・一時預かり事業の保育料助成制度

認証保育所・認可外保育施設等の保育料については、国の「施設利用費」と都の「認可外保育施設利用支援補助金」の交付により、認可保育所等と同等の無償化を図っています。

また、一時預かり事業の保育料についても、国の「施設利用費」の助成対象となっています。

助成上限額・補助要件等一覧

※児童の年齢は、4月1日現在の満年齢

	施設・事業類型	対象区分		助成上限額			主な補助要件
				施設利用費	利用支援補助金	合計	
定期的な保育に対する補助	○認証保育所 ○認可外保育施設 ※1 ・杉並区グループ保育室 ・ベビーホテル ・事業所内保育施設 ・院内保育施設 ・居宅訪問型保育事業（ベビーシッター） ・その他認可外保育施設	0～2歳児	課税世帯	—	月額 80,000 円	月額 80,000 円	① 保育の必要性ありの認定を受けていること。
			非課税世帯	月額 45,700 円	月額 34,300 円	月額 80,000 円	
		3～5歳児		月額 40,300 円	月額 36,700 円	月額 77,000 円	
	○企業主導型保育事業	0～2歳児	課税世帯	—	月額 80,000 円	月額 80,000 円	② 保育施設と定期利用契約を締結していること。
			非課税世帯	※2	月額 34,300 円	月額 34,300 円	
		3～5歳児		※2	月額 36,700 円	月額 36,700 円	
一時的な保育に対する補助 ※3	○一時保育 ・子育てサポートセンター ・ひととき保育 ・子ども・子育てプラザの一時預かり ・私立保育所の一時預かり ○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ○病児保育事業	0～2歳児	非課税世帯	月額 45,700 円	—	月額 45,700 円	① 保育の必要性ありの認定を受けていること。 ② 特定教育・保育施設（認可保育所・認定こども園・幼稚園など）に在籍していないこと。
		3～5歳児		月額 40,300 円	—	月額 40,300 円	
		満3歳児		月額 17,700 円 ※5	—	月額 17,700 円 ※6	① 保育の必要性ありの認定を受けていること。 ② 「預かり保育他施設利用可」私立幼稚園に在籍していること。 ※4
		3～5歳児		月額 12,300 円	—	月額 12,300 円 ※6	

※1 国の認可外保育施設の基準を満たす等の要件を備えた認可外保育施設が補助対象

※2 (公財) 児童育成協会から保育施設運営事業者へ「標準的な利用料」に相当する給付金が交付されており、保育料があらかじめ減額されているため、保護者の方への給付はありません。

※3 認証保育所・認可外保育施設と一時保育を併用している場合、施設利用費の月額上限額（3～5歳児 月額 40,300 円、0～2歳児非課税世帯 月額 45,700 円）を超えて助成を受けることはできません。

※4 開所日数が一日8時間未満又は開所日数が年間200日未満の私立幼稚園（ページID:19941）

※5 満3歳児（課税世帯）は、都の「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金」から助成

※6 「在籍幼稚園での預かり保育補助」と「一時的な保育に対する補助」を合算した上限金額

助成額は変更となる場合がありますので、最新の助成額、申込方法及び助成額の詳細につきましては、区のホームページをご参照ください。

杉並区公式ホームページ



認証保育所等保育料補助金
・利用費給付について

ページID: 19941

18 こども誰でも通園制度

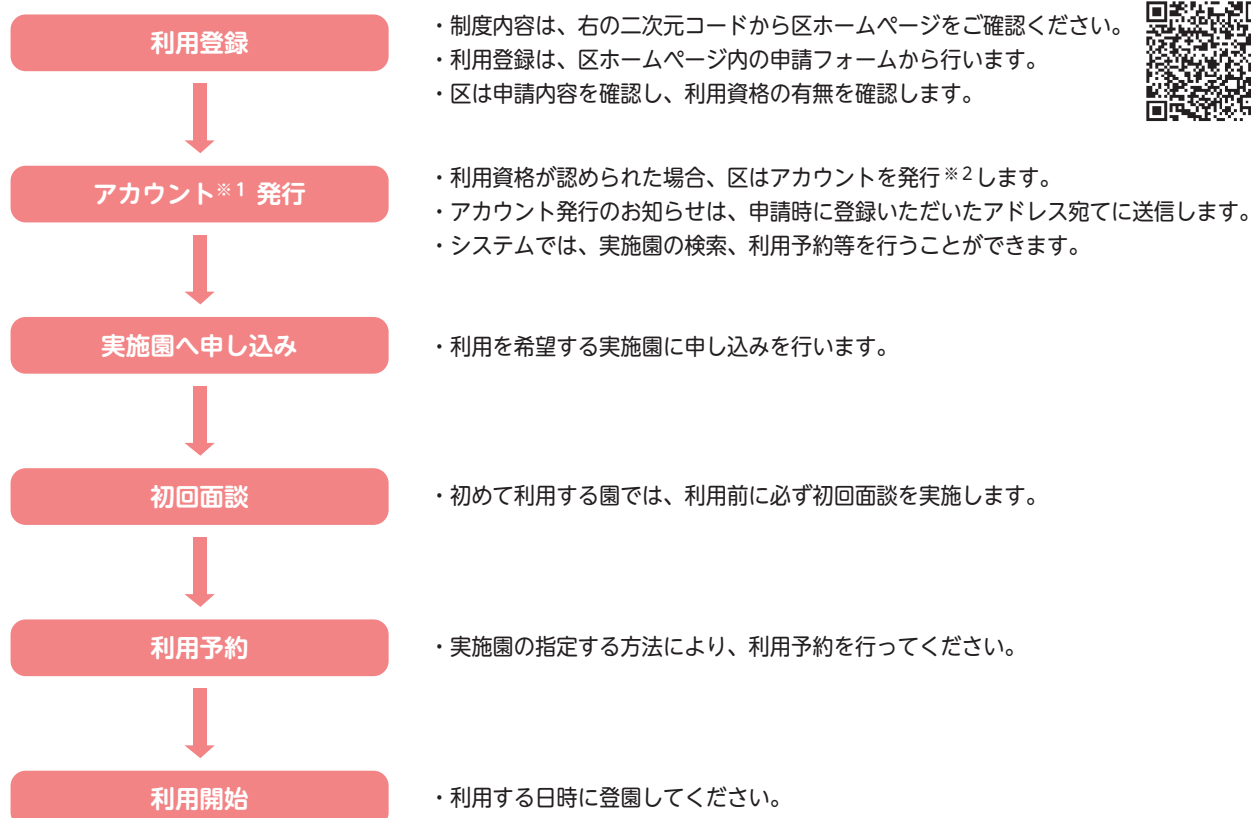
「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」は、保護者の就労要件を問わず、保育所等を利用していないお子さんが、月一定時間まで保育所等を利用できる制度です。

本制度は、こどもの育ちの機会を確保するとともに、保護者の育児負担の軽減や育児相談の機会の充実を目的として、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく給付制度として全国で本格実施されています。

<杉並区におけるこども誰でも通園制度の概要>

項 目	内 容
対象児童	以下のいずれも満たしているお子さんが対象です。 ・認可施設、認定こども園、企業主導型保育事業を利用していない ・利用日現在0歳6か月～2歳（3歳の誕生日の2日前まで） ※認可以外の施設（企業主導型保育事業を除く）を利用している、利用日現在0歳6か月～2歳（3歳の誕生日の2日前まで）のお子さんは対象
利用時間	月10時間まで ※翌月への繰り越しは不可
利用料金	・1時間あたり300円 ・杉並区民は利用料金が無償 ※給食費・おやつ代等の実費負担、キャンセル料は無償化の対象外

<利用までの流れ>



※1 制度の利用には、「こども誰でも通園制度総合支援システム」の利用が必要です。なお、システムを利用するためには、区が発行するアカウントが必要です。

※2 アカウントの発行には、申請内容の確認のため、申請から2週間程度かかります。利用を希望する場合は、余裕をもって申請してください。

※3 実施園によって、受入可能年齢やクラス・利用・申込方法が異なります。

19 区立子供園

区立子供園は、保護者の就労形態の有無にかかわらず幼児を受け入れ、教育及び保育を提供する区独自の幼保一体化施設です。短時間保育（月曜日から金曜日の午前9時から午後2時まで）と長時間保育（月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分の間で保育を必要とする時間）があります。※令和10年度から土曜日が休園日となります。

保育料は幼児教育・保育無償化により無料です。給食費（実施園のみ）、搬入弁当代（希望者のみ）及び行事費等は別途負担があります。

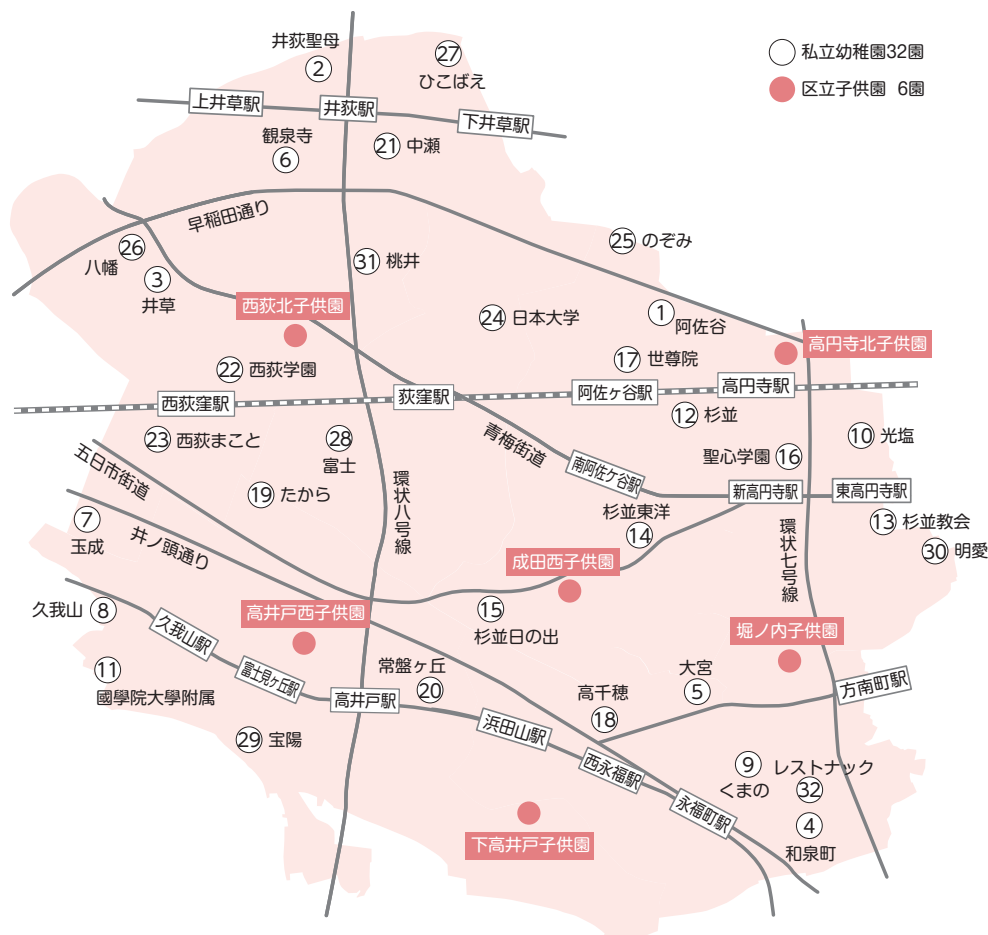
区立子供園の申込みにあたっては、申請書や申請先、長時間保育の申込要件が認可保育所等と一部異なります。詳細は、子供園の利用案内をご確認ください。利用案内は区ホームページに掲載しているほか、区役所保育課、各子どもセンター窓口、児童館及び各子供園で配布しています。

子供園名	所在地・電話	保育種別	3歳児		4歳児		5歳児	
下高井戸	下高井戸 4-38-15 ☎ 03-3303-9485	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名
堀ノ内	堀ノ内 1-9-26 ☎ 03-3313-3437	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名
高円寺北	高円寺北 2-14-13 ☎ 03-3330-0340	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名
成田西	成田西 2-24-21 ☎ 03-3311-3876	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名
高井戸西 ※1	高井戸西 3-15-4 ☎ 03-3332-9020	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名
西荻北	西荻北 1-19-22 ☎ 03-3399-0848	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名

※1：高井戸西子供園の改築計画は、これまでの計画の見直しに伴い、休止中です。見直し後の計画内容については未定です。

※下高井戸子供園、高円寺北子供園、成田西子供園では、給食を原則週5日提供します。給食のない日はお弁当を持参していただきます。

※堀ノ内子供園、高井戸西子供園、西荻北子供園では、保護者の希望による搬入弁当の提供を週5日行います（ただし、アレルギー対応はできない場合があります）。搬入弁当のない日や、搬入弁当を希望されない場合は、お弁当を持参していただきます。



20 私立幼稚園

幼稚園は学校教育のはじまりの場であり、遊びや豊かな体験を通して、健康的な心と体を育み、学ぶ楽しさを知る場でもあります。

現在、区内には私立幼稚園が32園あります。創立者の教育理念のもとに設立され、各園ともそれぞれの特色を活かした施設や園庭を備え、創意工夫溢れる幼児教育を行っています。全園で3年保育を行っています。満3歳保育(満3歳の誕生日を迎え、3歳児クラスへ入園するまでの幼児に対する保育)を実施している園があります。

また、保護者の就労や通院、リフレッシュ等に対応するため、教育時間の前後に預かり保育を実施している園も多くあります。

教育・保育時間、保育料※¹等は各園によって異なります。また、利用にあたっては園と直接契約となります。詳細については、各園に直接お問い合わせください。

幼稚園に関するよくあるご質問 FAQ

Q 私立幼稚園にはどのような特色がありますか。

A 杉並区の私立幼稚園は長い歴史を持ち、長年にわたり地域に親しまれています。

また、各園では集団活動を通じた生活習慣の確立を基本に、独自の教育理念に基づく教育活動を行っています。例えば、学校生活での学習を意識した、文字、数、音楽及びスポーツ教育や、食育、自然教育など様々な教育を行っています。各園の教育内容や行事などは、園のホームページ等でご覧いただけます。

Q 幼稚園と保育園はどのような違いがありますか。

A 幼稚園は、幼児の「学びの場」を提供する、学校教育法に基づいた学校です。1日の中で昼食時間を挟んだ4～5時間程度の教育時間を設けている施設です。なお、多くの幼稚園では、教育時間の前後に預かり保育を実施しています。

保育園は、児童福祉法に基づいた児童福祉施設として、乳幼児の「養護及び教育を一体的に行う場」として位置づけられています。家庭の状況により、1日8時間以上の保育時間を設けている施設です。

このような設置目的(制度)の違いから、幼稚園と保育園は対象年齢や保育(教育)内容、設置主体など様々な相違点があります。一方で、同じ就学前教育施設として、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期における幼児教育の場としての役割を担っています。

Q 幼稚園の預かり保育について教えてください。

A 現在、区内には両親がフルタイム勤務であるなど、年間を通して預かり保育が必要な方に対応している「TOKYO子育て応援幼稚園※²」が9園あります。

原則として、満3歳児以上の在園児で、教育時間と合わせて9時間以上の預かり保育を継続的に必要と認められる方が対象です(園で個別に利用条件等を定めている場合があります。)

また、独自の預かり保育(日数・保育時間)を実施している園(23園)もありますので、フルタイム勤務ではない方でも、ご家庭の条件に合う園があれば通うことができます。

いずれの場合も詳細については、各園へ直接お問い合わせください。

Q 区内の私立幼稚園の新年度入園児の募集時期はいつごろですか？

A 各園にて募集要項等の配布を10月15日、申込受付を11月1日に行う予定です。

詳細については各園に直接お問い合わせください。

定員に空きがある場合は、年度途中の入園を受け付けている園もあります。

※¹ 保育料は、幼児教育・保育無償化により上限内で無償となります。その他入園料等に対しても補助を行っています。

詳細は、区ホームページをご覧ください。

※² 「TOKYO子育て応援幼稚園」とは、東京都及び区の補助要綱等に基づき、年間を通じて長時間の預かり保育を実施する幼稚園です。原則、平日5日間、年間を通じて200日以上預かり保育を実施しています(夏休み等の長期休業日も実施しています)。

私立幼稚園一覧（令和8年10月1日現在）

※所在地を示した地図は P65 参照

No.	幼稚園名	設置	所在地	電話	最寄駅	定員	新制度	送迎バス	預かり保育	補助活動	満3歳	プレ
①	アサガヤ 阿佐谷幼稚園	宗教	阿佐谷北 5-13-2	☎ 3339-8401	JR 高円寺 阿佐谷	140	○		○		○	○
②	イオギセイボ 井荻聖母幼稚園	宗教	井草 4-19-21	☎ 3395-4040	(私) 井荻	480	○	○	○	○	○	○
③	イグサ 井草幼稚園	学幼	善福寺 1-17-1	☎ 3399-4131	JR 西荻窪 荻窪	70	○		○		○	○
④	イズミチヨウ 和泉町幼稚園	個人	和泉 2-25-7	☎ 3321-4510	(私) 明大前	160			○	○	○	○
⑤	オオミヤ 大宮幼稚園	宗教	大宮 2-3-1	☎ 3313-7373	(私) 西永福	315		○	○	○		○
⑥	カンセツジ 観泉寺幼稚園	宗教	今川 2-20-7	☎ 3399-5613	(私) 上井草 (バ) 農芸高校前	180			○			
⑦	ギョウセイ 玉成幼稚園	学幼	松庵 1-9-33	☎ 3332-5954	(私) 三鷹台 JR 西荻窪	270	○		◎	○	○	○
⑧	クガヤマ 久我山幼稚園	学幼	久我山 3-37-24	☎ 3333-7777	(私) 久我山	320		○	◎	○	○	○
⑨	くまの幼稚園	宗教	和泉 3-21-29	☎ 3323-0189	(私) 永福町	120			○	○	○	○
⑩	コウエン 光塩幼稚園 ※1	学高	高円寺南 5-11-35	☎ 3315-0512	JR 中野 (私) 東高円寺	175			○	○	○	○
⑪	コクガクインダイガクフゾフ 國學院大學附属幼稚園	学大	久我山 1-9-1	☎ 3334-4761	(私) 久我山	135			○	○		○
⑫	スギナミ 杉並幼稚園	学幼	阿佐谷南 2-4-36	☎ 3311-2733	JR 阿佐ヶ谷	175			○	○	○	○
⑬	スギナミキョウカイ 杉並教会幼稚園	宗教	和田 3-48-8	☎ 3313-7171	(私) 東高円寺	50	○		○			○
⑭	スギナミトウヨウ 杉並東洋幼稚園	個人	成田東 3-7-36	☎ 3311-0086	(私) 新高円寺	310		○	○	○	○	○
⑮	スギナミヒノデ 杉並日の出幼稚園	学幼	成田西 2-12-29	☎ 3391-8938	(バ) 高井戸境 (私) 浜田山	190		○	○	○	○	○
⑯	セイシンガクエン 聖心学園幼稚園	学幼	高円寺南 2-32-30	☎ 3312-5701	JR 高円寺	140			◎	○	○	○
⑰	セゾンイン 世尊院幼稚園	宗教	阿佐谷北 1-26-18	☎ 3338-6368	JR 阿佐ヶ谷	200			◎	○		○
⑱	タカチホ 高千穂幼稚園	学大	大宮 2-19-1	☎ 3315-4171	(私) 西永福	230			○	○	○	○
⑲	たから幼稚園	個人	西荻南 1-12-12	☎ 3333-9162	JR 西荻窪 (私) 久我山	140		○	○	○	○	○
⑳	トキワガオカ 常盤ヶ丘幼稚園	学幼	高井戸東 3-5-23	☎ 3302-0683	(私) 浜田山	120		○	○	○		
㉑	ナカセ 中瀬幼稚園	学幼	下井草 4-20-3	☎ 3395-3636	(私) 井荻	245			○	○	○	○
㉒	ニシオギガクエン 西荻学園幼稚園	学幼	西荻北 2-11-3	☎ 3396-8466	JR 西荻窪	105			◎	○	○	○
㉓	ニシオギ 西荻まこと幼稚園	学幼	松庵 3-37-14	☎ 3334-7223	JR 西荻窪	90		○	◎	○	○	○
㉔	ニホンダイガク 日本大学幼稚園	学大	天沼 1-31-14	☎ 3392-8118	JR 荻窪	210			○	○		
㉕	のぞみ幼稚園	学幼	阿佐谷北 6-25-17	☎ 3337-6633	JR 阿佐ヶ谷	80			○	○		○
㉖	ハチマン 八幡幼稚園	宗教	善福寺 1-33-11	☎ 3399-8134	JR 西荻窪 (バ) 桃井第四小学校前	280			○	○	○	
㉗	ひこばえ幼稚園	学幼	井草 1-45-15	☎ 3399-9527	(私) 下井草	240	○		◎	○	○	○
㉘	フジ 富士幼稚園	個人	南荻窪 4-5-7	☎ 3332-2111	JR 荻窪	80			○	○	○	○
㉙	ホウヨウ 宝陽幼稚園	個人	上高井戸 2-16-31	☎ 3332-5916	(私) 富士見ヶ丘 芦花公園	240			◎	○		○
㉚	メイアイ 明愛幼稚園	学幼	和田 1-61-18	☎ 3381-4590	(地) 新中野 中野富士見町	140		○	◎	○	○	○
㉛	モモイ 桃井幼稚園	個人	清水 2-18-16	☎ 3301-1123	JR 荻窪 (私) 井荻 (バ) 清水二丁目	220	○		○	○		
㉜	レストナック幼稚園	学幼	和泉 2-41-18	☎ 3323-1666	(私) 明大前 (地) 方南町	175	○		○	○	○	○

(注)

1 設置者は、学幼・学高・学大＝学校法人立、宗教＝宗教法人立、個人＝個人立です。

2 「新制度」とは、[子ども・子育て支援新制度]（平成27年施行）に移行した園です。原則、新制度園は利用者負担額（保育料）は無償です。

※実費分(文房具費、行事費等)やそれ以外の上乗せ分(教育・保育の質の向上を図るための費用＝特定負担額)はこれまでどおり施設に支払います。

3 「預かり保育」とは、教育時間開始前又は、教育時間終了後に希望者を対象に行なう教育活動です。

4 「預かり保育」の◎は、長時間預かり保育実施園（「TOKYO 子育て応援幼稚園」）です。

5 「補助活動」とは、園児のうち希望者に対し、正規の保育時間外に行う課外活動（音楽教室、体操教室、英会話教室など）をいいます。

6 「満3歳」は、満3歳児（満3歳の誕生日を迎え入園してから3歳児クラスに進級するまでの幼児）を受け入れている園です。

7 「プレ」は、未就園児（主に当該年度に満3歳の誕生日を迎える2歳児）を対象に幼稚園における活動を実施している園です。

上記の（注）3～7の活動名称、実施時期、対象年齢等は各園により異なります。詳細については、各園に直接お問い合わせください。

（参考）杉並区私立幼稚園連合会ホームページ【<http://www.ans.co.jp/u/suginami/>】

※1 光塩幼稚園は園舎建替えのため、仮園舎（高円寺南 1-28-4）に移転しています。詳細については園にお問い合わせください。

21 主な変更点とお知らせ

申込みをされる方、既に認可施設に入所されている方にお知らせしたい事項等、重要なお知らせとなっていますので必ずお読みください。

【1】調整指数項番8（兄弟姉妹の同時申込時の加点）の適用条件について

調整指数項番8の適用について、同時に申し込む兄弟姉妹に転園申込み扱いの児童が含まれる場合、「希望する認可施設が全て同じであること」を条件としておりましたが、その条件を「第一希望の認可施設が同じであること」に変更しました。そのため、第一希望の認可施設が同じであれば、第二希望以下の希望数や希望施設が兄弟姉妹で異なっても調整指数項番8が適用されます。

なお、兄弟姉妹が同時に入所を申し込む場合は、これまでどおり希望施設等に条件はありません。詳細は P24・25 「調整指数」をご確認ください。

【2】有効な証明書類として取り扱う証明日・発行日について

認可施設の利用申込み等にあたってご提出いただいている就労証明書、在学証明書や診断書（保育の必要性の認定用）等の証明書類について、有効な証明書類として取り扱う証明日・発行日を「申込日の前月1日以降に証明・発行されたもの」としておりましたが、「申込日の3か月前の月の1日以降に証明・発行されたもの」に変更しました。

【例】10月10日に入所申込みを行う場合、7月1日以降に証明・発行された書類であれば受け付けます。

【3】ひとり親として申請される場合の必要書類について

ひとり親（※）として認可施設の利用申込み等を行う場合には、戸籍全部事項証明書等によりひとり親であることを確認しておりましたが、申し込まれた方のみが申込児童を現に監護する保護者であることをより正確に確認するため、戸籍全部事項証明書等とあわせて「ひとり親であることの申立書」を提出していただく取扱いに変更しました。

詳細は P29 「【6】ひとり親の方の提出書類について」をご確認ください。

※申込児童のいずれかの保護者が不存在である場合（離婚調停等により別居している場合や他方の保護者が行方不明である場合等のひとり親に準ずる状況にある場合を含みます。）。

子ども・子育て支援法上、保護者は「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者」と定められています。

【4】弟妹の出産予定がある場合の申込みにおける取扱いについて

申込児童の育児休業（自営業等で育児休業制度がない保護者が、出産により仕事を休む場合を含みます。）中で弟妹の出産予定がある場合、「弟妹の産前産後休暇」が申込児童の入所希望月にかかる場合には原則妊娠・出産の事由として取り扱うこととしておりましたが、その期間を「弟妹の出産予定月の前2か月前から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで」に変更しました。

また、該当者にご提出いただく書類の名称を「入所月中の産前産後休暇取得に関する同意書」から「入所月に妊娠・出産要件期間がかかる申込みに関する同意書」に変更しました。

詳細は P31 「申込児童の育児休業中で弟妹の妊娠・出産の事由に該当する期間が入所月にかかる場合の申込みについて」をご確認ください。

ご存知ですか？

杉並区子どもの権利に関する条例

区では、すべての子どもが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、令和7年4月1日に施行しました。



条例全文はこちらから▶

子どもにとって大切な権利 あらゆる場面で、子どもの権利を保障します

条例の基本理念は、世界中のすべての子どもが持つ権利を定めた「子どもの権利条約」の精神にのっとり規定しました。

子どもの権利に関する基本的な考え方(基本理念)

- どんな時でも、差別的扱いを受けることがあってはならず、個人として尊重されます。
- あらゆる場面で、年齢及び発達に応じて、その「思い、考え、意見」を表すことができ、これらが尊重されます。
- 自分に関係する全てのことについて、最善の利益（子どもにとって最もよいこと）が優先して考慮されます。
- 常に命を大切にされ、成長及び発達が図られます。

安心して生きる権利

- ・命が守られます。健康に生きて成長することができます。
- ・一人ひとりが大切にされて、愛されます。
- ・知られたくないことは秘密にできます。
- ・安心して過ごす居場所を持てます。



自分らしく生きる権利

- ・ありのままの自分が大切にされます。
- ・興味や関心があることに取り組むことができます。



育つ権利

- ・年齢や成長に合わせて、いろいろなことを勉強したり、自分のやりたい遊びができます。
- ・ゆっくり休むことができます。



意見を聴かれる権利

- ・必要な情報を知り、自分の思いや考えを伝えることができます。
- ・子どもの思いや考え、意見が大切にされます。



守られる権利

- ・暴力、虐待、いじめ、体罰など子どもの心や体が傷つくような言葉や行動から守られます。
- ・心や体が傷ついたときは、すぐに助けてもらったり、救ってもらうことができます。



個別の必要に応じて支援を受ける権利

- ・国や性別などを理由に差別されません。
- ・それぞれの子どもの状況に合った助けが受けられます。



子どもの権利を守るために

子どもを取り巻く大人の役割

区、保護者、子ども関係施設、区民、事業者それぞれの役割を明確に定めることで、子どもの権利を保障します。

保護者

- ・子どもの意見を聴き、子どもにとって最善の利益を優先して考慮します。
- ・子どもが安心・安全に暮らすことができる生活環境を確保します。

子ども関係施設

- ・子どもの意見を聴き、施設運営を行うにあたっては、その意見を尊重します。
- ・子どもが安心・安全に過ごすことができる環境を整備します。
- ・子どもからの相談に対応できるようにします。

区民

子どもの意見を尊重し、子どもが様々な社会活動に参画できる機会を確保します。



事業者

その会社で働く人が仕事と子育てを両立できるような雇用環境を整備します。

杉並区

子どもの意見を聴き、子どもに関する様々な取組を考え、保護者等と協力しながら行います。

杉並区 子どもの権利相談・救済窓口 なみすけの子ども相談室

子どもが抱える悩みを解決するために、LINEやWEBフォーム・メールなどから子どもが気軽に相談できます。子どもの権利を守るためであれば、保護者など大人からの相談も受け付けます。



フリーダイヤル

なみなみ みんなよし

0120-7373-34

- ・上手く伝えられなくても大丈夫です。
- ・秘密は守ります。・お金はかかりません。

その他窓口詳細は
こちらから

開設時間・曜日

月・水・金／13:00～19:00
土／10:00～16:00
火・木・日・祝日・年末年始は休み



認可施設入所申込方法について

電子申請

1. 電子申請フォームへの入力（目安 15 分程度）

※お子様一人につき、1 件の申請が必要です。

電子申請
フォーム



▶二次元コードを読み取る
▶または区 HP トップページ上部の
「検索メニュー」をクリックし、
ページ ID 検索にて「1106」を参照

2. 書類の添付

紙の書類をスマートフォン等で撮影した画像データ、または PDF や Excel などの電子データを添付できます。

3. マイナンバーの提出

これまで郵送または窓口でのみ受け付けていた「マイナンバー記入用紙」についても、**マイナポータル**から提出が可能になりました。

電子申請フォームでの申請後に発行される送信完了メール内の URL から「**マイナポータル**」にログインし、マイナンバーを提出してください（電子申請フォームでの申請後に発行される送信完了メール内に記載された「受付番号」の入力が必要です。）。

※申請には、保護者のいずれか一方のマイナンバーカードが必要です。詳しい手続き方法については、上記二次元コードから「マイナンバーの提出方法について」をご確認ください。

※**マイナポータル**からマイナンバーを提出できない場合は、マイナンバー記入用紙及び本人確認書類を郵送または窓口で提出してください（マイナンバー記入用紙及び本人確認書類は電子申請フォームからは提出できません。）。

4. 内定者情報の確認

区ホームページに掲載の電子申請フォームで申し込まれた方に限り、区ホームページ（ページ ID：21949）でも内定者情報を公表します。ここでも電子申請後に発行される送信完了メール内の「受付番号」を利用しますので、送信完了メールは保存していただくようお願いいたします。

郵送受付

送付先 ※簡易書留・レターパックなど発着記録が残る方法でご送付ください。

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
子ども家庭部 保育課 認定・入園係

窓口受付

区役所 東棟 3 階 6 番窓口	予約受付：以下のサイトか、右の二次元コードから事前予約してください。 https://logoform.jp/form/Y4gR/26095	1 世帯 20 分以内	
	※予約なしでも受付は可能ですが、予約の方を優先にご案内するため、 お待たせする場合があります。 ※障害や発達の遅れなどの支援が必要な児童は区役所窓口にご相談ください。		

※杉並区外の保育施設を申込む場合は、受付期間・申込条件等が異なりますので、必ず各自治体にご確認ください。

※申込書の未着や同封漏れなどについて、区は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

子どもセンターのご案内

子どもセンターは保育所の申込みや子育て支援サービスの相談・情報提供を行う窓口です。窓口利用の予約は不要ですが、利用日の 1 か月前から予約することもできます。ただし、10 月、11 月は予約制になります。以下の二次元コードから事前予約してください。

〈受付時間〉月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時
(土・日・祝日・年末年始はお休み)



荻窪子どもセンター	03 (5347) 2081
高井戸子どもセンター	03 (5941) 3839
高円寺子どもセンター	03 (3312) 2811
上井草子どもセンター	03 (3399) 1131
和泉子どもセンター	03 (3312) 3671

※高円寺子どもセンターは、工事のため休館しています（令和 8 年 12 月 7 日再開予定）。休館中は、子ども・子育てプラザ高円寺で出張相談（10～11 月は書類受付を含む）を行います。日時の詳細は、区ホームページの子どもセンター（ページ ID：1818）に掲載しております「出張相談の実施予定日」をご確認ください。